

第3期京田辺市障害者基本計画及び 第4期京田辺市障害福祉計画

平成27年3月

京田辺市

～ごあいさつ～

本市では、平成21年度に、障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等、本市の障がい者福祉施策の基本となる「京田辺市障害者基本計画 平成22年度～平成27年度(第2期)」を、また平成23年度に、障害者自立支援法に基づき、障がい福祉サービス等の必要なサービス見込量とその確保策等を定めた「京田辺市障害福祉計画 平成24年度～26年度(第3期)」を策定し、障がい者施策を推進してまいりました。

この間、国においては、平成23年に「障害者基本法」の改正や、平成24年には「障害者総合支援法」及び「障害者虐待防止法」の制定、平成25年には「障害者差別解消法」を制定するなど国内法の整備を進め、平成26年度に「障害者の権利に関する条約」が批准され、障害者の権利の実現に向けた取り組みが一層推進されることになりました。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が変化する中、すべての障がいのある人の自立と社会参加の実現をめざして平成27年度から平成32年度までの6年間の障害者のための施策に関する基本的な方向を定めた「第3期京田辺市障害者基本計画」と、本市の障がい者を取り巻く現状等を踏まえ平成27年度から平成29年度までの3年間における障がい福祉サービス等の数値目標を定めた「第4期京田辺市障害福祉計画」を策定いたしました。

今後とも、障がいのあるなしにかかわらず、「すべての人が安心して、自分らしく暮らしていけるまち」という基本理念の実現に向け、本計画を推進してまいりますので、市民の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、アンケート調査にご協力いただきました皆さまをはじめ、熱心にご審議賜りました京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会委員、協力いただきました当事者団体、事業所の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成27年3月



京田辺市長 石井明三

＜目次＞

1. 総 論	1
第1章 計画策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 障害福祉制度の変遷（国の動き）	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 他計画との関係性	6
5. 計画策定にあたって	7
第2章 京田辺市の現状	8
1. 人口・世帯	8
2. 障害者手帳所持者数の推移	8
3. 通院についての状況	17
4. 障がいのある児童の状況	18
5. アンケート調査の結果概要	20
6. 団体ヒアリング調査結果	35
7. 京田辺市における課題と基本的な視点	41
第3章 計画の基本的な考え方	44
1. 基本理念	44
2. 施策体系	45
3. 計画の推進体制	47
2. 第3期京田辺市障害者基本計画	49
第1章 障がいのある人への理解の促進	51
1. 障がいを理由とする差別の解消	51
2. 福祉教育の推進	53
3. 障害福祉に関わる団体などへの支援	55
4. 権利擁護の推進	56
第2章 地域での生活の支援	57
1. 在宅福祉サービスの充実	57
2. 居住支援の充実	59
3. 保健・医療の充実	60
4. 相談体制の充実	62
5. 「情報へのつながりやすさ」の向上	64

第3章	ライフステージに応じた環境づくり	66
1.	保育・教育における支援体制の充実	66
2.	障がいのある子どもへの療育の充実	68
3.	スポーツ・文化芸術活動などによる社会参加の促進	69
4.	総合的な就労支援	71
第4章	安心して暮らせる社会の実現	73
1.	生活環境の整備	73
2.	防災・防犯対策の推進	75
3. 第4期京田辺市障害福祉計画	77
第1章	前回計画の実績	79
1.	障害福祉サービス	79
2.	地域生活支援事業	84
第2章	今回計画策定に向けて踏まえるべきポイント	93
1.	重度訪問介護の対象拡大	93
2.	共同生活介護の共同生活援助への一元化	93
3.	地域移行支援の対象拡大	93
4.	地域生活支援事業の追加	93
第3章	今回計画の見込量と確保方策	94
1.	平成29年度までの成果目標	94
2.	活動指標の見込みと確保の方策	97
3.	地域生活支援事業の見込みと確保の方策	102
4. 資料編	109
1.	京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会規則	111
2.	京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿	112

1. 総 論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

京田辺市では、平成22年3月に「京田辺市障害者基本計画（第2期）」、平成24年3月には「京田辺市障害福祉計画（第3期）」を策定し、「すべての人が自分らしく暮らしていけるまち」を基本理念として、すべての障がいのある人の自立と社会参加の実現をめざして、障がいのある人の施策の推進に取り組んできました。

国では、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な、国内法の整備を始めとする障がいのある人への施策の抜本的な見直しが行われており、これまで「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成23年6月公布）、平成22年12月及び平成24年6月の2回にわたる「障害者自立支援法」の大幅な改正（平成24年6月の改正によって「障害者総合支援法」に改称。）が行われています。

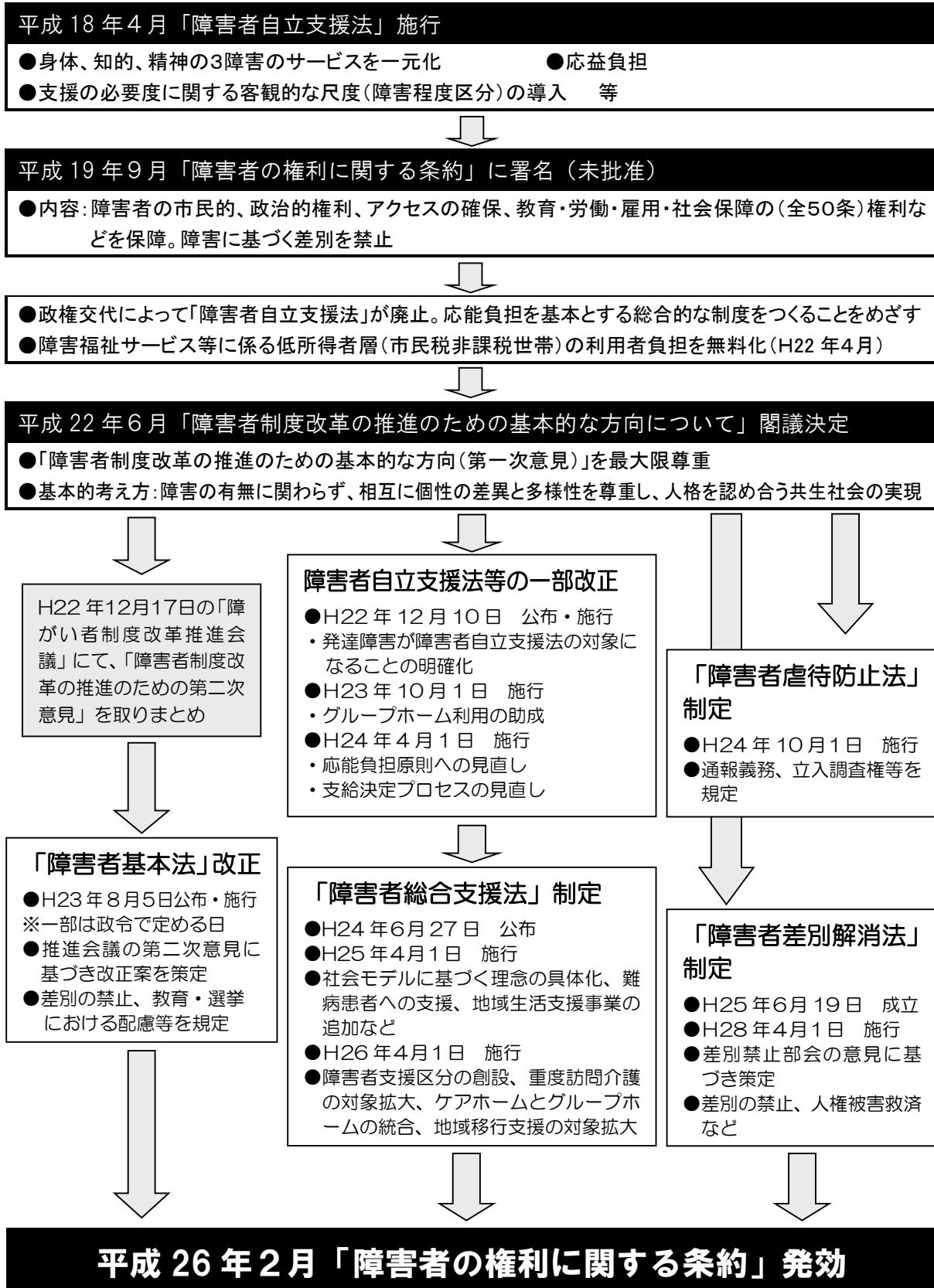
また「障害者差別解消法」（平成25年6月成立）によって、公的機関については「社会的障壁の除去」を障がいのある人や家族から求められた場合に「合理的配慮」をすることが義務付けられています。

「障害者基本法」の改正では、社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念など）の除去や、合理的な配慮がされなければならないとの規定がなされています。希望に応じた社会的活動への参加を妨げられないためにも、施設・設備のバリアフリー化といった物理的障壁の除去はもちろんのこと、雇用、就学、その他の社会活動への参加に際しての障がい等による排除など、制度上や慣行上の障壁の除去も含めた日常生活における問題の解決が重要となっています。

「障害者総合支援法」の改正では、法律の基本理念が新たに掲げられたほか、障害者の範囲に難病が加えられ、障害者に対する支援の拡大やサービスの基盤の整備など、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう求められています。

こうした法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、現行の「京田辺市障害者基本計画・障害福祉計画」の実績やアンケート・ヒアリング調査の結果などを踏まえ、障がいのある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会をめざし、啓発・広報、地域生活の支援、保健、医療、雇用、教育、生活環境、危機管理など幅広い分野を対象とした、「第3期京田辺市障害者基本計画」（計画期間は平成32年度までの6年間）と、第3期京田辺市障害福祉計画が平成26年度をもって計画期間が満了となることから、障害者総合支援法に基づき、「第4期京田辺市障害福祉計画」（計画期間は平成29年度までの3年間）を新たに策定します。

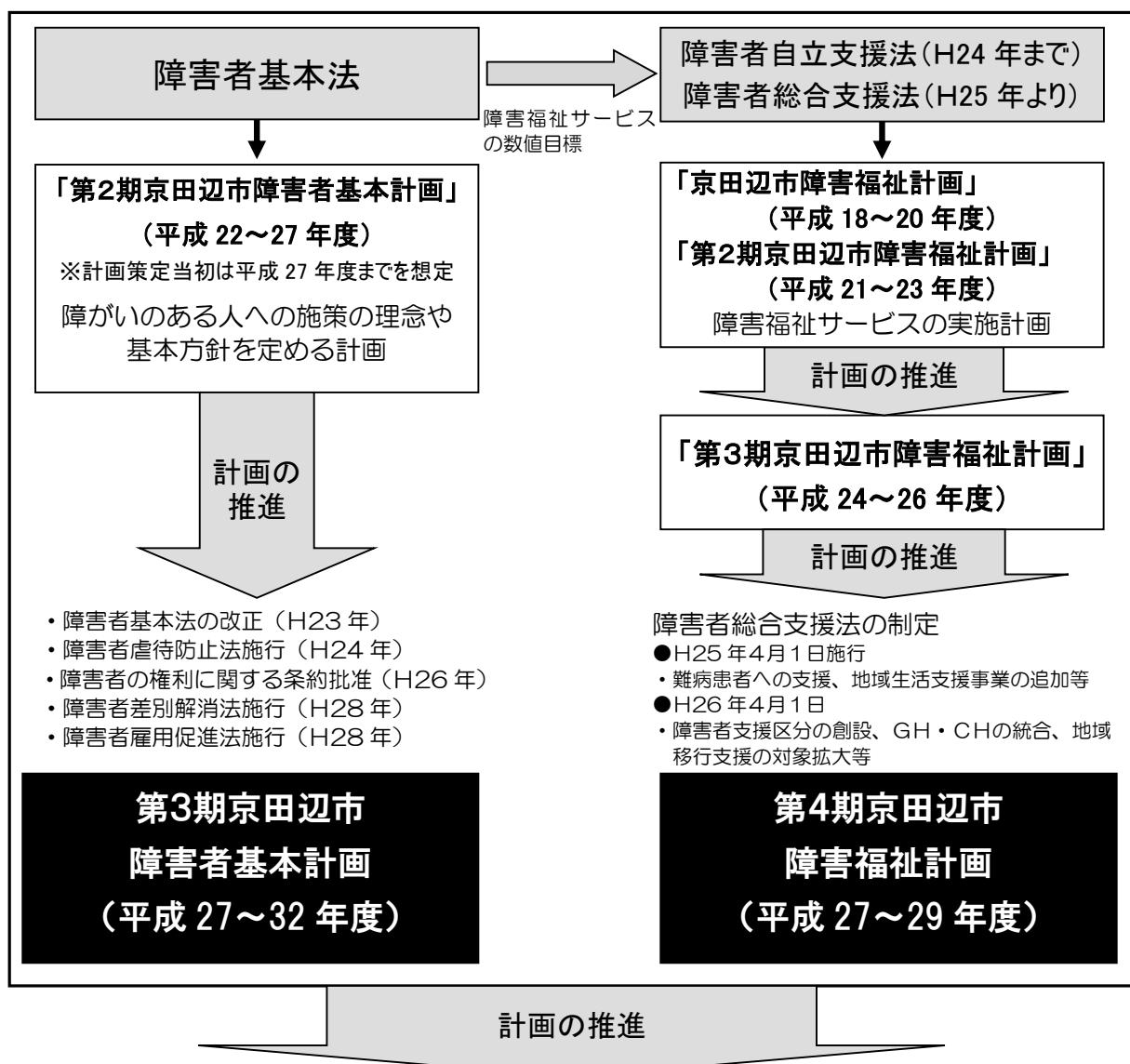
2. 障害福祉制度の変遷（国の動き）



3. 計画の位置づけ

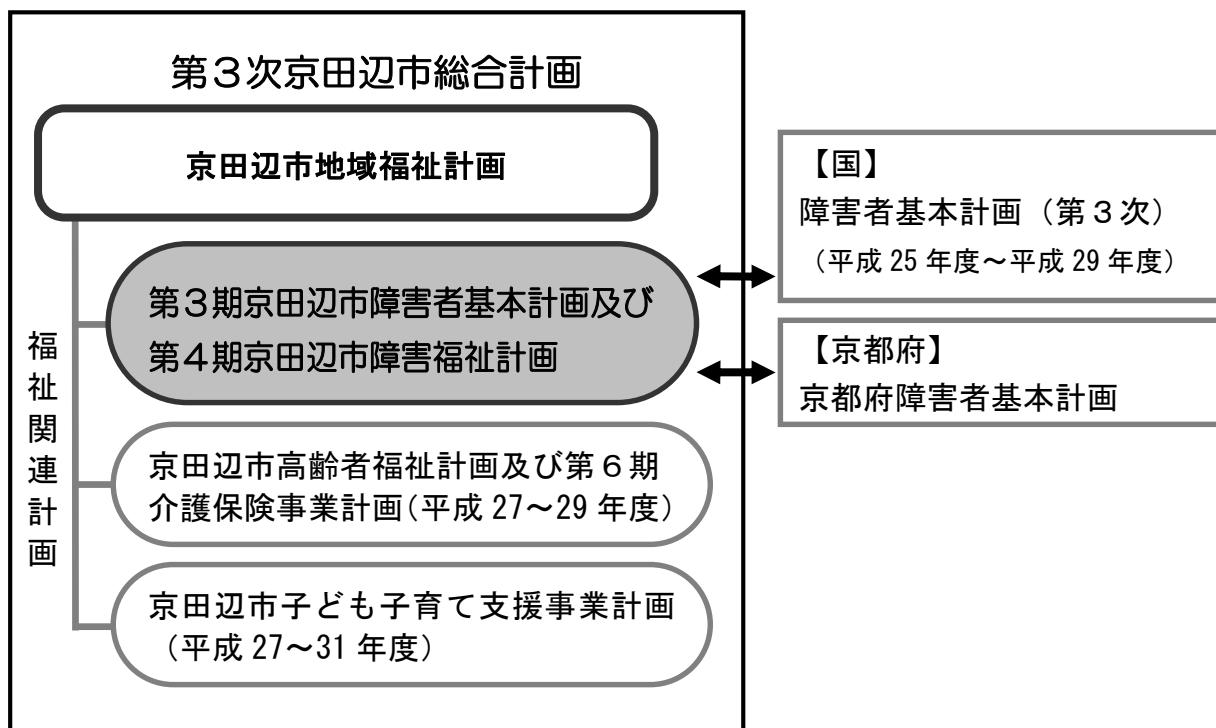
本計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉計画の2つの計画を一体的な計画として策定するものです。

市町村障害者計画は障害者基本法第11条第3項に基づくものであり、障がいのある人の施策を推進するための基本理念、基本目標を定めることにより、その方向性を明らかにし、今後の障がいのある人の施策推進のための指針となるものです。また、市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策を示す実施計画となります。



4. 他計画との関係性

本計画は、国の「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～平成29年度）や、京都府の「京都府障害者基本計画」、「第3期京都府障害福祉計画」を踏まえ、「第3次京田辺市総合計画」を上位計画として、さまざまな関連計画と整合性を持たせたものとします。



5. 計画策定にあたって

(1) アンケート調査の実施

障害者手帳をお持ちの方 2,000 人を対象に、日々の生活状況や福祉サービスの認知・利用度、医療・保険、就労や介護者の状況など、幅広い事柄について意見をうかがい、本計画を策定するにあたっての基礎資料とします。

障がいのある人対象調査			
調査対象者	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者
配布数	2,000 通		
抽出方法	無作為抽出		
調査方法	郵送配布・郵送回収		

(2) 障害者関係団体ヒアリング

市内の障害者関係団体及び市内事業所に対し、生活支援、保健・医療など9項目における現状や問題点、今後の取り組みについての意見を徴収し、計画を策定するにあたっての基礎資料とします。

(3) これまでの計画の評価・検証の実施

本計画の各施策・事業に関わる事項については、庁内の担当所管課などが施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を行います。

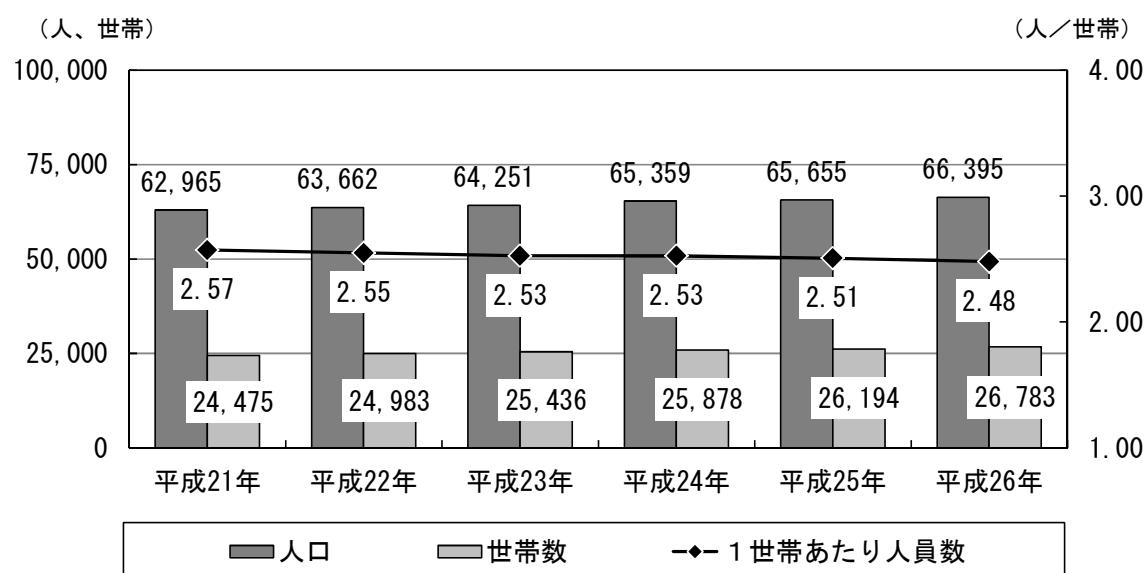
(4) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、ホームページにおいて計画案を公表し、市民の考え方や意見を聞くパブリックコメントを実施します。

第2章 京田辺市の現状

1. 人口・世帯

京田辺市の総人口の推移をみると、平成26年は66,395人で、平成21年から3,430人（平成26年人口の約5.1%分）増加しています。人口の増加に伴い、世帯数も増加しており、平成21年から平成26年にかけて2,264世帯が増加しています。一方で、1世帯あたり人員数は過去6年間で減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳登録人口（各年3月31日現在）

2. 障害者手帳所持者数の推移

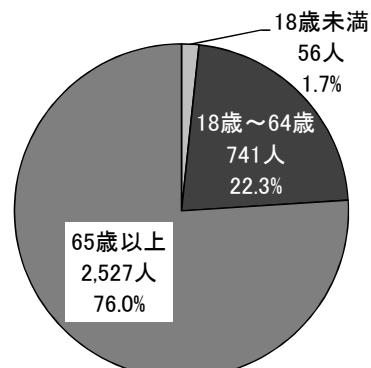
（1）身体障害者手帳所持者数の推移

①身体障害者手帳所持者数の推移

京田辺市の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成25年度は3,324人で平成20年度から382人増加しています。

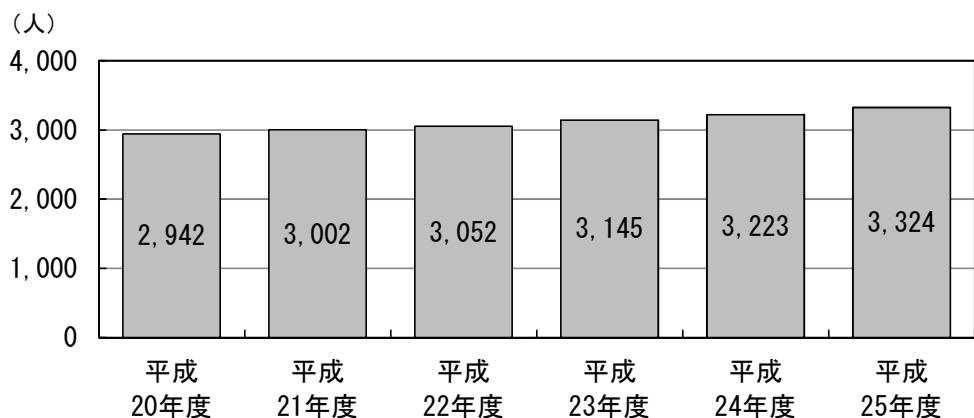
年齢別では65歳以上が2,527人で最も多く、全体の76.0%を占めています。

◆年齢別身体障害者手帳所持者数・割合



資料：京田辺市提供（平成25年度末）

◆身体障害者手帳所持者数の推移



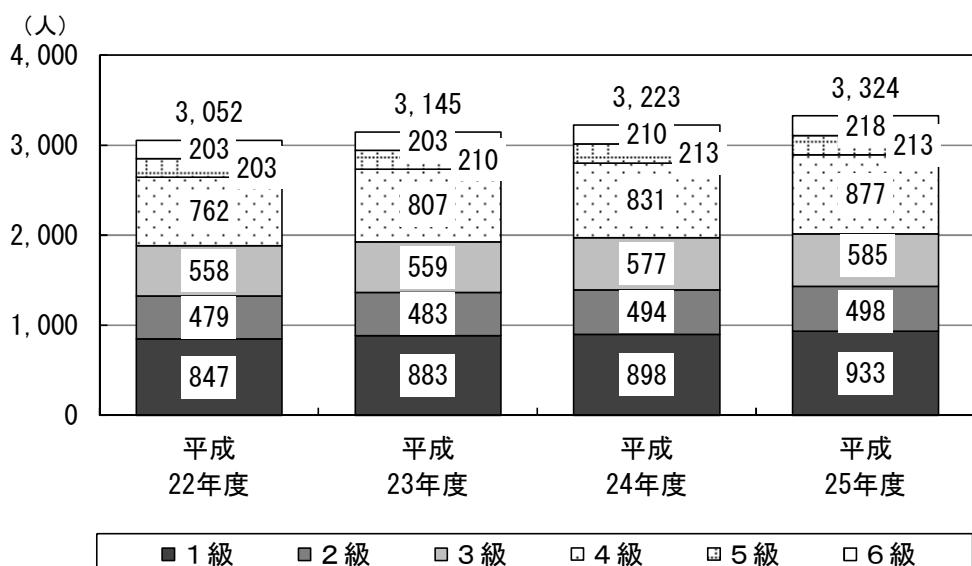
資料：京田辺市提供（各年度3月31日現在）

②障がいの程度別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障がいの程度別の推移をみると、すべての区分が増加傾向にあり、平成25年度では1級が933人で割合が28.1%と最も多く、次いで4級が877人で割合が26.4%となっています。

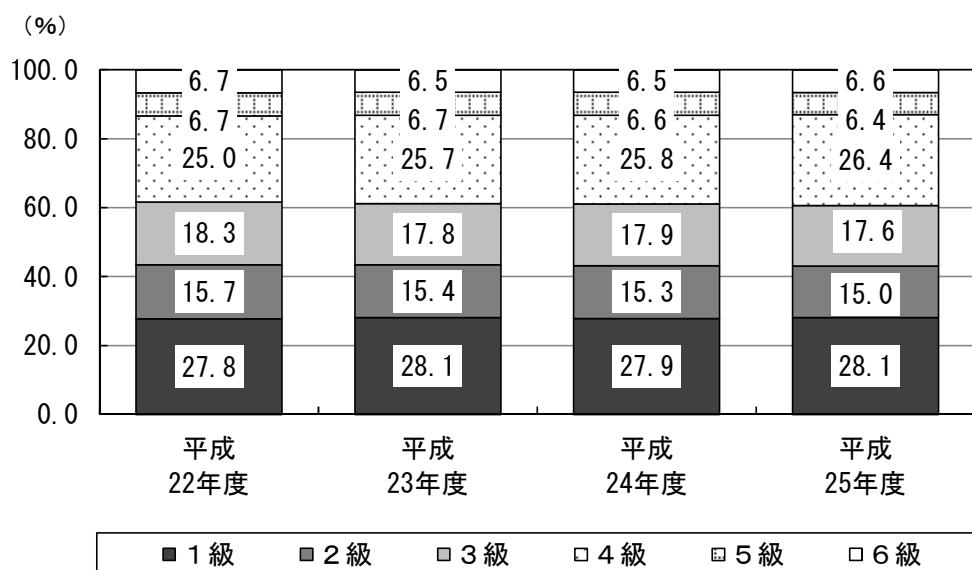
また、京都府や全国の割合と比較すると、京田辺市、全国では1級、京都府では4級の割合が最も多く推移しています。また、京田辺市、京都府、全国ともに4級は増加傾向、2級、5級、6級は減少傾向となっています。

◆障がいの程度別身体障害者手帳所持者数の推移



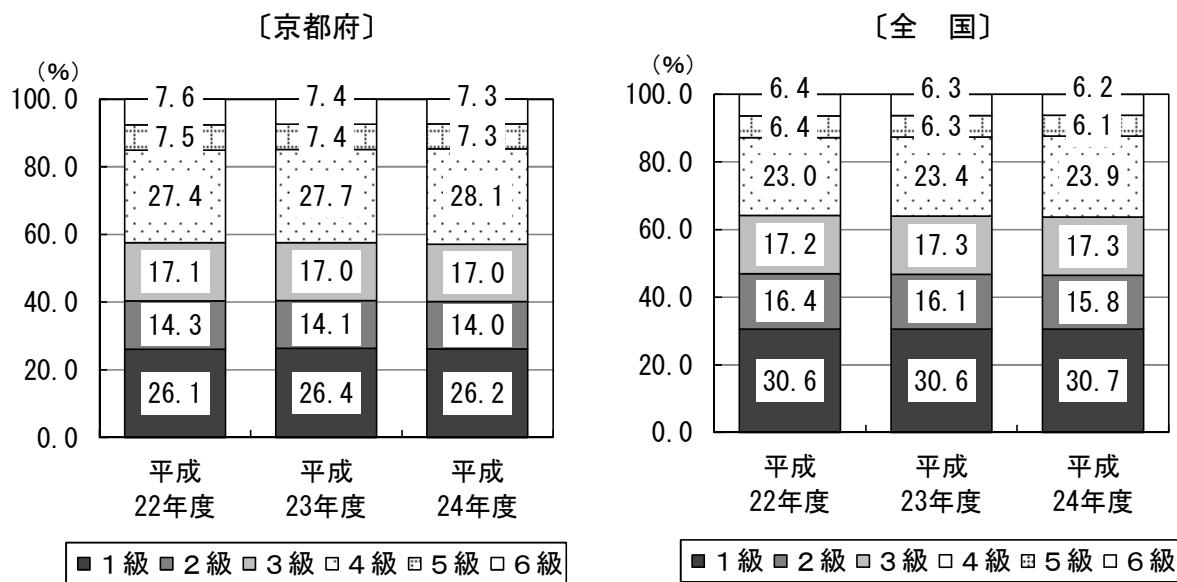
資料：京田辺市提供（各年度3月31日現在）

◆障がいの程度別身体障害者手帳所持者数の割合の推移



資料：京田辺市提供（各年度3月31日現在）

◆障がいの程度別身体障害者手帳所持者数の割合の比較（京都府、全国）



資料：福祉行政報告例（各年度末）

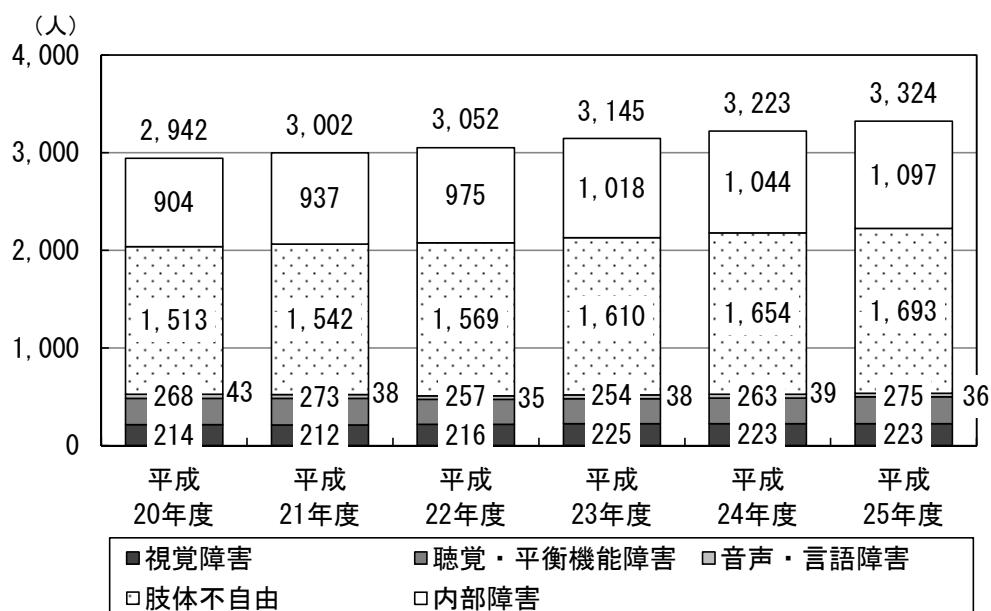
※全国の平成22年度分は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）、仙台市を除いて集計した数値

③障がいの種別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障がいの種別の推移をみると、平成 25 年度では肢体不自由が 1,693 人と最も多く、次いで内部障害が 1,097 人となっており、平成 20 年度以降、それぞれ 200 人弱の増加となっています。

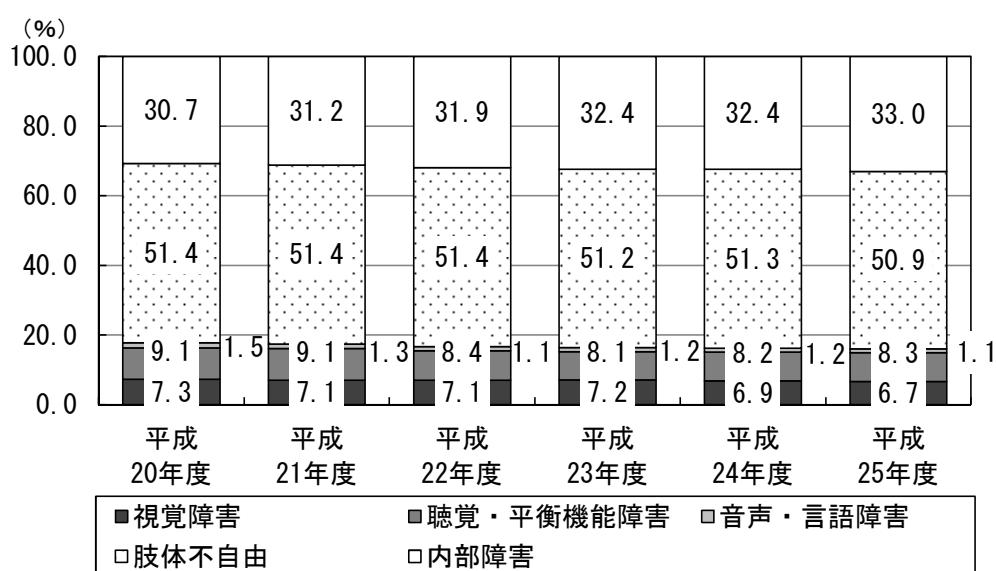
割合の推移をみると、肢体不自由が半数を占めながらも微減で推移し、平成 25 年度では 50.9% となっています。一方、内部障害は微増で推移し、平成 25 年度は 33.0% となっています。

◆障がいの種別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：京田辺市提供（各年度 3 月 31 日現在）

◆障がいの種別身体障害者手帳所持者数の割合の推移

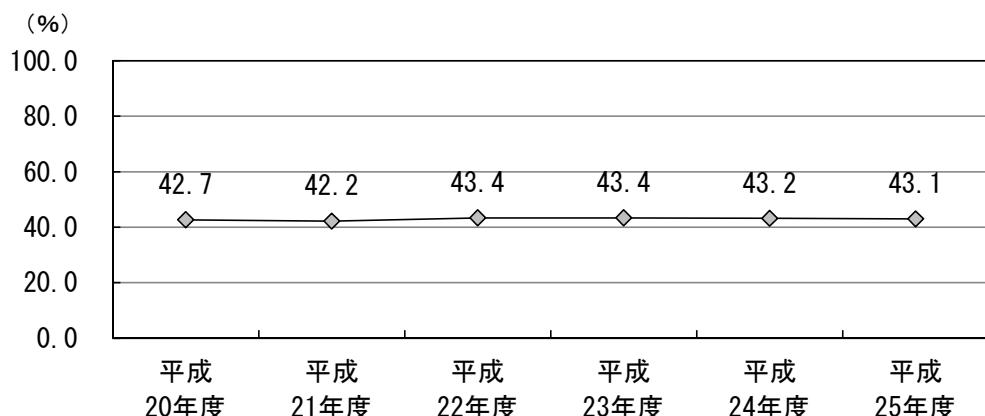


資料：京田辺市提供（各年度 3 月 31 日現在）

④身体障害者手帳所持者の重度率の推移

1級及び2級の身体障害者手帳所持者数に占める割合の推移をみると、1級の手帳所持者が多くなっていることなどから、各年度ともに4割を超える割合となっています。

◆身体障害者手帳所持者の重度率の推移



資料：京田辺市提供（各年度3月31日現在）

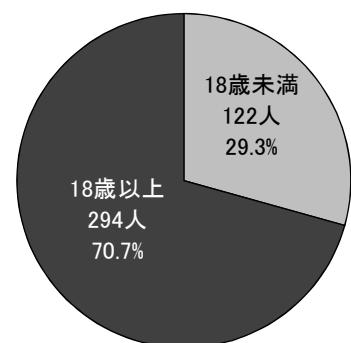
（2）療育手帳所持者数の推移

①療育手帳所持者数の推移

京田辺市の療育手帳所持者数の推移をみると、増減を繰り返しながらも微増傾向にあり、平成25年度は416人で平成20年度から55人増加しています。

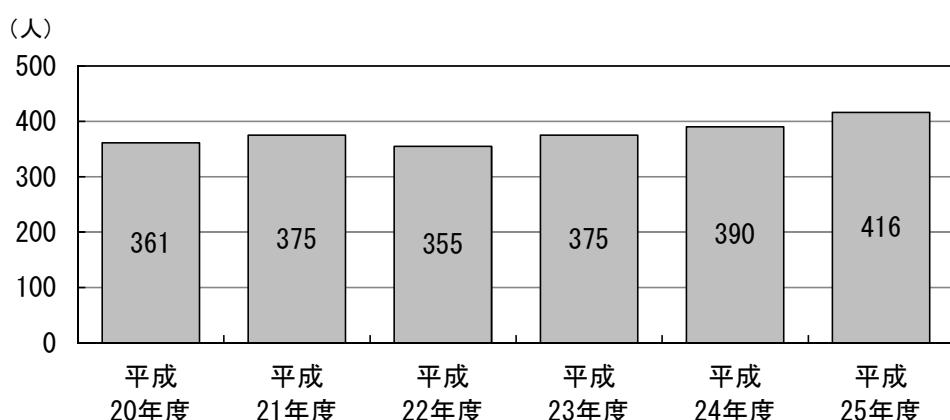
年齢別では18歳以上が294人で、全体の70.7%を占めています。

◆年齢別療育手帳所持者数・割合



資料：京田辺市提供（平成25年度末）

◆療育手帳所持者数の推移



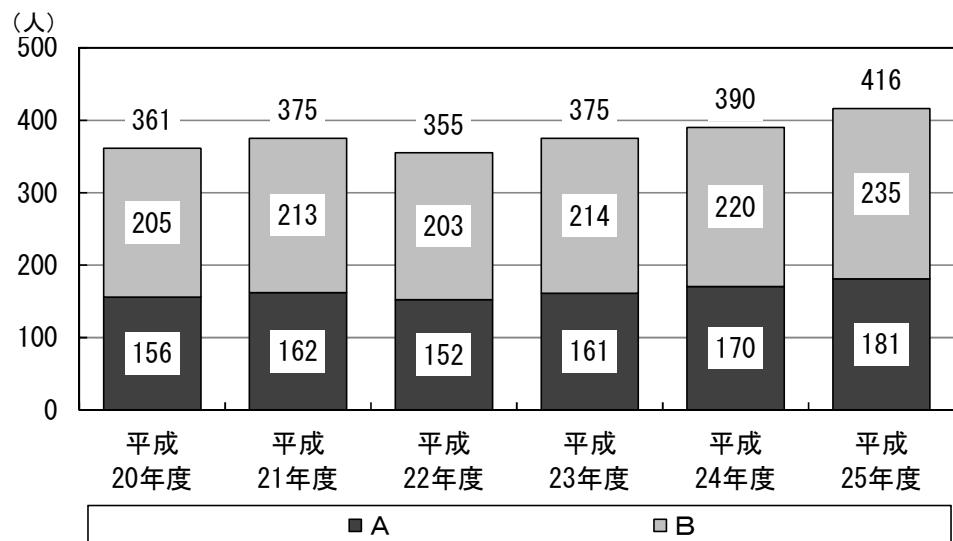
資料：京田辺市提供（各年度3月31日現在）

②障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の障がいの程度別の推移をみると、増減を繰り返しながらも微増傾向にあり、平成25年度ではA判定が181人、B判定が235人となっています。割合の推移をみると、A判定が4割台、B判定が5割台で推移し、平成25年度ではそれぞれ43.5%、56.5%となっています。

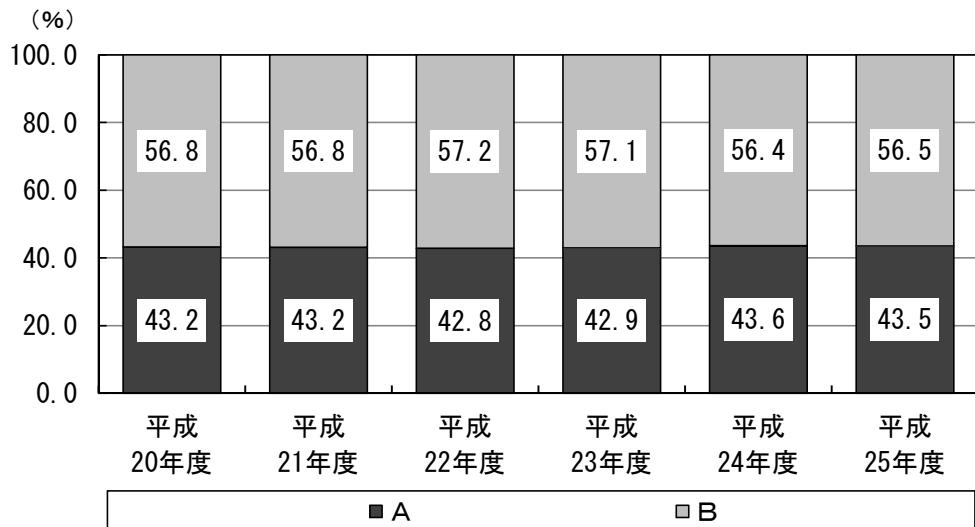
また、京都府や全国の割合と比較すると、ともにA判定よりもB判定の割合が多く推移し、京都府、全国ではA判定は減少、B判定は増加傾向となっています。

◆障がいの程度別療育手帳所持者数の推移



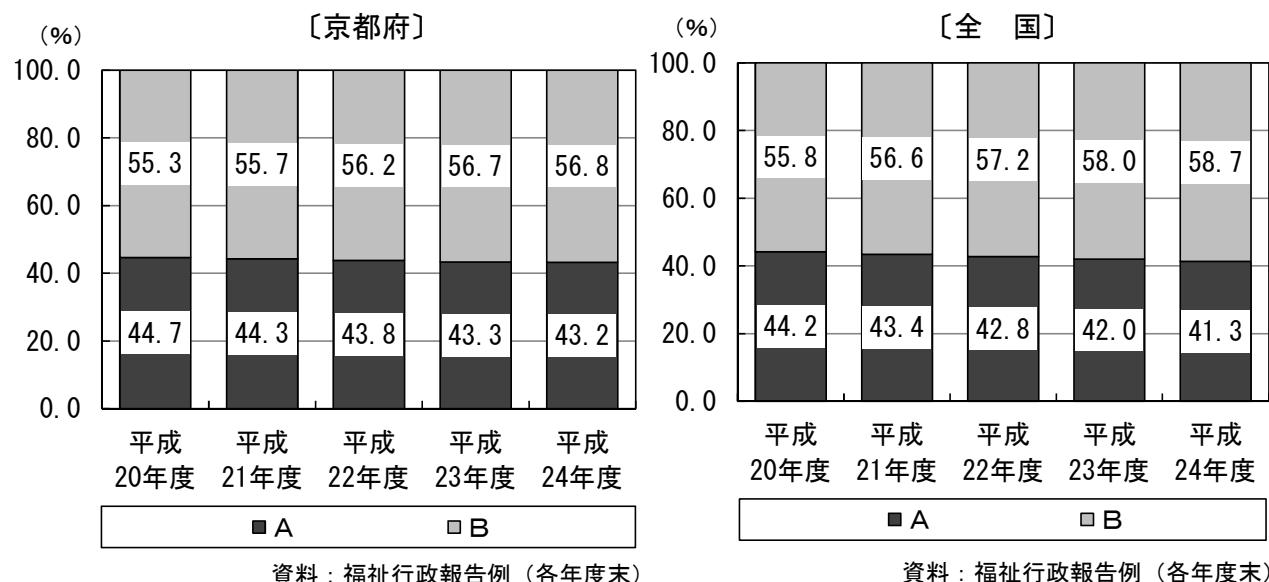
資料：京田辺市提供（各年度3月31日現在）

◆障がいの程度別療育手帳所持者数の割合の推移



資料：京田辺市提供（各年度3月31日現在）

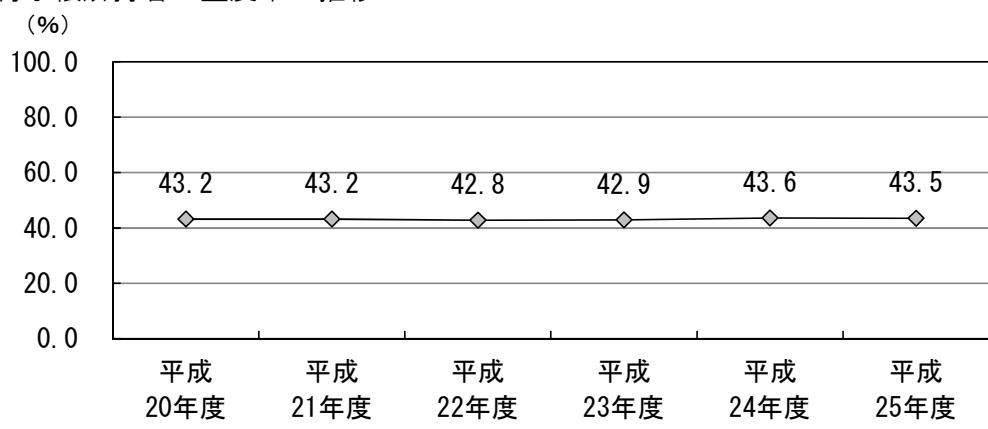
◆障がいの程度別療育手帳所持者数の割合の比較（京都府、全国）



③療育手帳所持者の重度率の推移

A判定の療育手帳所持者数に占める割合の推移をみると、平成20年度以降ほぼ横ばいとなっており、平成25年度は43.5%となっています。

◆療育手帳所持者の重度率の推移

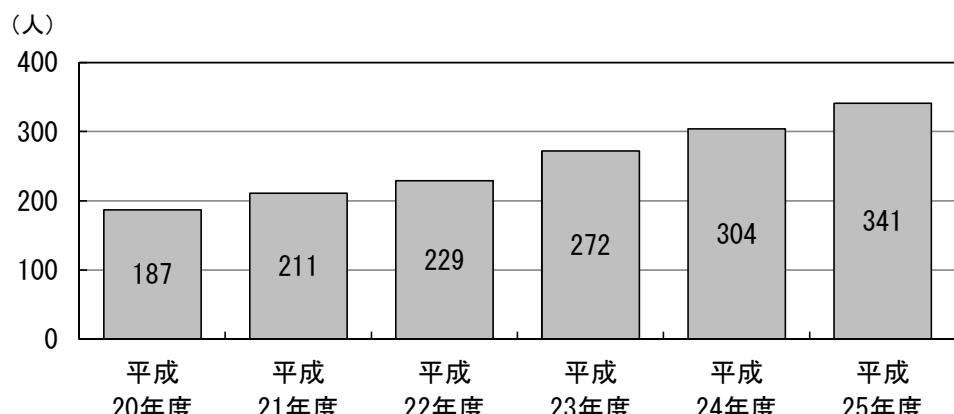


(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

京田辺市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 20 年度以降一貫して増加傾向にあり、平成 25 年度は 341 人となっています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



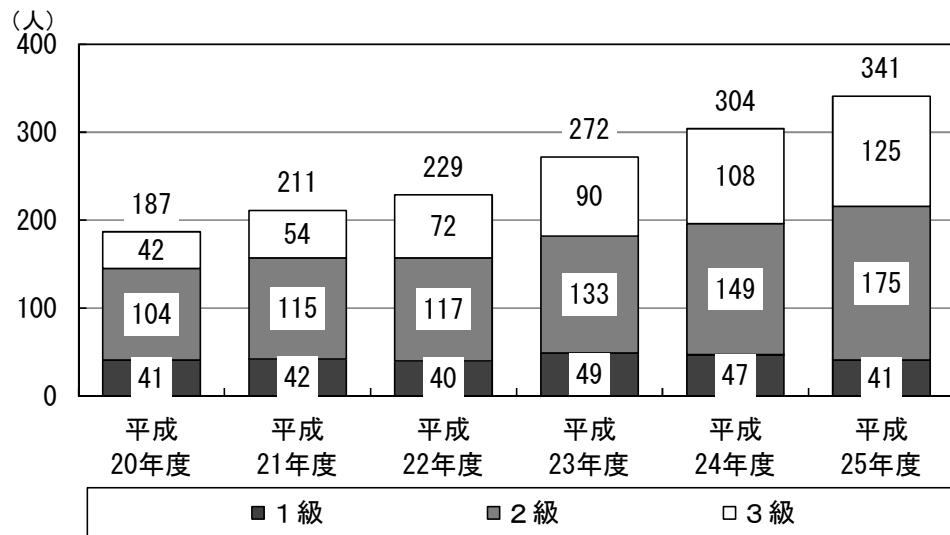
資料：京田辺市提供（各年度 3 月 31 日現在）

②障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の障がいの程度別の推移をみると、平成 20 年度以降増加傾向にあり、1 級は増減を繰り返しながらもほぼ横ばいなのに対し、2 級、3 級は 70 ~80 人の増加がみられ、平成 25 年度では 1 級が 41 人、2 級が 175 人、3 級が 125 人となっています。割合の推移をみると、3 級の割合で増加がみられ、平成 25 年度では 36.7% と、平成 20 年度より 14.2 ポイントの増加となっています。

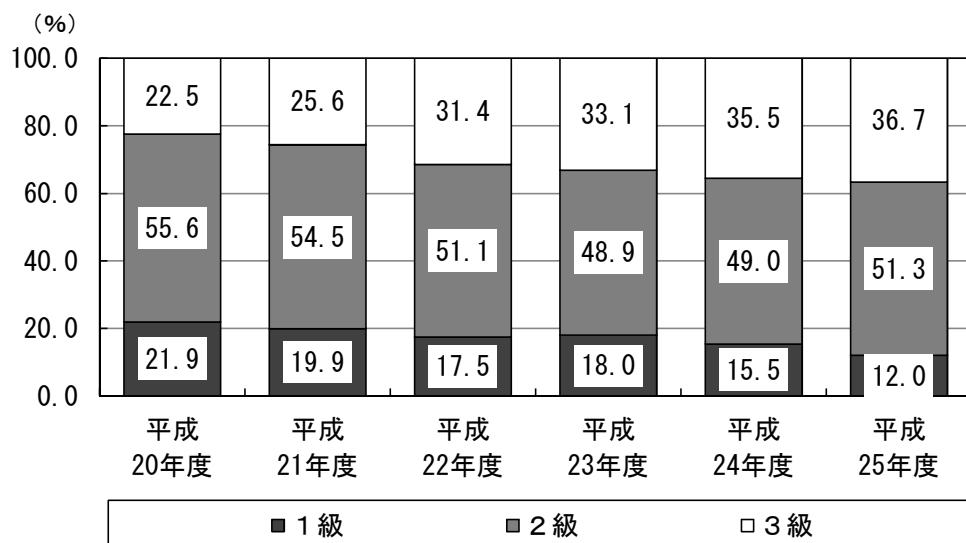
また、京都府や全国の割合と比較すると、ともに 2 級の割合が最も多く推移し、特に全国は 6 割台となっています。また、京都府、全国では 1 級は減少、2 級は増加傾向で推移しています。

◆障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



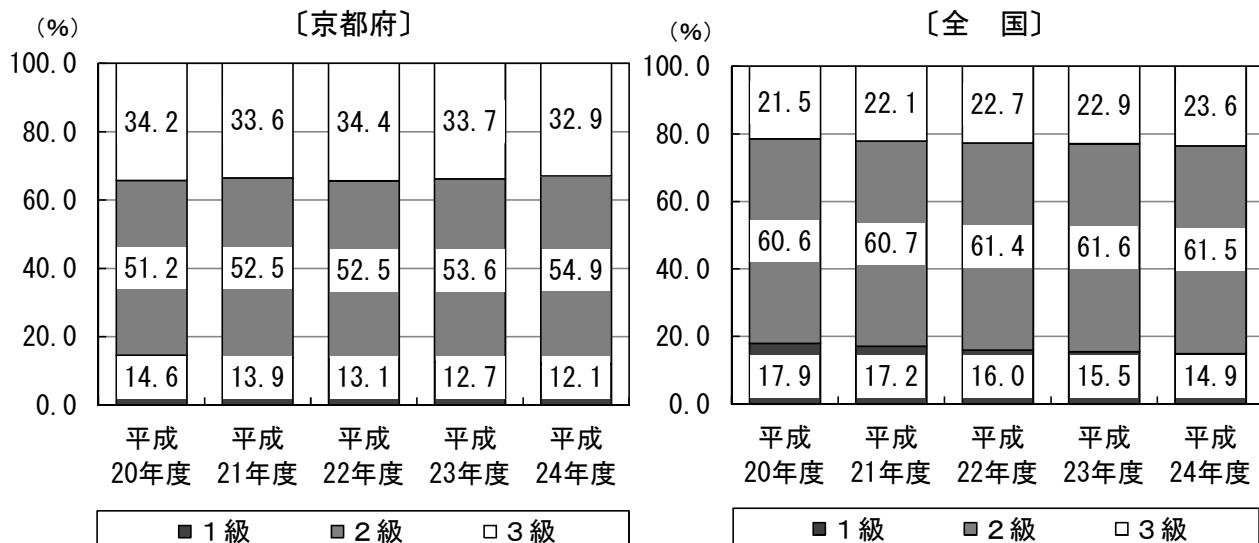
資料：京田辺市提供（各年度 3 月 31 日現在）

◆障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合の推移



資料：京田辺市提供（各年度3月31日現在）

◆障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合の比較（京都府、全国）



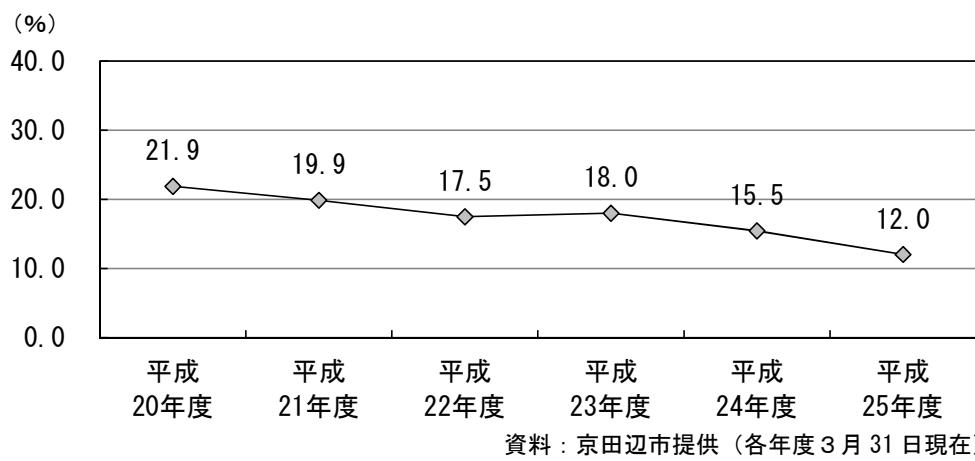
資料：衛生行政報告例（各年度末）

※全国の平成22年度分は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない

③精神障害者保健福祉手帳所持者の重度率の推移

1級の精神障害者保健福祉手帳所持者数に占める割合の推移をみると、平成20年度以降減少傾向にあり、平成25年度は12.0%となっています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の重度率の推移



3. 通院についての状況

（1）自立支援医療（精神通院医療）費の公費負担状況

自立支援医療（精神通院医療）費の公費負担状況から精神障がいのある人の状況をみると、平成25年度には918人となっており、平成18年度から304人増加しています。同年の精神障害者手帳所持者数の約2.7倍となっています。

また、平成26年度の状況を年齢別にみると、20～64歳の年齢層が699人と最も多くなっています。

■自立支援医療（精神通院医療）費の公費負担状況

年度	人数
平成18年度	614人
平成19年度	636人
平成20年度	627人
平成21年度	682人
平成22年度	772人
平成23年度	844人
平成24年度	888人
平成25年度	918人

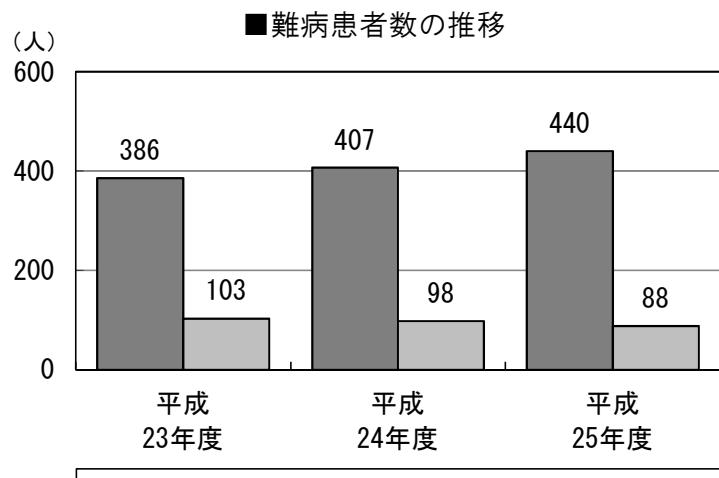
資料：京田辺市提供（各年度3月31日現在）

平成26年度実績	人数
20歳未満	42人
20～64歳	699人
65歳以上	188人
合計	929人

資料：京田辺市提供（9月30日現在）

(2) 難病（特定疾患）患者の状況

国が定める難病（治療が難しく、慢性の経過をたどる疾患）の患者数は増加傾向にあり、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて 54 人増加しています。一方で、小児がんなどの小児慢性難病の患者数は、過去3年間で 15 人減少しています。



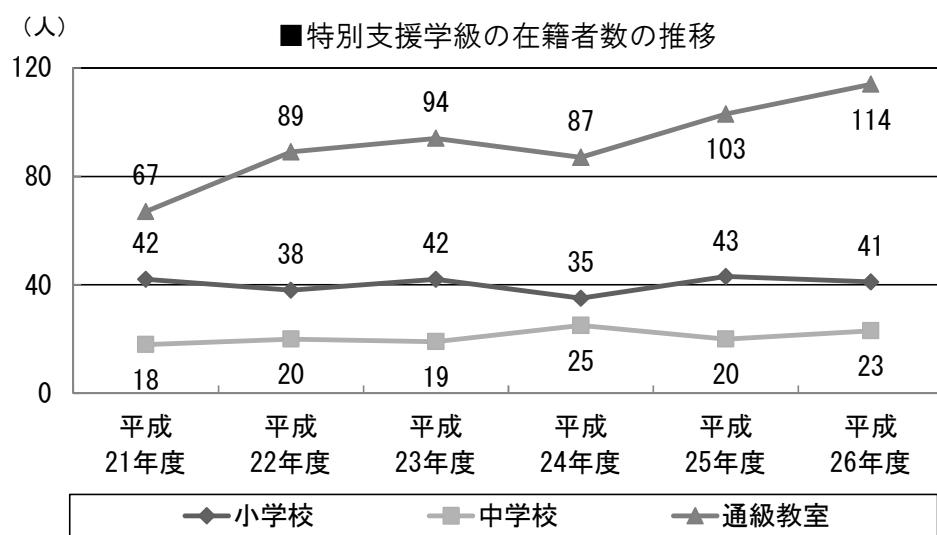
資料：京田辺市提供（各年度 3 月 31 日現在）

4. 障がいのある児童の状況

(1) 特別支援学級在籍者数の状況

特別支援学級に通う児童・生徒数の推移をみると、通級教室に通う児童数は平成 24 年度にいったん減少するものの、平成 25 年度以降から増加傾向にあります。

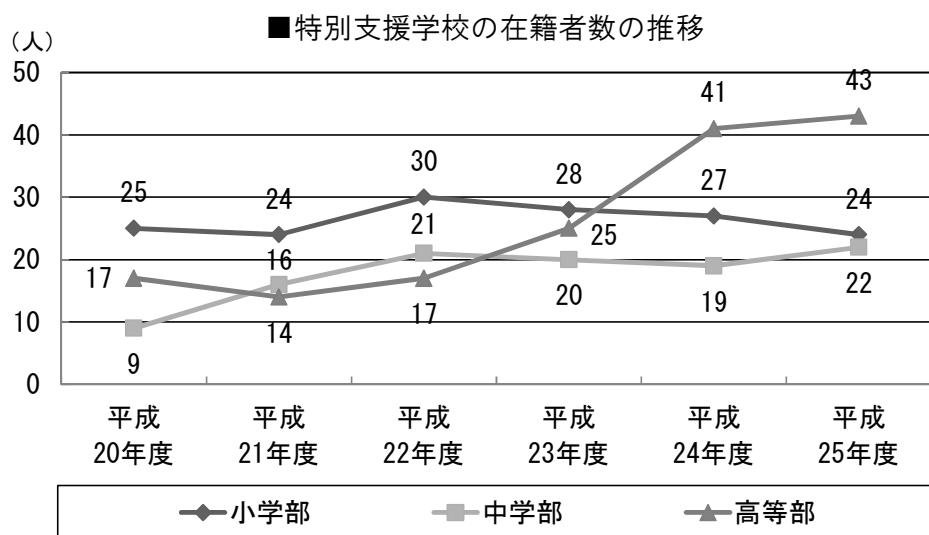
一方で、小学校、中学校の特別支援学級の在籍者数はほぼ横ばいとなっています。



資料：京田辺市提供（各年度 5 月 1 日現在）

(2) 特別支援学校在籍者数の状況

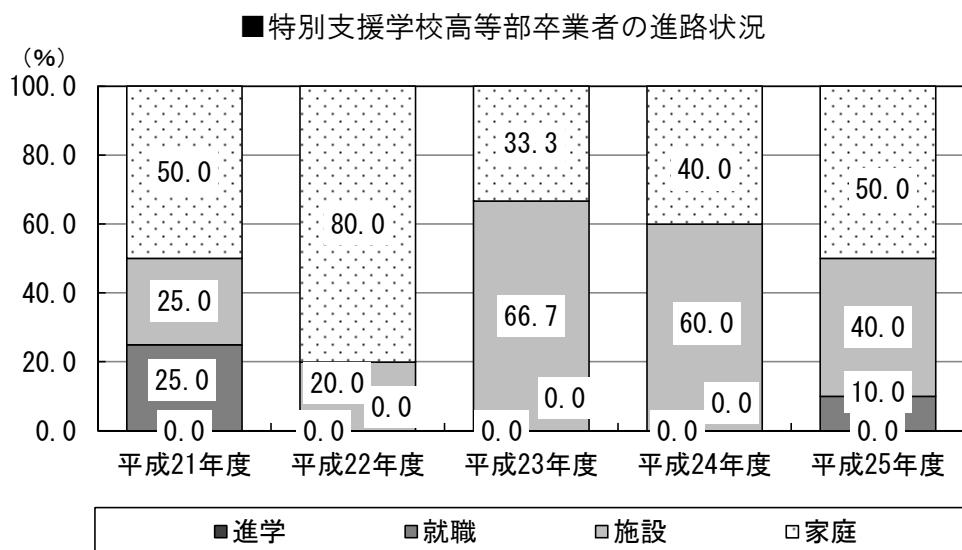
特別支援学校に通う児童・生徒数の推移をみると、高等部の在籍者数は平成22年度から増加傾向にあり、特に平成23年度から平成24年度にかけて大きく増加しています。また、小学部、中等部の在籍者数は横ばいとなっています。



資料：京田辺市提供（各年度5月1日現在）

(3) 卒業者の進路状況

近年増加している特別支援学校高等部在籍者について、卒業者の進路状況をみると、各年度ともに施設入所か家庭にとどまることが多くなっています。



資料：京田辺市提供（各年度3月現在）

5. アンケート調査の結果概要

(1) 調査方法

この調査は、「第3期京田辺市障害者基本計画及び第4期京田辺市障害福祉計画」を策定するにあたり、障がいのある人の実情やニーズ、さらには障害者施策へのご意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

障がいのある人対象調査			
調査対象者	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者
配布数	2,000 通		
抽出方法	無作為抽出		
調査方法	郵送配布・郵送回収		
回収率	40.4% (807 通)		
調査期間	平成 26 年 10 月 1 日～平成 26 年 10 月 15 日		

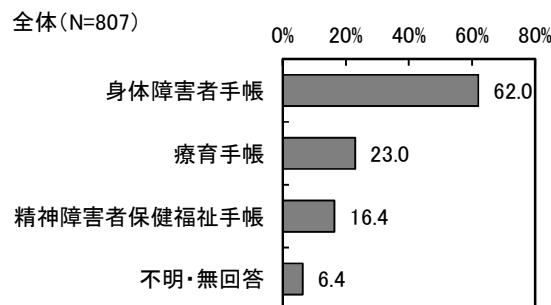
(2) 調査結果の見方

- 回答結果は、小数第2位を四捨五入しており、比率の合計が 100.0% にならないことがあります。
- 結果中の「身体」「知的」「精神」の区分については、手帳所持者別にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ集計されています。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対してそれぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0% を超える場合があります。
- グラフのN数 (number of case) は、有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。
- 設問の表題や選択肢について、一部簡略化している場合があります。

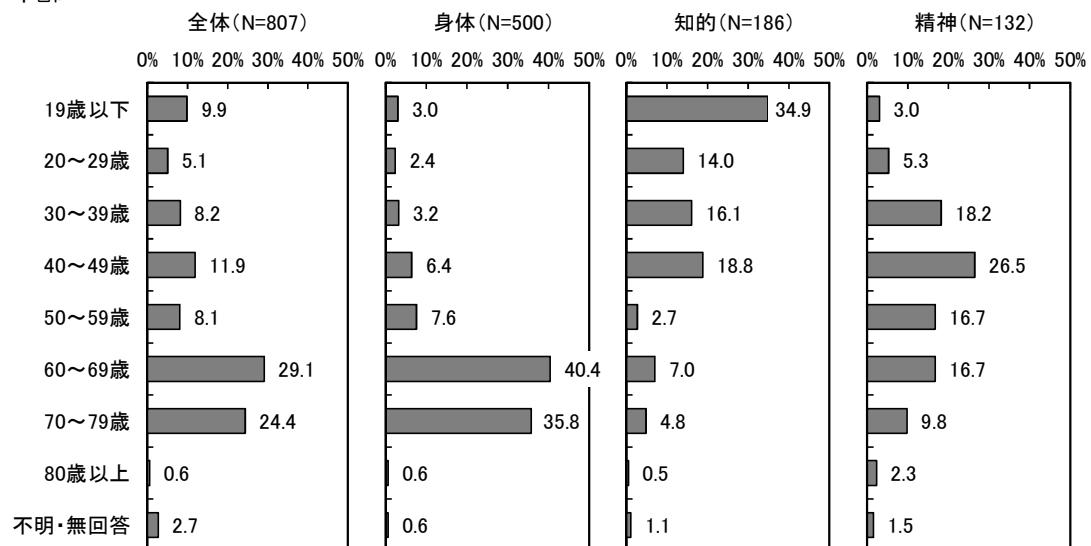
(3) アンケート調査結果の概要

○ 回答者の属性

◆所持手帳の種類

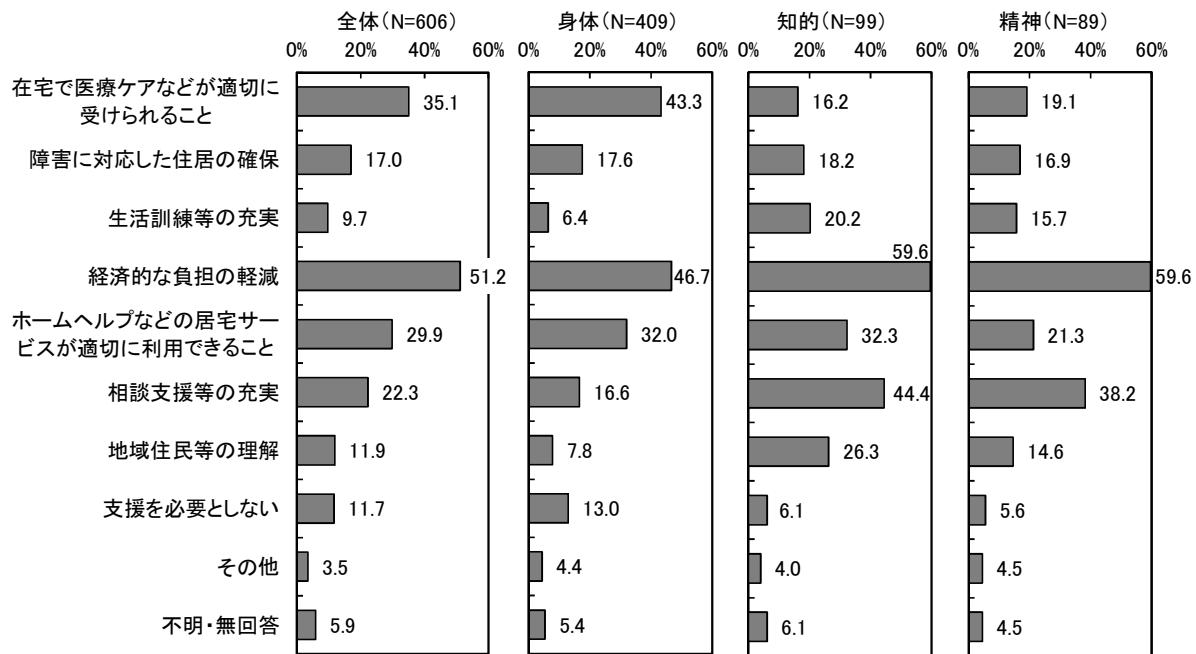


◆年齢

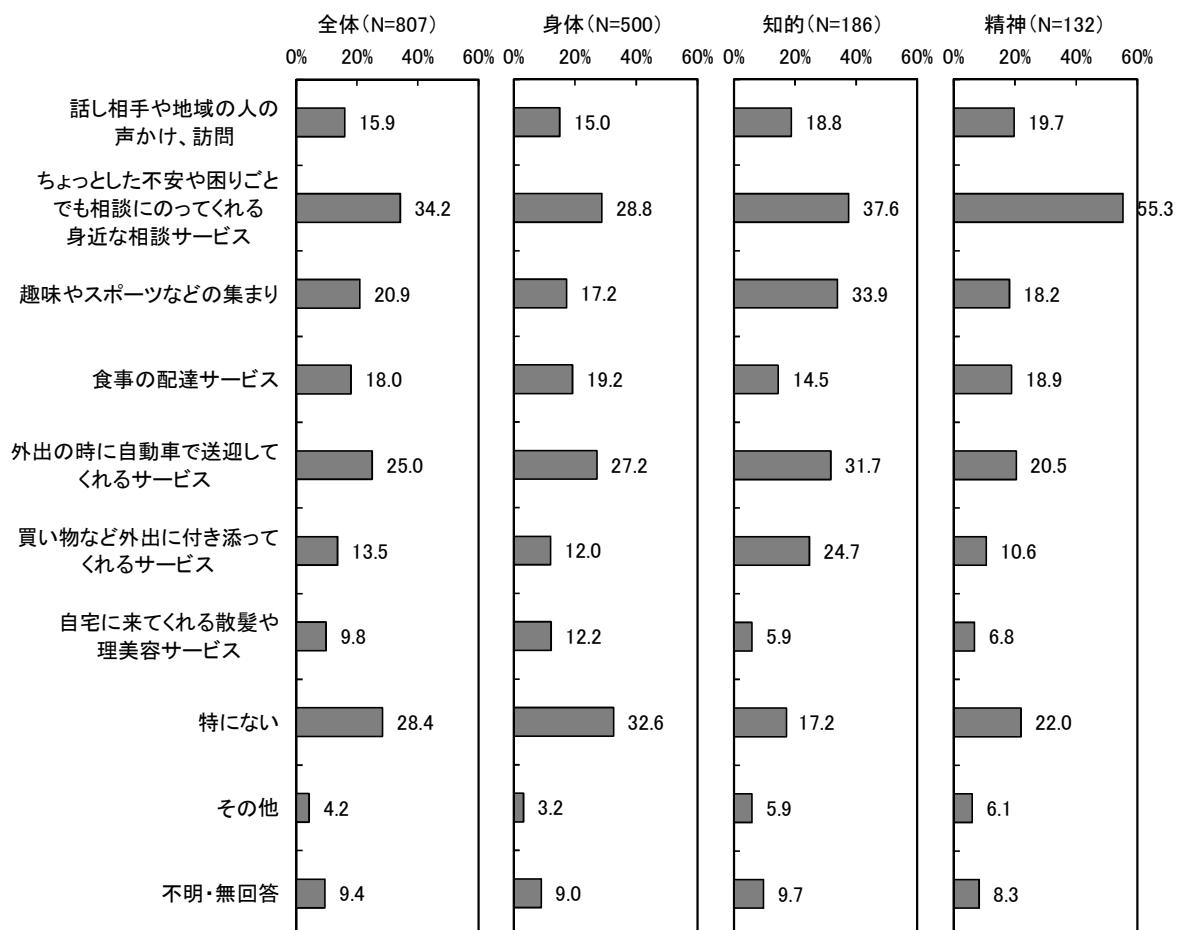


○ 生活支援

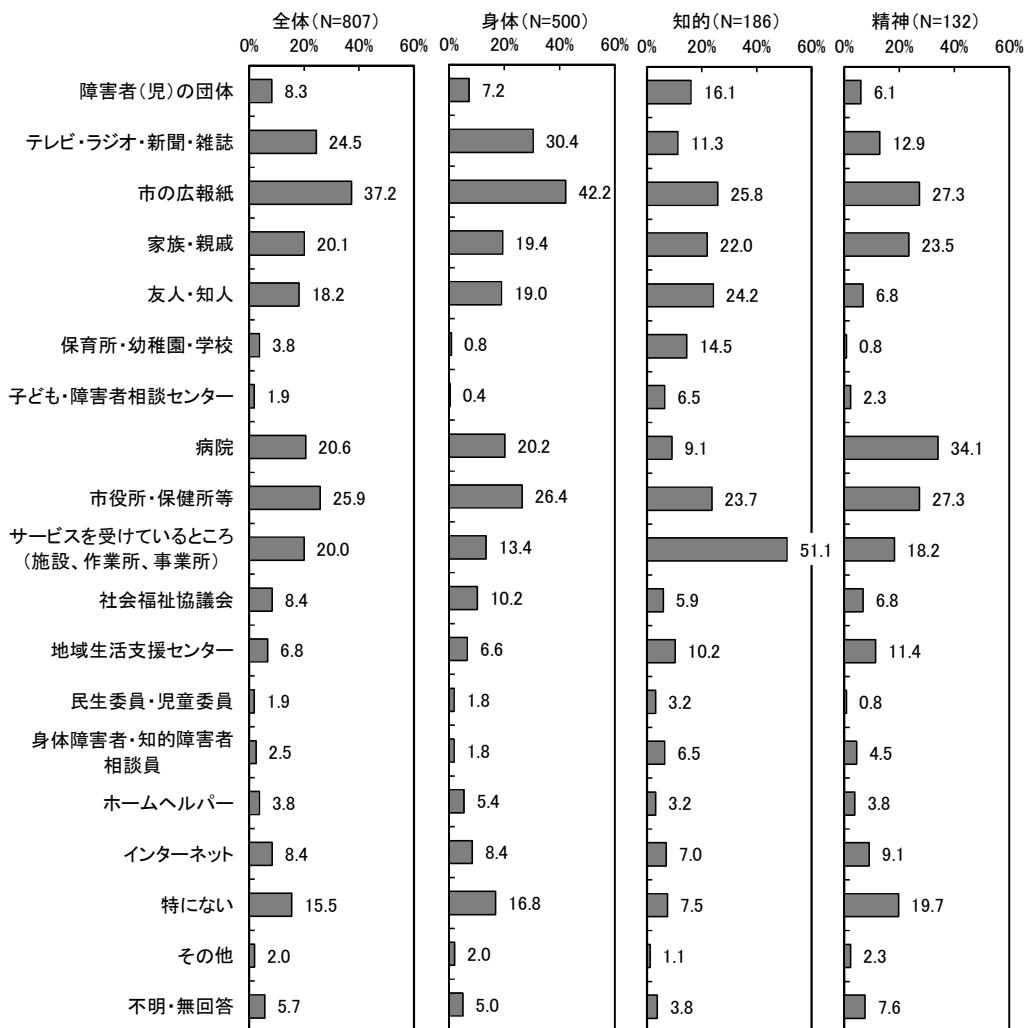
◆在宅で暮らす際、どのような支援があればよいと思うか



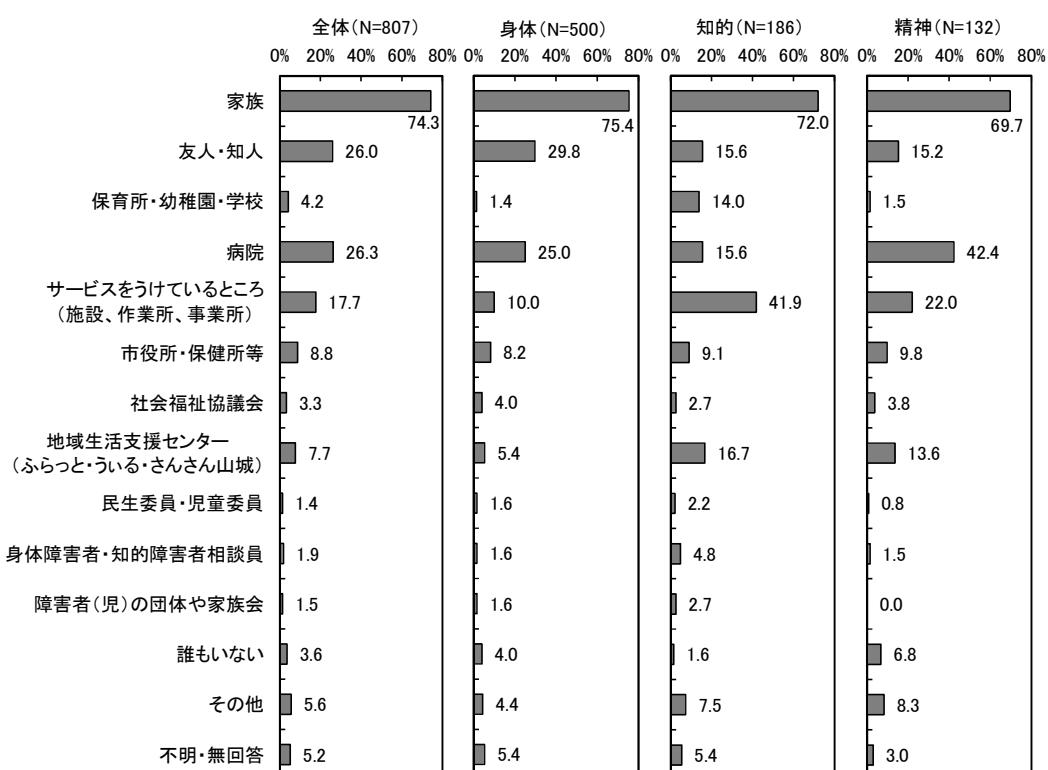
◆特にどのような支援が必要だと思うか



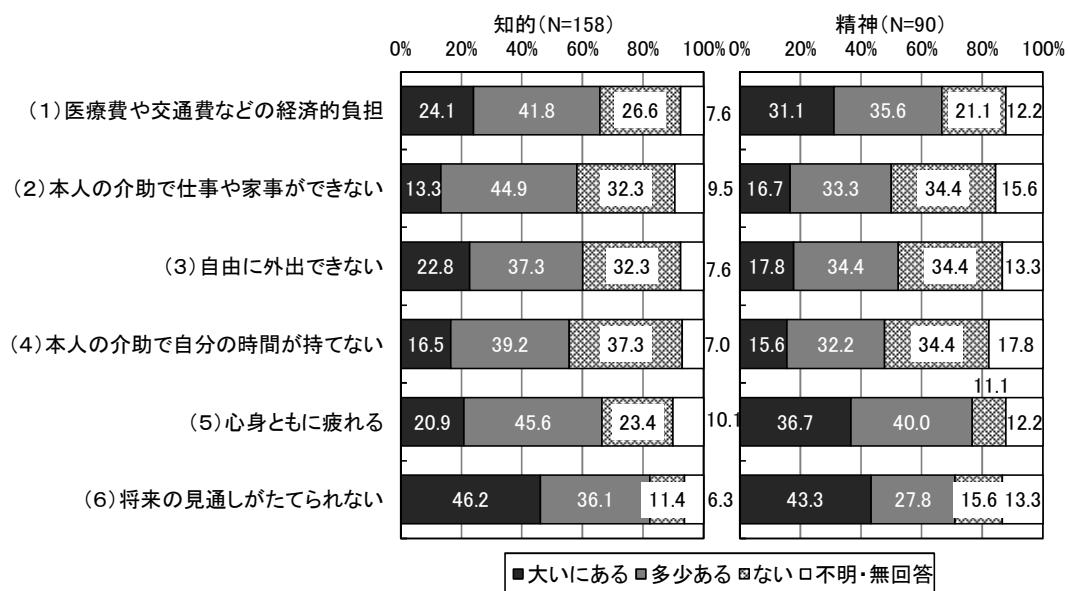
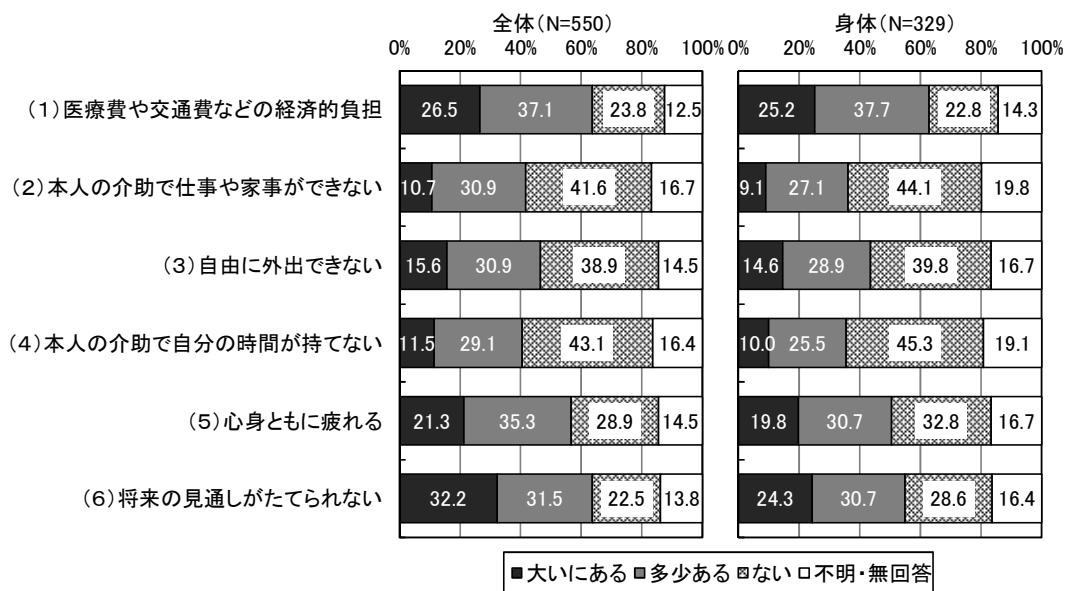
◆サービスに関する情報をどこから入手しているか



◆現在の生活での悩みや困ったことの相談先

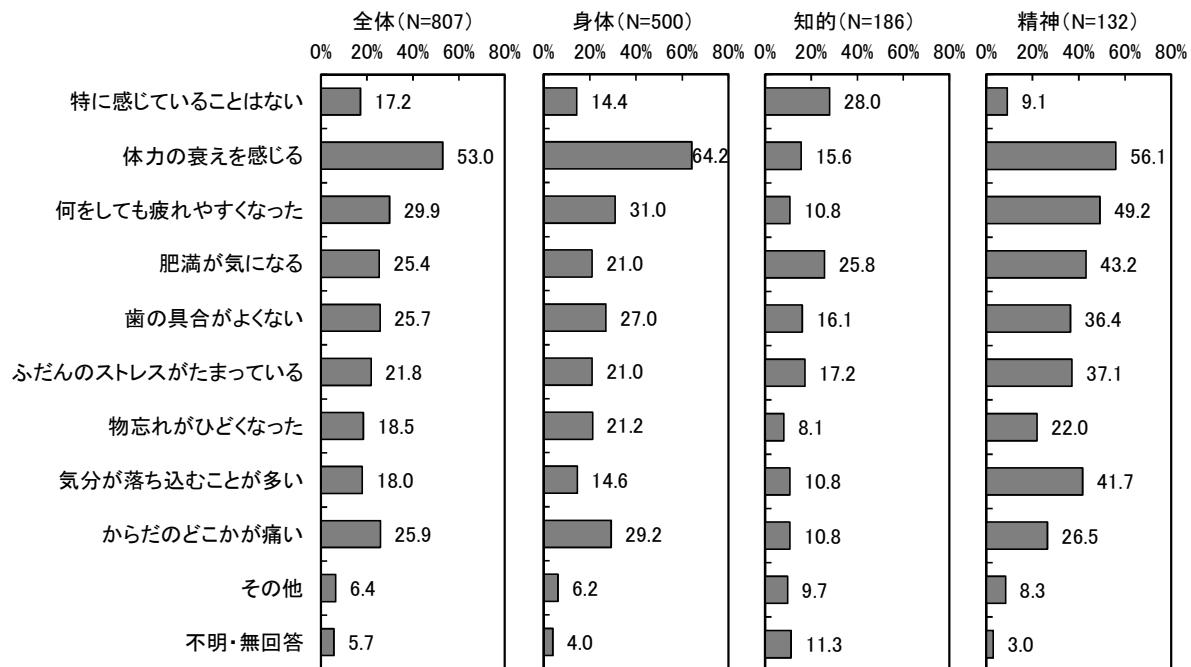


◆介助者としてあてはまる項目

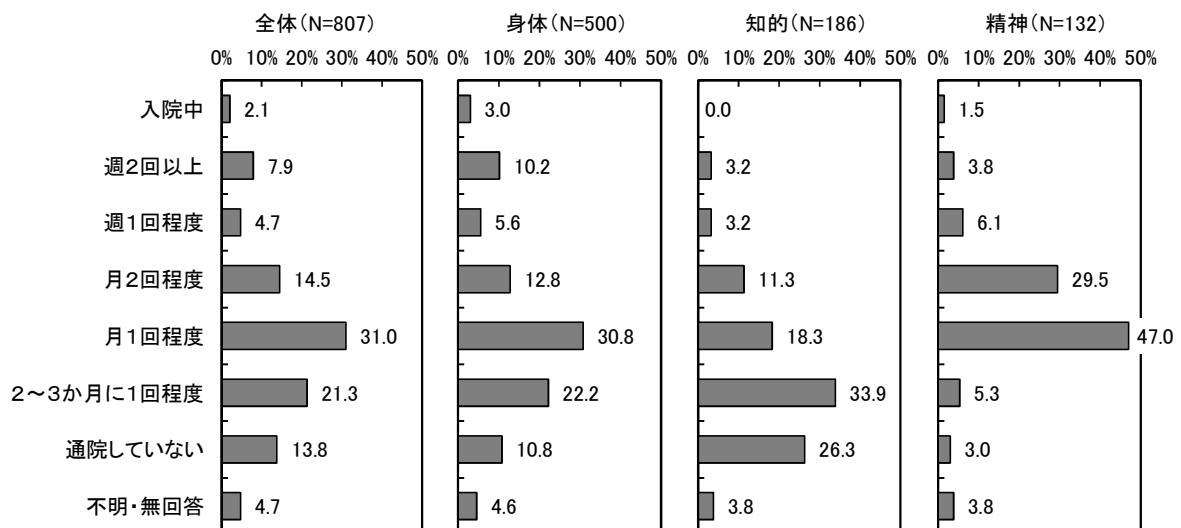


○ 保健・医療

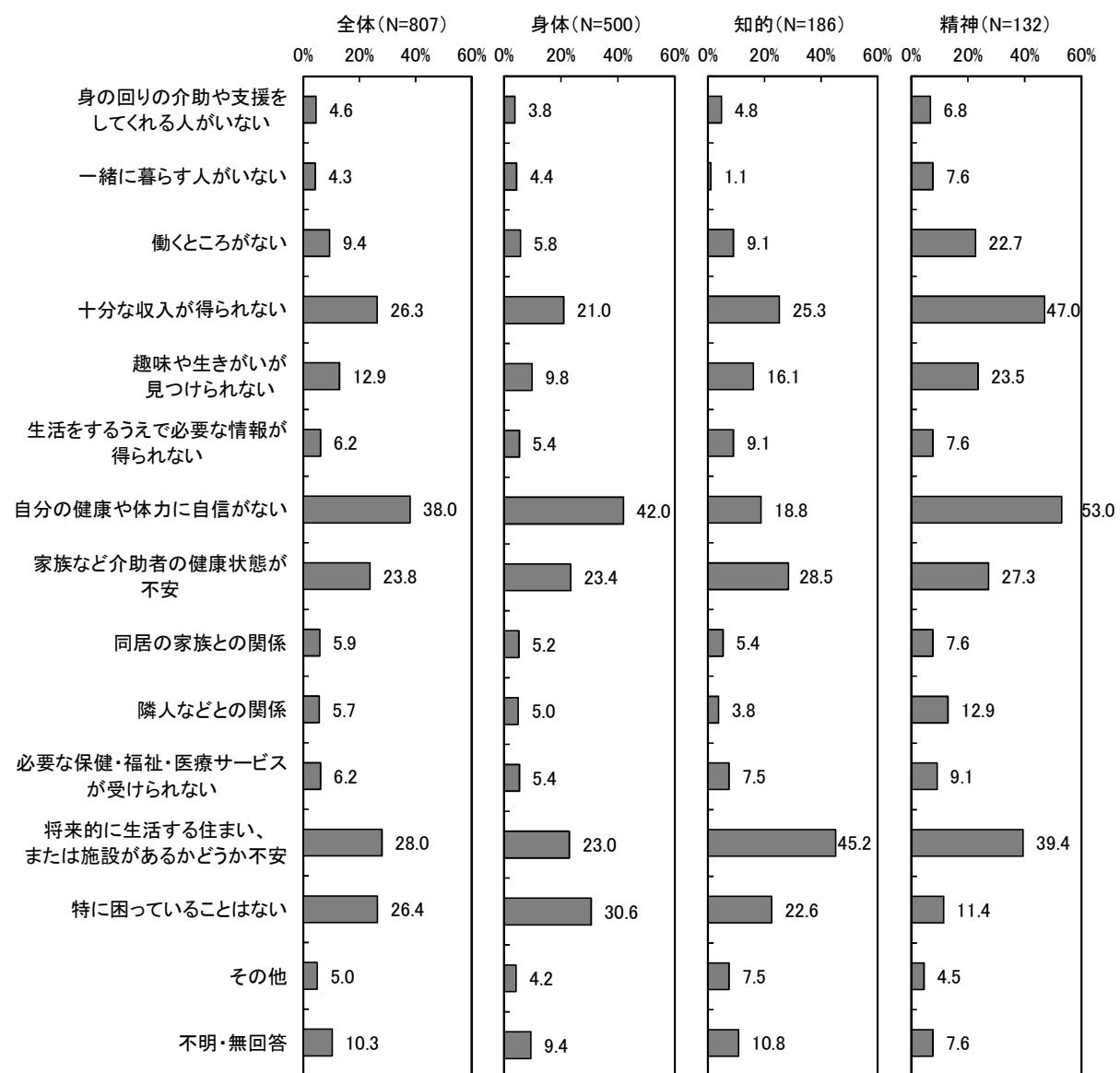
◆最近の健康状態で感じていること



◆現在の通院状況

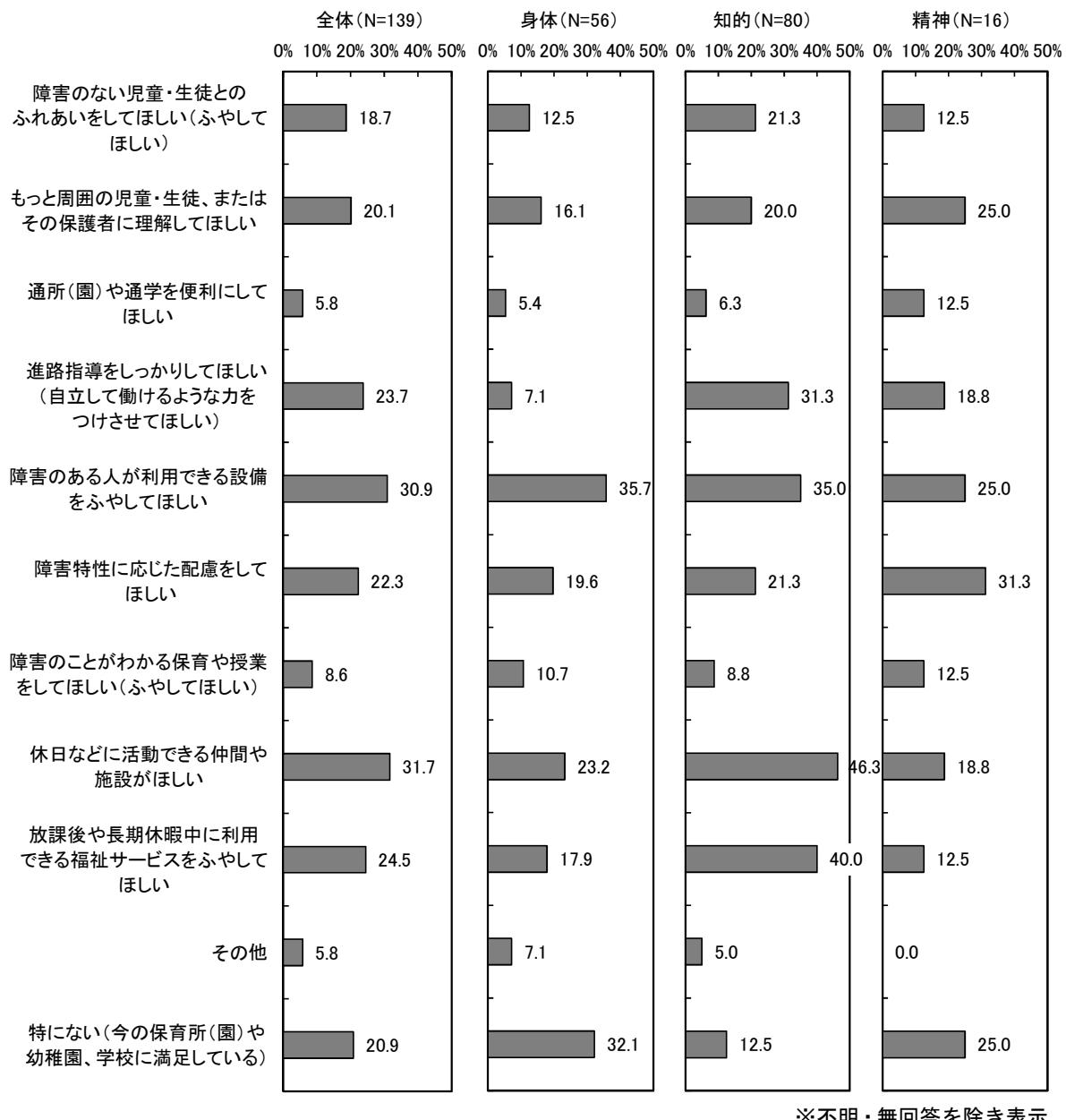


◆現在の生活で困っていること・不安なこと

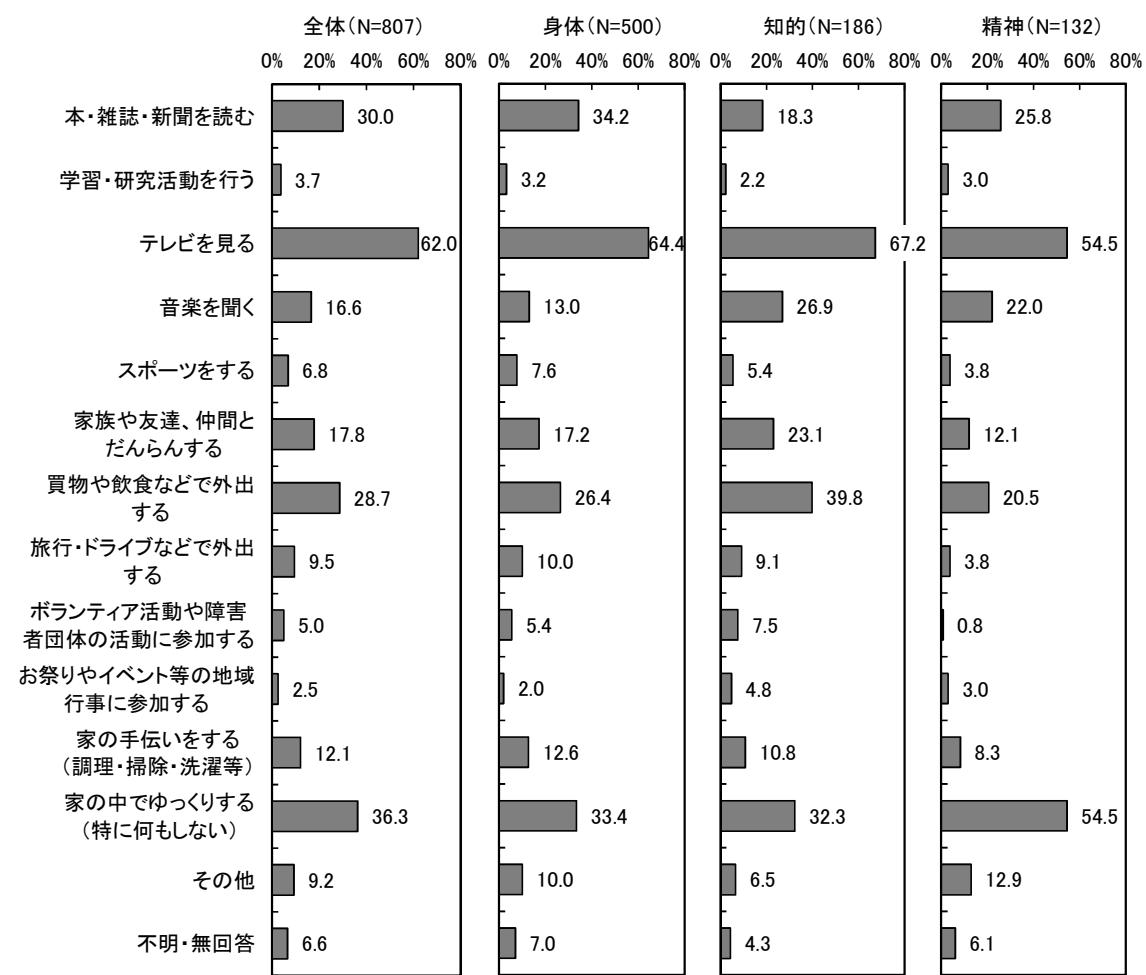


○ 教育、文化芸術活動・スポーツ等

◆保育や教育について今後、必要だと思うこと

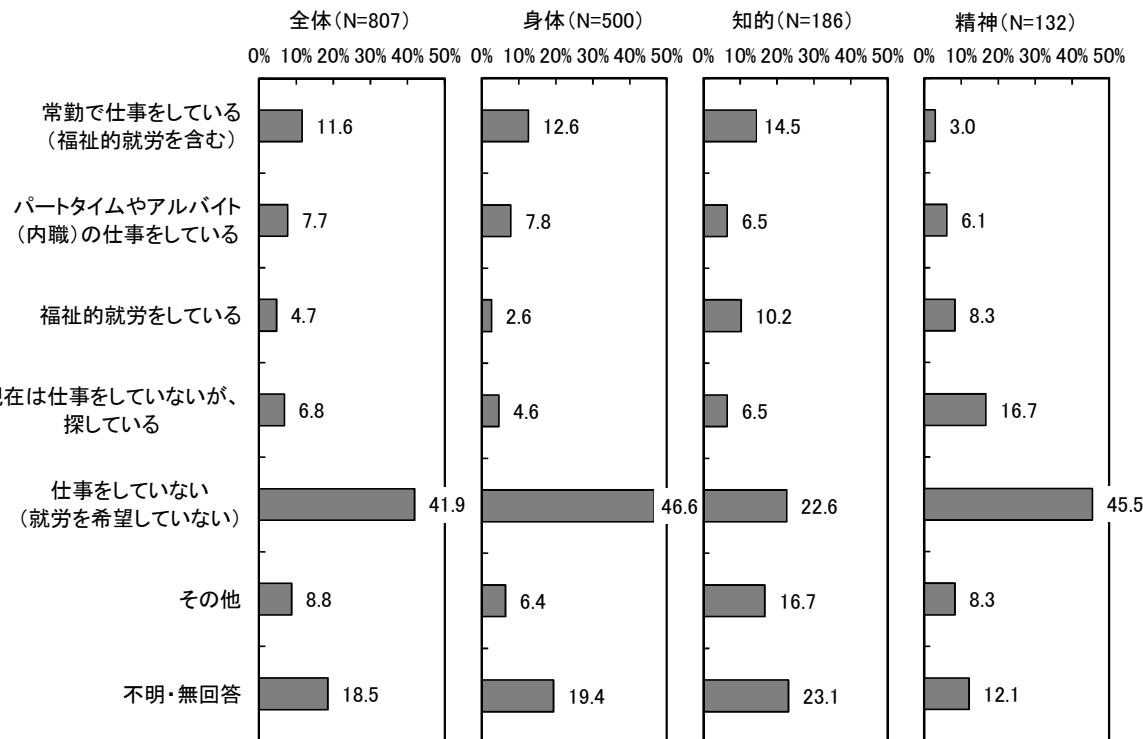


◆休みの日などを主な過ごし方

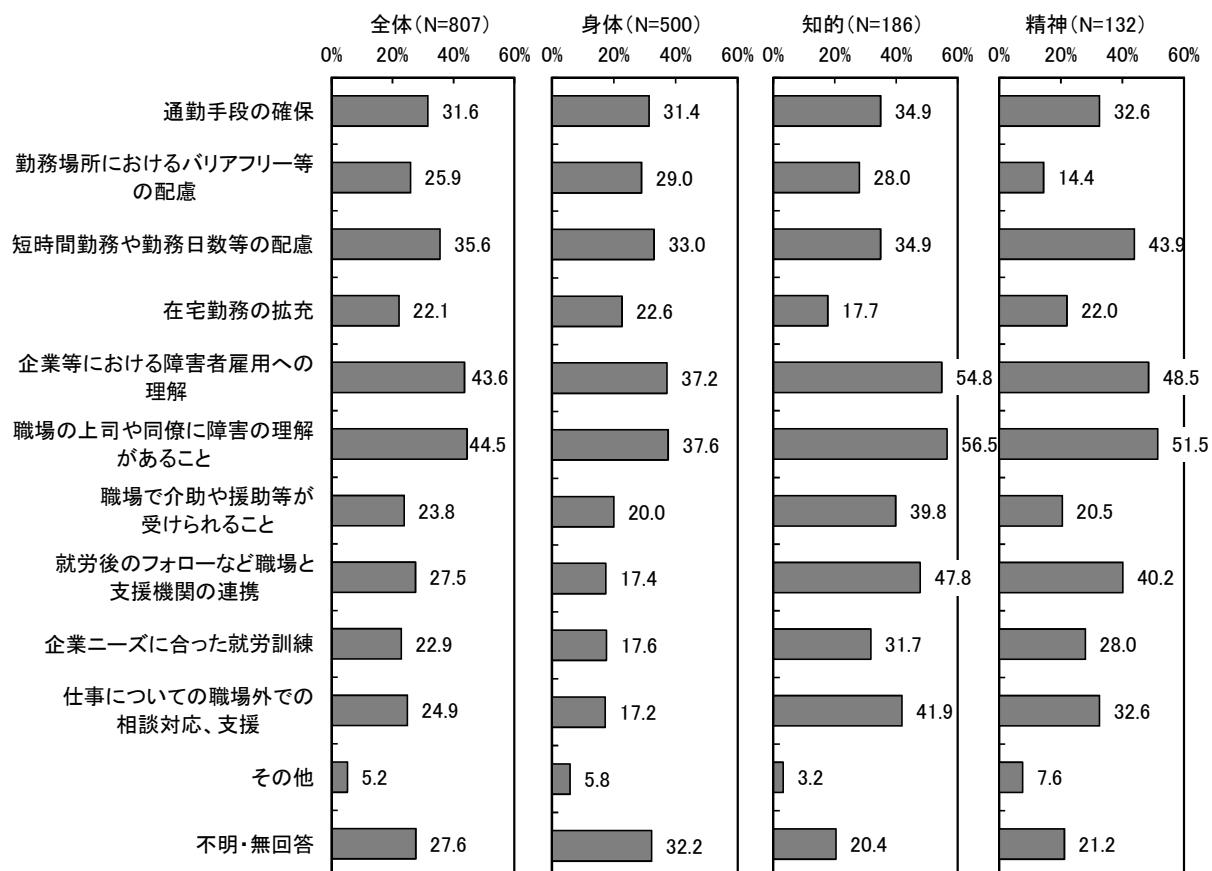


○ 雇用・就業、経済的自立の支援

◆現在の就労状況

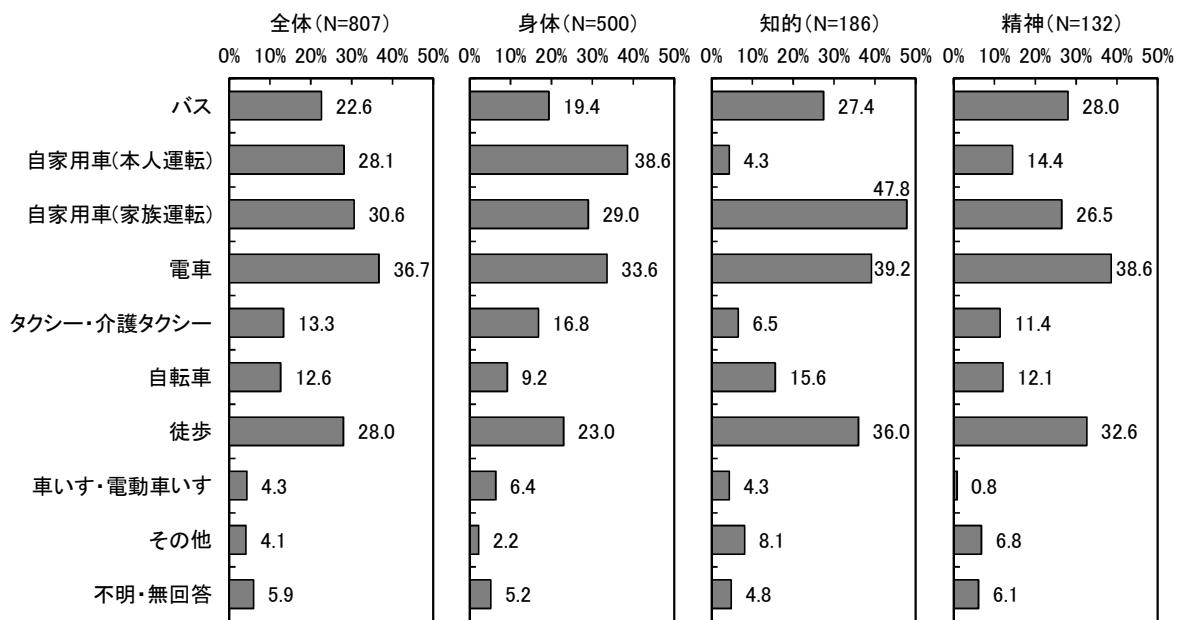


◆障がいのある人の就労支援として、必要だと思うこと

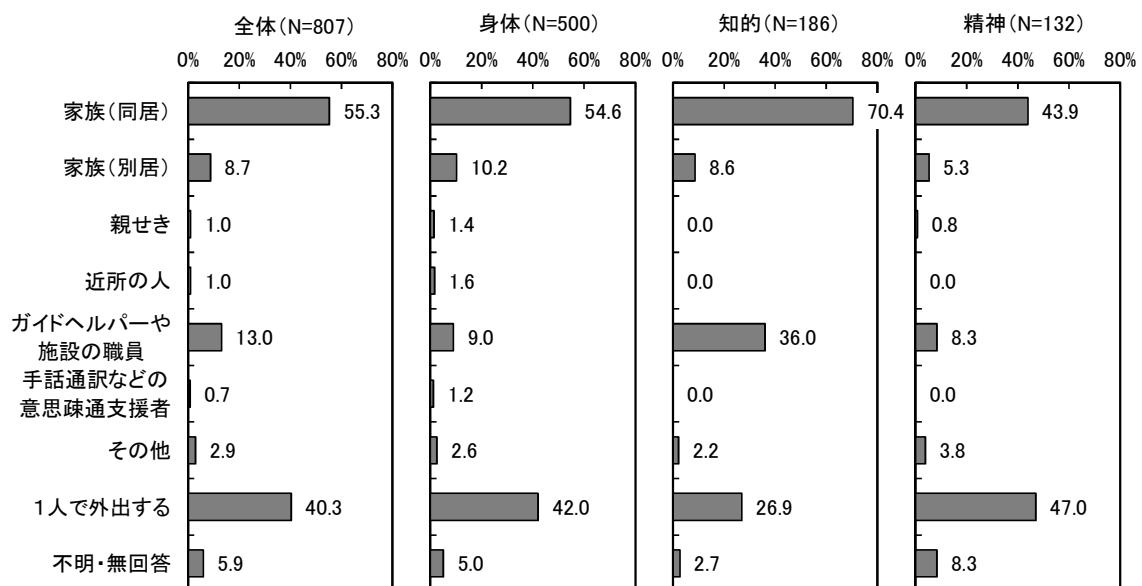


○ 生活環境

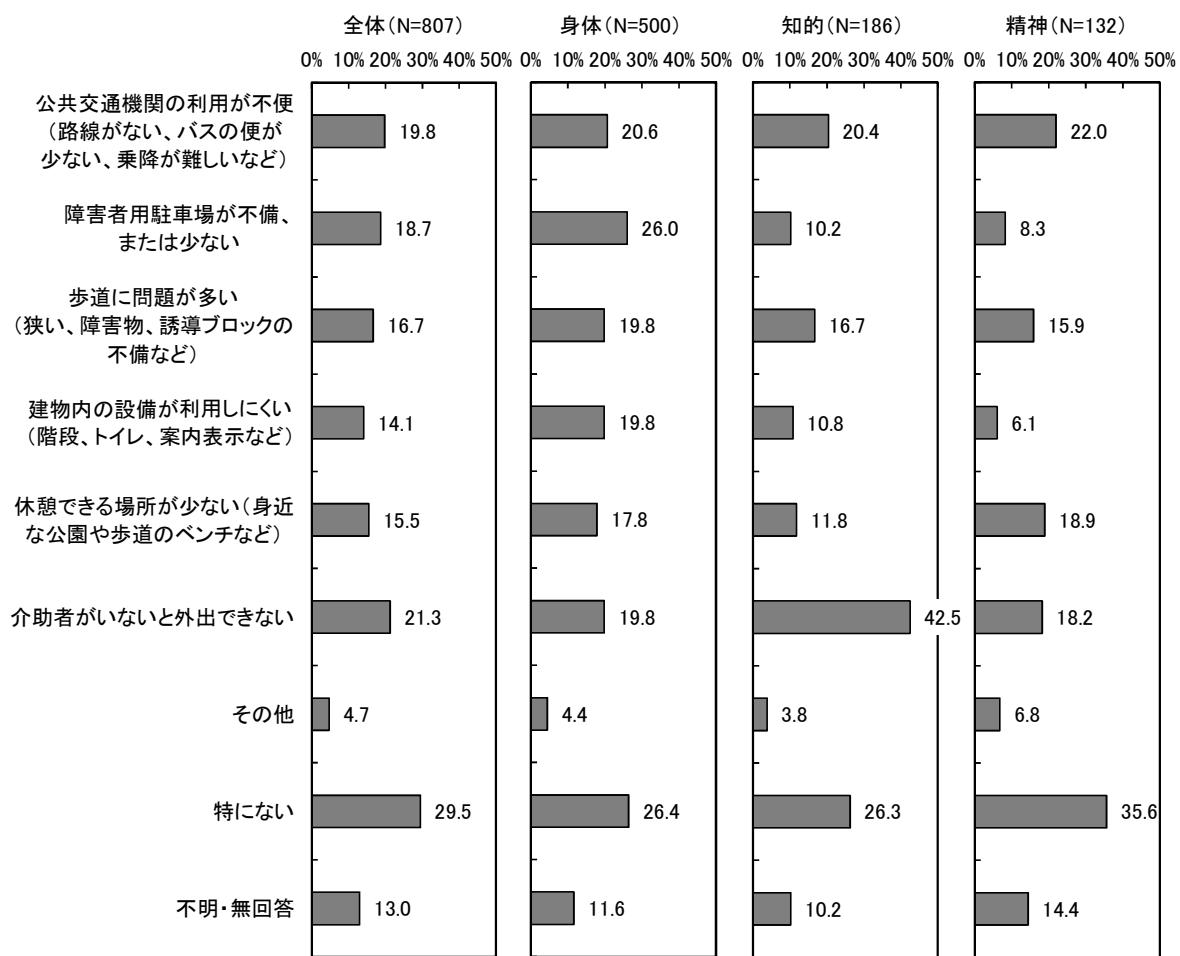
◆通勤や通学、施設や病院への通院など、外出する際の交通手段



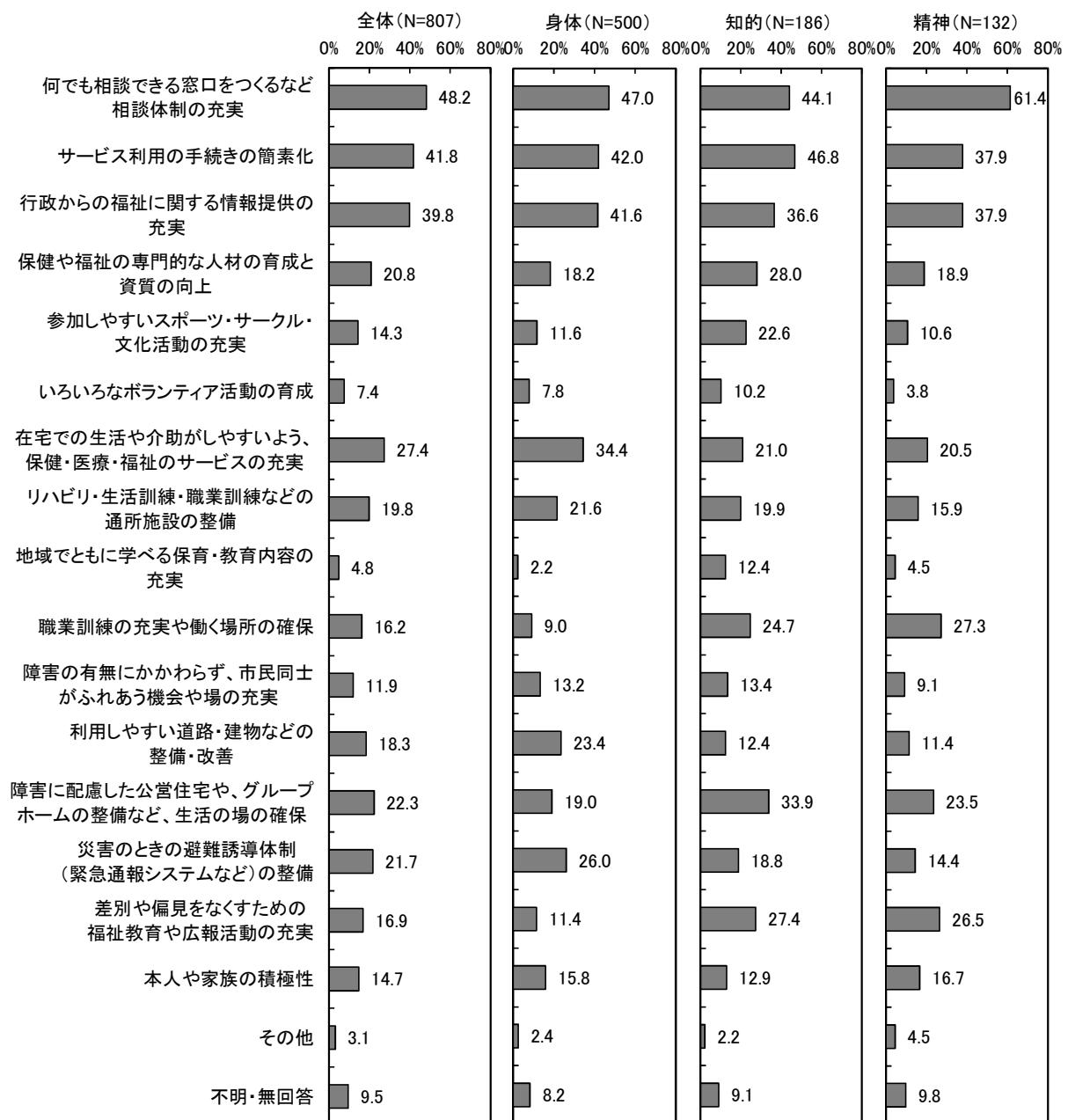
◆外出する際の主な同伴者や必要な支援者



◆外出のとき、不便に感じたり困ること

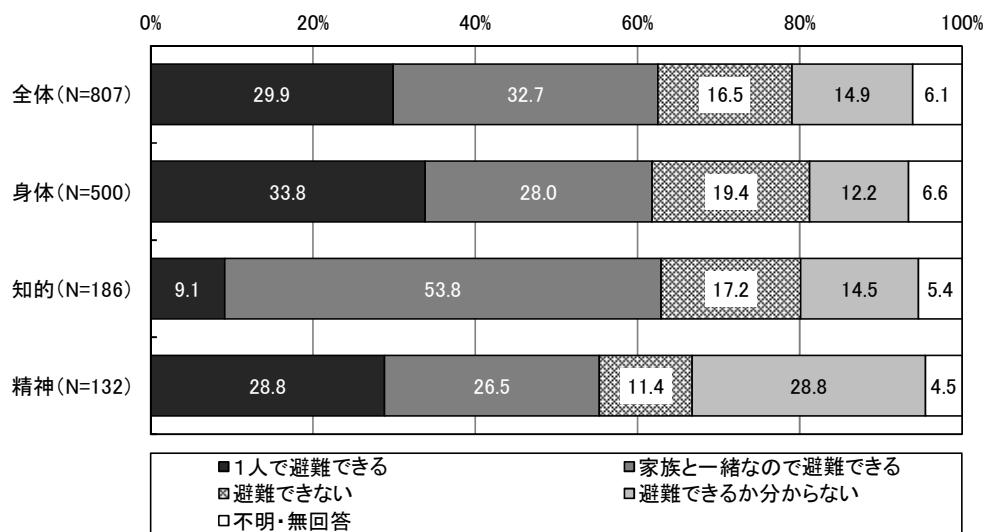


◆障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと

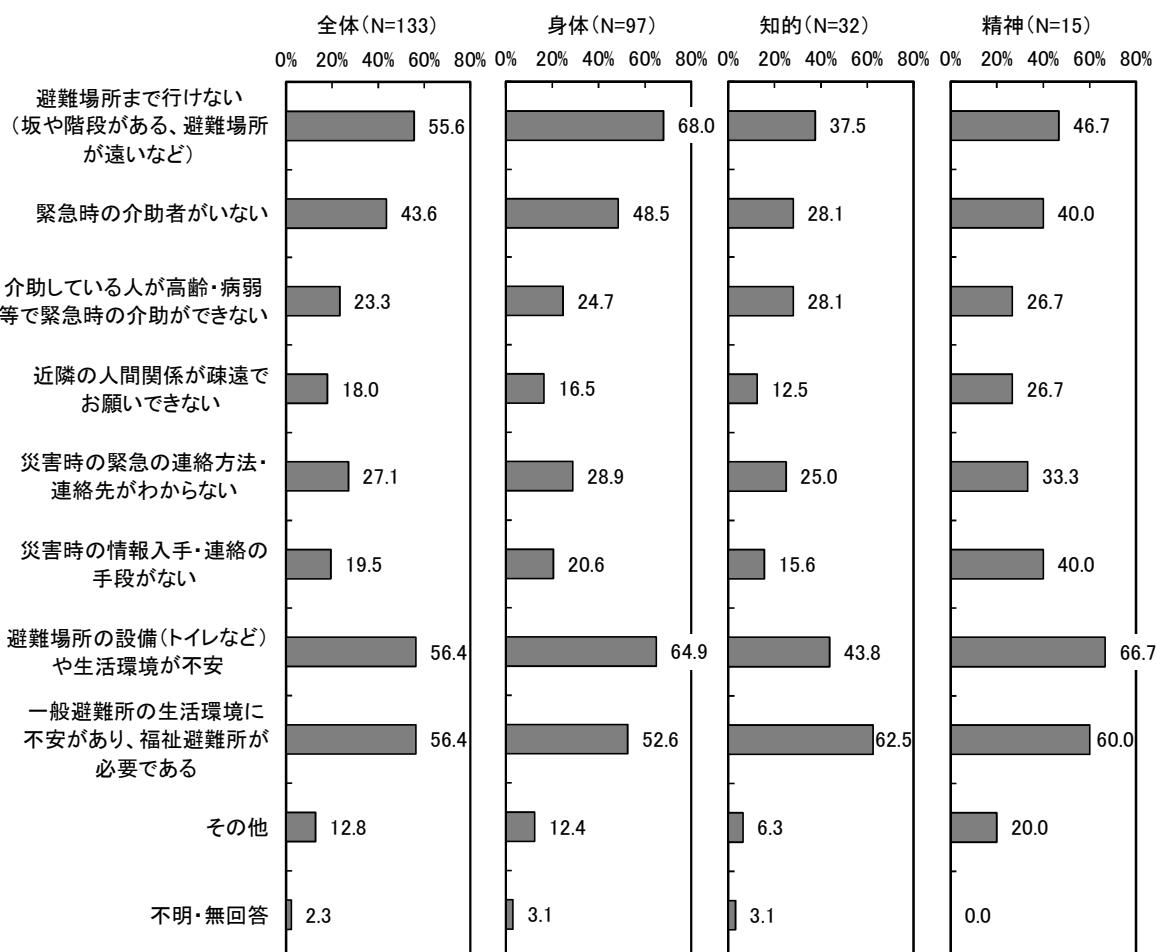


○ 安全・安心

◆災害発生時の避難について

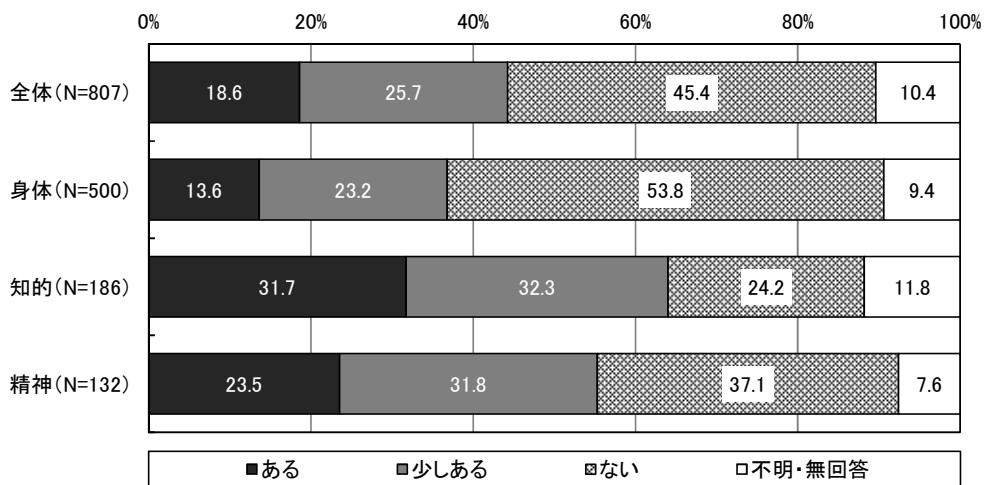


◆避難の際に困ること

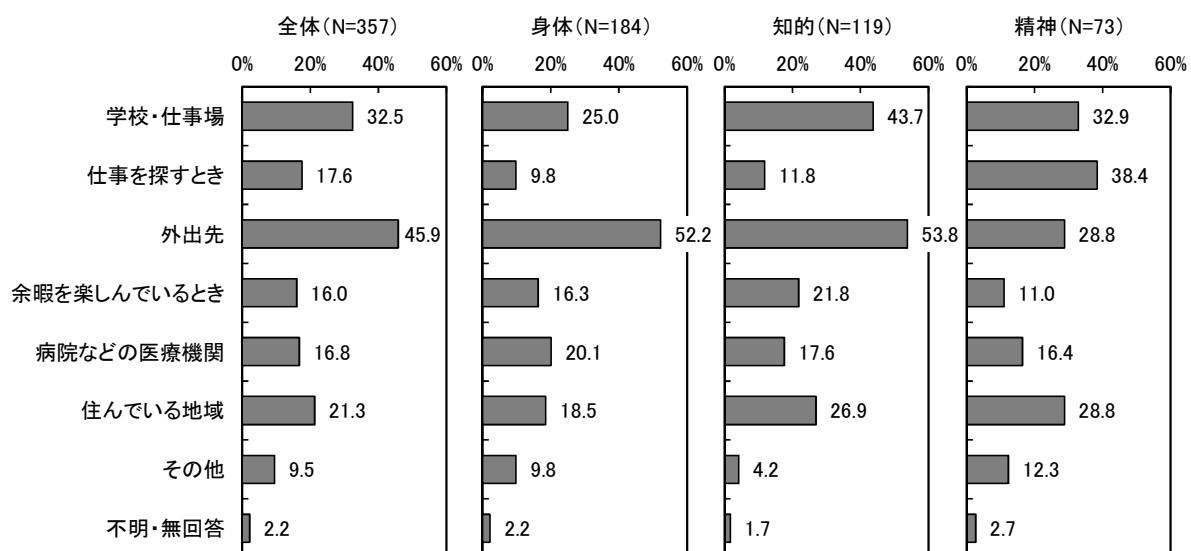


○ 差別の解消及び権利擁護の推進

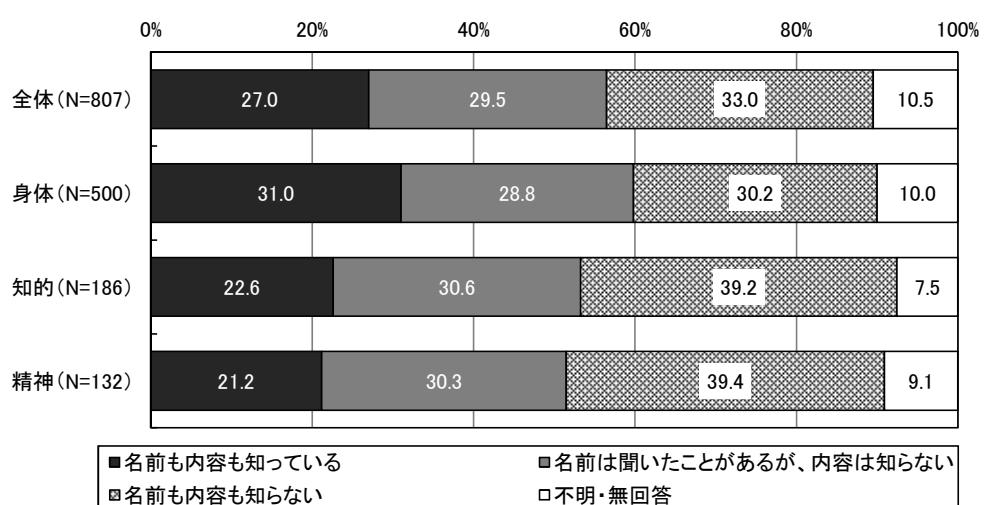
◆障がいがあることで差別やいやな思いをする（した）ことの有無



◆どのような場所で差別やいやな思いをしたか



◆成年後見制度の認知度



6. 団体ヒアリング調査結果

(1) 調査の目的

この調査は、「第3期京田辺市障害者基本計画及び第4期京田辺市障害福祉計画」を策定するにあたり、現場でさまざまな活動をされている団体からの意見を通じて、障がいのある人の生活状況や本市で暮らすうえでの課題などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) ヒアリング調査の対象

この調査は市内の障害者福祉に関わる団体や社会福祉法人、NPO法人、民間企業などを対象に実施し、全10団体から回答を得ました。

(3) ヒアリング調査の結果（抜粋）

○ 生活支援

主な意見
●障害者は閉じこもり傾向にあり、各関係機関の横の連絡を行い総合的支援が必要。
●重度障害者へのサービス内容や提供の時間帯など、ニーズに応えられていない部分があり、この部分へのサービス提供資源が必要。
●支援用具給付は多いが、地域活動・入浴サービスなどが少なく、利用者の偏りがみられる。もっと多くの人にPRし利用を促すとよいと思う。
●年齢層に応じた支援策の実現が必要。
●高齢化による各自の不安要素の把握をすることが重要。
●生活必需品助成策の充実が重要。
●自立という視点から、家族介護ありきではなく、社会で支えるという姿勢で考えてほしいと思う。連携を深め、広い視野で取り組めるようなシステムをつくってほしい。
●知的・精神障害者の重度訪問介護を、より積極的に支給して欲しい。
●住む場の確保が必要。
●夜間のみの支援が必要。
●重度心身障害者の日中活動の場が必要。
●相談支援体制の強化（総合相談体制の強化、障がい種別に対応できる専門職員の配置）が必要。
●自立支援協議会に聴覚障害者の地域生活支援を検討する部会を設置すべきである。
●聴覚に関する相談の受けつけや、聴力測定事業の創設が大切。
●通常利用されている方には、突発的な出来事に迅速に対応していくことが必要と考える。また、通常は介護者や介助者がおられ、サービス利用の必要性がなくても、何らかの事情で急遽、他人の手を必要とされる場合、即応する必要があると考える。

○ 保健・医療

主な意見
●主治医意見書などの資料情報がなく、医療情報の把握が困難である。また、主治医との連携により医療面に関係する者が共有する必要がある。
●リハビリの機関などは、施設との連携をより密にして、身近に利用できるようにしてほしい。
●相談件数について、さらに気軽にできる環境が欲しい。
●精神障害者の地域移行を進めるため、受け入れに前向きな集合住宅を募り、情報公開することが重要。
●医療につながるよう、アウトリーチの具体的な取り組みを求める。
●適切な保健・医療が受けられる環境（物理的・人的）の整備が重要。
●重度の障がいのある人への入院時の対応。例えば看護との連携など。
●精神障がいのある人にサービス提供している場合、個別性を持ったケアの方法の指導や、医療的に特別な処置等必要な方へのバックアップ体制（民間だけでなく公的なものも含む）が確保されていれば、もっとサービス提供をする事業所が増えると考える。

○ 教育、文化芸術活動・スポーツ等

主な意見
●文化芸術活動は、障害者の特性や閉じこもりを防ぐため、展覧会を開催するなど、障害者が参加しやすくする方策を検討する。
●スポーツ大会などを、京田辺市のみでなく山城地域を含んで検討していくことが重要。
●障害者同士で集い楽しむイベントはあるが、広報や参加への移動手段のサービスが不足している。
●「友遊フェスタ」以外に、常時気軽に参加できる居場所づくりができるか。
●差別解消法の成立・施行に則して、学校などの施設整備と支援体制の強化に取り組んでほしい。合理的配慮に関して、各分野で理解を進めて実行できるように、行政からも指導していってほしい。
●スポーツ・文化を通して、障がいのある方、ない方との交流の場の設定が必要。
●同志社大学と連携がみえるようにしてほしい。
●教職員の手話学習機会の創設が必要。
●児童・生徒の手話を学ぶ機会の創設が必要。
●長期休業などを利用した「親子手話教室」の実施が必要。
●さまざまな年齢層が集うイベントがあればよいと思う。また、サークル活動等、平日の昼間だけでなく、土日祝日も積極的に開催できれば、仕事を持っている人も参加できると思う。

○ 雇用・就業、経済的自立の支援

主な意見
●障がいに応じた職域、就業先の開示を企業に義務付けてほしい。
●特に重度障害者に対して、生活保護に頼らずとも、障害年金を軸にして所得保障が得られるような独自手当があると良いと思う。
●優先調達法の実績額を、毎月広報に掲載する必要がある。
●福祉的就労と、京田辺市商工会との連携がみえるようにする必要がある。
●京田辺市ブランドの立ち上げが重要。
●農政課とのプロジェクトとして、就農対策を進めていく必要がある。
●行政をはじめ、企業・団体などが、授産製品を計画的に発注する仕組みの創設が必要。
●行政の障害者雇用枠の拡大が必要。
●企業・団体などと障害者施設が、共同事業を実施するモデル事業の創設が必要。
●企業・団体などで、障害者が就業体験をする機会の創設と財政的支援の実施が必要。
●短時間でもいいので、障がいを持った方々に公共施設で働く場が提供されればと考える。
●障害者に対する支出金額の年度別金額を提示する必要がある。

○ 生活環境

主な意見
●まち全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインは、徐々に整ってきてているが、さらに細かい配慮も必要である。
●学校などの施設がより使いやすくなるよう設備を整えていく、さまざまな障がいのある人との共生について、地域住民に対して具体的な呼びかけを行ってほしい。
●認知症サポーター制度があるように、障がいについても広く知見を深めていけるような取り組みを行うとともに、地域での問題を共有できる場があると良いと思う。
●身体障がいのある人には、まだまだ地域にバリアが多いと感じており、まずはその環境整備が必要だと思う。また、地域住民の障がいを持った方々に対する理解も重要と考えるので、そのような啓蒙活動が必要なのではないかと思う。

○ 情報の利用しやすさ

主な意見
●個人情報保護の観点から、障害者が福祉サービスなどを十分に把握できない状態である。「介護保険サービスガイドブック」のように、「障害者サービスガイドブック」を作成する必要がある。
●相談支援事業所及び相談支援専門員がサービス情報を熟知する必要がある。
●これまで「どこに聞きにいったらよいか」という問い合わせもあったが、今後は相談支援を充実していくことによって、情報の拠点となってほしい。メール配信なども一つの手段と思われる。行政からのお知らせは、知的障がいのある人や精神障がいのある人にも、どうしたらいかが分かりやすく、かつ安心できるような文面があるといいかと思う。
●地元小中学校との情報共有が必要である。
●聴覚障がいのある人へ、災害時に情報が提供されるシステムが必要である。
●手話通訳者の雇用機会の拡大、手話通訳者養成の支援体制の充実が必要である。
●問い合わせや申し込みなどに、メールやFAXを可能とする配慮の促進が必要である。
●どこでどのような情報発信を行っているのか周知させることが必要だと思う。その際には、各人の個性に合わせた媒体を複数用意しなくてはならないと考える。

○ 安全・安心

主な意見
●災害時、移動困難者（障がいのある人、独居高齢者など）の支援体制が必要である。移動困難者のリストアップを行い、連絡及び支援体制をつくる。
●公共交通機関について、電車での配慮はできているが、バス車内にはまだできていない。
●避難情報が出た際に、「どこへ行けば良いかわからない」「行き方がわからない」という人がいる。道順を一人ひとりに分かりやすくするマップをつくる必要がある。
●避難所にヘルパーを派遣するなどの新しい地域生活支援事業はどうかと思う。
●福祉避難所の拡大や、聴覚障害者対応の設備などの設置が必要。
●障害者の災害時避難マニュアル作成が必要。
●自助グループをつくって組織化を行うことにより、地域での防災・防犯活動が可能になると思う。

○ 差別の解消及び権利擁護の推進

主な意見
●家族が精神障害者の理解不足から、権利擁護が必要と思われるケースがある。
●後見人制度が施設入所者にももっと利用されるよう、ハードルを低くして利用しやすい制度にする。
●必ずしも充分できているとはいえない。障がいのある人の話を聞く場を設けるなど、繰り返し広報・啓発・ふれあいの機会を持つことが重要である。
●「難聴者」=耳の遠い人ではない事を理解してもらうことが第一歩である。
●合理的配慮に関して、まずは広く障がいに関する知識を持ってもらうことが必要であると思われる。資料の配布や講習などを進めてほしいと思う。
●市内企業や小売店などの好事例の収集など、具体的な事例について、どのように解決まで導いていくかの組織づくりをする必要がある。
●差別・虐待などの通報先や、受付窓口を広く周知してほしい。
●障害者理解を進めるー市民の学習機会の拡大、障害者当事者の講師の活用などが重要である。
●言語としての手話を学ぶ市民講座の拡大が重要である。
●まずは、障がいのある人の個性を理解できるような講演会の開催などの啓蒙活動が重要と考える。また、京田辺市内で開催されるイベントに、健常者とともに積極的に参加することによって偏見がなくなると思うので、その仕組みづくりが重要だと考える。

○ 行政サービス等における配慮

主な意見
●地域包括支援センターは高齢者への対応はできているが、障害者への対応も図っていく必要がある。
●筆談が拡充されつつあるが、ボード種類、プライバシー保護にひと工夫が必要である。
●書類の簡略化を求める。
●地域で暮らす方法は人それぞれ違うので、個別ニーズに合わせて柔軟な支給決定をお願いしたい。必要がなくなれば、自然にサービス利用は減っていくと思う。
●案内をする文章はシンプルで分かりやすく写真などを使うなどして、本人に配慮した分かりやすさを考えてほしい。
●職員対象の継続的な手話学習機会の創設が必要である。
●手話通訳者資格を有する職員を計画的に採用することが必要である。
●映像等配信には手話挿入、広報事業における手話採用を促進することが必要である。
●介護者や介助者が仕事をしている場合があるので、各種窓口が平日の昼間のみのオープンではなく、土・日・祝日でも利用できるようにした方が良いと考える。
●各種申請や問い合わせを行う際に、「担当者がいないので…」との回答を得ることが多くある。職員間での連携を図り、だれに尋ねても回答を頂けるようになればと思う。

○ 相談支援体制全般について

主な意見
●サービス内容やサービス事業者情報の研修会を開催する必要がある。
●相談支援計画立案にあたって、不明点や相談を受ける窓口をつくることが重要である。
●市民のだれが、どこで、何を相談しても良いように、相談窓口のみえる化を図る必要がある。
●自立支援協議会において、地域生活を扱う部門（周辺住民への協力や相談支援者同士の連携などを促進する）や、差別解消に関する検討部門をつくるのも良いのではないかと思う。
●どこにどのような相談機能を持った機関があるのか、非常に分かりにくいと思う。まずは、それらがどこにあり、どのような相談にのってもらえるのか広報活動が必要だと考える。

○ 市が施策展開を進めるうえで、特に重点的に取り組むべき課題

主な意見
●サービスの必要な人に、24時間提供できる体制づくりが必要である。
●市民の声や障害者の声をしっかり探究する必要がある。
●差別解消法に関する部分は、教育などその他の分野との連携を深め、早急に取り組んでいくようにお願いしたい。
●重度心身障がいの方の日中活動の場が必要である。
●各種窓口における横の連携を密に図っていただくこと、また、平日の昼間以外の時間帯における迅速な対応を行えるシステムが必要であると考える。

○ その他

主な意見
●市は、計画の基本理念として「だれもが社会に参加し自由に行動することで、それぞれの個性を表すことができ、それを活かすことに独自の地域づくりにつながる」としている。障害者や家族の意見を取り入れた計画作成が必要である。
●障がい程度区分や支給決定に至るまでの経過を、介護保険認定のようにさらに明確に提示できないかと思う。
●障害者が気楽に行ける障害者カフェを各住民センターに設置し、行政との相談窓口や障害者同士の交流を図ることが重要である。
●市の専門担当者の在任期間を長くし、総合的に相談できる専門職員を養成していくことが重要である。
●計画策定にあたり、当事者、サービスを提供する事業者側の意見を聞くことはとても大切である。アンケート集計の結果、次期計画が福祉運営に活かされることを期待している。
●入所者以外の方々の実態を教えて欲しいと思う。

7. 京田辺市における課題と基本的な視点

1. 障がいのある人への理解の促進

アンケート調査では、差別やいいやな思いをする（した）ことの『ある』割合が、特に知的障がい、精神障がいのある人で多く、そのような思いをした場所として、学校・仕事場や外出先のほかに、住んでいる地域などの項目の割合が多いことから、身近な環境、地域で障がいの理解が得られていない状況がうかがえます。

ヒアリング調査では、障害者理解を進めることとして、市民の学習機会の拡大や障害者当事者の講師の活用、また、健常者との交流の機会を積極的に行う仕組みづくりが重要であるとの声があがっています。

成年後見人制度の利用が増えるよう、ハードルを低くして利用しやすい制度にする意見も出ていることから、権利擁護事業や成年後見制度についての啓発・普及を、さらに推進させることができます。

障がいのある人も、そうでない人も共生して本市の中で暮らしていくために、互いに理解し合うことができるような環境づくりを展開していきます。

2. 地域での生活の支援

アンケート調査では、在宅で暮らす際の必要な支援として、ちょっとした不安や困りごとなどの相談にのってくれる身近な相談サービスを望む割合が高くなっています。悩みや困ったことの相談先として、家族の割合が高い一方で、何でも相談できる身近な相談サービスを求めていることなどから、相談窓口の充実とともに、相談支援員の質の向上も求められています。

現在の生活での不安なこととしては、身体、精神障がいのある人では健康や体力に自信がないこと、知的障がいのある人では将来的に生活する住まいの確保に対しての割合が高くなっています。家族など介助者の健康状態が不安である割合が高いことも含め、家族をサポートするサービスが求められています。

また、将来住む場所の不安を軽減するための、障がいに配慮した公営住宅やグループホームの整備が必要になっています。

ヒアリング調査でもアンケート調査同様、住む場の確保や相談支援体制の強化を求める声があがっています。また、地域で生活できるために医療機関との連携を図ることが課題となります。ほかに、相談支援事業所及び相談支援専門員がサービス情報を熟知すること、手話通訳者の雇用機会の拡大、手話通訳者養成の支援体制の充実などの意見から、登録手話通訳者・登録要約筆記者をめざす人が減少し、今後の人材確保は難しい現状がある中で、障がいに応じた意思疎通支援の充実も望まれます。

障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で生き生きと暮らしていくよう、サービスの提供の充実を図り、相談支援に積極的に取り組んでいきます。

3. ライフステージに応じた環境づくり

アンケート調査では、保育や教育で今後必要だと思うことについて、障がいの特性や年齢層による優先順位に違いはみられますが、障がいのある人が利用できる設備の増加、休日などに活動できる仲間や施設、障がい特性に応じた配慮、放課後や長期休業中に利用できる福祉サービスの増加、自立して働くためのしっかりとした進路指導などを求める割合が高くなっています。

教育的支援を必要とする児童・生徒及び家族・保護者には、小・中学校に進学した際の不安や負担が大きいため、「ソーシャルインクルージョン」（障害者らを社会から隔離排除するのではなく、社会の中でともに助け合って生きていこうという考え方）に基づいて、療育・保育・教育が連携した施策の提供が求められます。

次に、現在の就労状況については、働いていない割合が最も高く、障がいの等級や状態にもよるもの、障がいのある人の就労が困難な実態が読み取れます。必要な就労支援としては、職場の上司や同僚の障害に対する理解や、企業等に障害者雇用の理解を求める割合が高くなっています。また、身体、精神障がいのある人では勤務体制の配慮、知的障がいのある人では就労後のフォローなど職場と支援機関の連携を求める割合も高いことから、就労後のサポート体制の充実強化、障がいのある人が一般就労に移行し、定着できるような取り組みも含め、自立した生活が送れるように支援することが求められています。

ヒアリング調査では、障がいに応じた職域、就業先の開示を企業に義務付けることや、企業・団体などが施設製品を計画的に発注する仕組みや教職員の手話学習、児童・生徒の手話を学ぶ機会の創設が求められているほかに、地元小中学校との情報共有が必要であるという意見があがっています。

スポーツ・文化では、障がいのある人とないとの交流の場の設定や、障害者同士で集い楽しむイベントはあるが、広報や参加への移動手段のサービスが不足しているなど、イベント・交流に関する意見もあがっています。

文化芸術活動・スポーツ等の余暇活動は、障がいのある人に社会参加を促すだけでなく、障がいのある人の機能訓練や健康維持にも役立つと考えられます。

以上より、障がいのある人がすべてのライフステージによって途切れることなく、社会に参加して生き生きと暮らすことができるようさまざまな取り組みを提供します。

4. 安心して暮らせる社会の実現

アンケート調査をみると、外出の際の不便さとして、知的障がいのある人では介助者がいないと外出ができない割合が特に高くなっています。災害時に1人で避難できる人は全体で約3割となっており、特に身体障がいのある人が避難する際に、避難できない状況を改善する必要があります。また、平常時においても家族やヘルパーの同伴がなければ外出できない人もいることから、移動支援サービスの充実を図ることも必要です。

ヒアリング調査では、身体障がいのある人にとって地域にバリアが多く、環境整備が必要という意見や、災害時の移動困難者の支援体制をつくる、福祉避難所の拡大、聴覚障害者対応の設備などの設置が必要であるなどの意見があがっています。

アンケート調査でも、福祉避難所の設置を求める割合が高く、これらの情報が、聴覚や視覚に障がいのある人に伝わるように広報されることも必要となります。

障がいのある人が、社会に参加することを阻まれないように、障壁（バリア）を取り除くとともに、安心して暮らせるまちづくりを展開していきます。

第3章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

すべての人が安心して、自分らしく
暮らしていけるまち

障害者基本法第1条には、「すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」との理念にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すると規定されています。本市においても、本計画の策定によって障がいの有無に関わらず各々の個性が尊重され、一人の市民として同じ立場で暮らしていける京田辺市をめざしていくことが必要です。

また、地域社会からの孤立など、生活を営むうえでの安心が強く求められており、障がいの有無に関わらず安心して暮らすことができるような環境づくりも必要となっています。

以上を踏まえ、障がいのある人の日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解・協力のもとで受けることができるよう、「すべての人が安心して、自分らしく暮らしていけるまち」をめざしていきます。

2. 施策体系

基本理念

すべての人が安心して、自分らしく暮らしていけるまち

第3期京田辺市障害者基本計画

第1章 障がいのある人への理解の促進

～啓発、交流、権利擁護～

1. 障がいを理由とする差別の解消
2. 福祉教育の推進
3. 障害福祉に関わる団体などへの支援
4. 権利擁護の推進

第2章 地域での生活の支援

～サービス利用支援、保健・医療～

1. 在宅福祉サービスの充実
2. 居住支援の充実
3. 保健・医療の充実
4. 相談体制の充実
5. 「情報へのつながりやすさ」の向上

第3章 ライフステージに応じた環境づくり

～療育・保育・教育・就労～

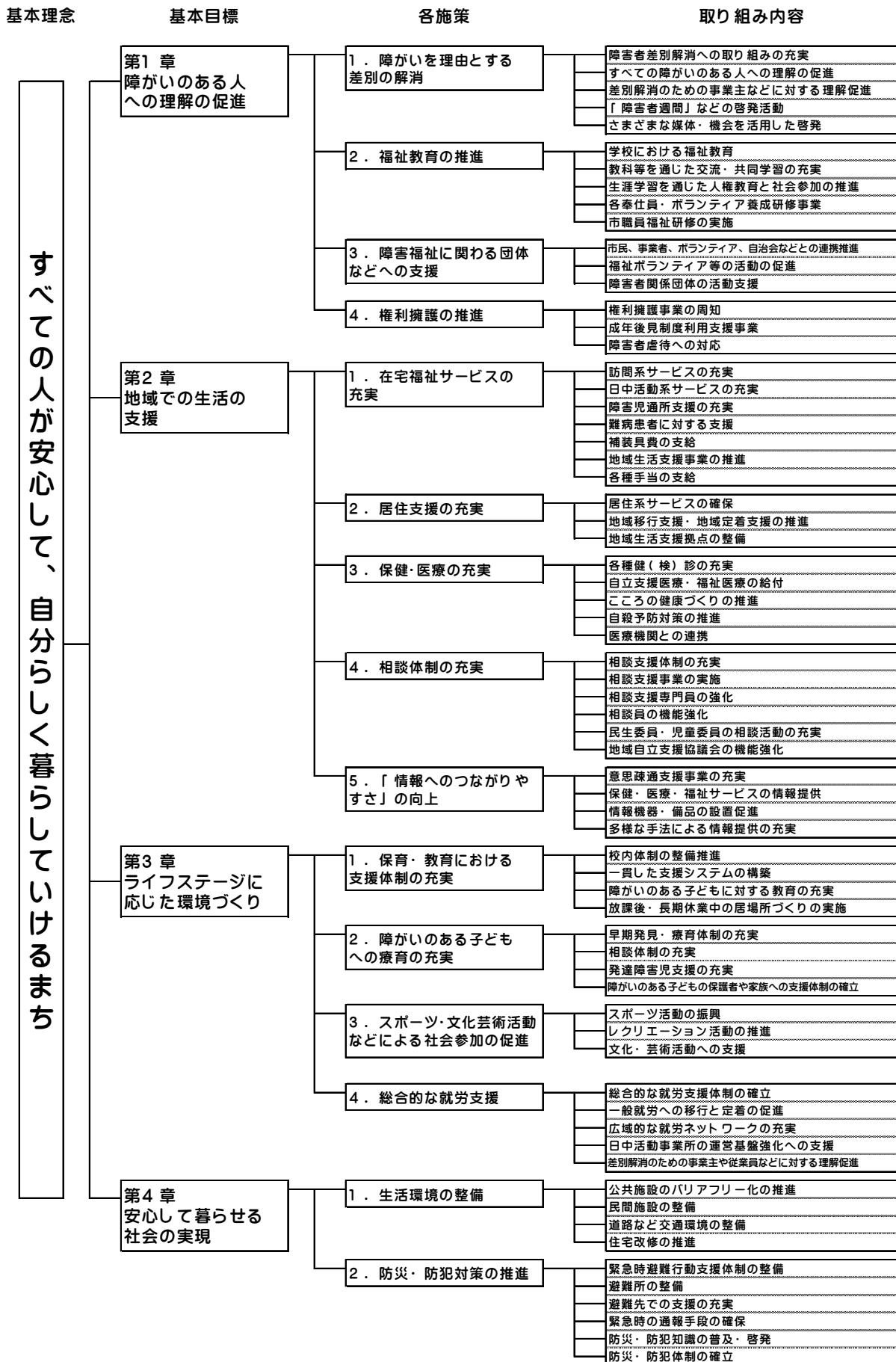
1. 保育・教育における支援体制の充実
2. 障がいのある子どもへの療育の充実
3. スポーツ・文化芸術活動などによる社会参加の促進
4. 総合的な就労支援

第4章 安心して暮らせる社会の実現

～防災・生活環境～

1. 生活環境の整備
2. 防災・防犯対策の推進

第3期京田辺市障害者基本計画体系図



3. 計画の推進体制

(1) 市民・事業者・地域などとの協働の推進

障害者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、さまざまな団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

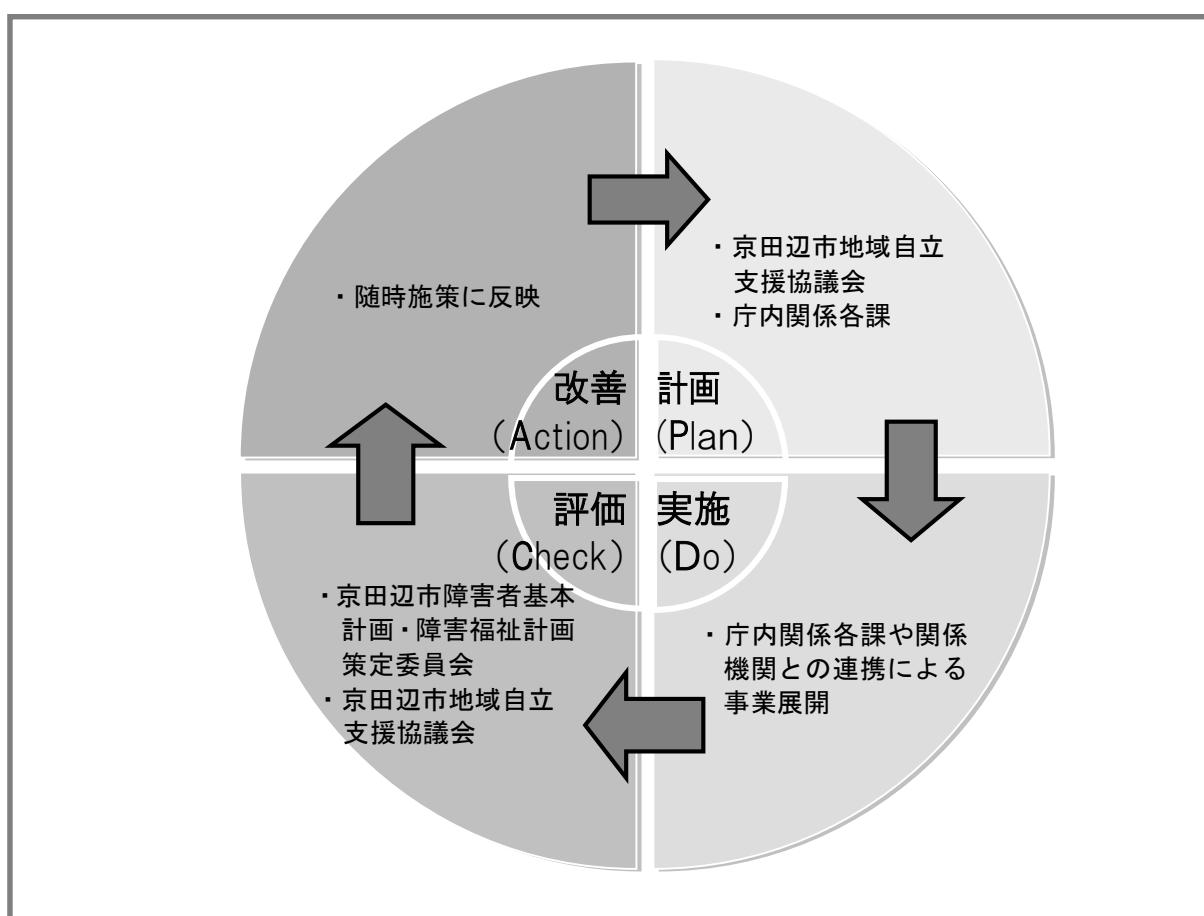
(2) 個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制などの充実を図っていきます。

(3) 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、PDCA（計画—実施—評価—改善）のサイクルを障害者福祉に導入するようにあげられています。

そのため、本計画も各施策の実施状況などについて、京田辺市障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会及び京田辺市自立支援協議会などに随時意見を聞きながら、計画の進捗管理を行っていきます。



2. 第3期京田辺市障害者基本計画

第1章

障がいのある人への理解の促進

1. 障がいを理由とする差別の解消

今後の方向性

○障がいのある人が障がいを理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないよう、差別解消に向けた取り組みを充実します。

基本的な施策

主 な 施 策

施策名	障害者差別解消への取り組みの充実
内 容	<p>○「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の周知・啓発に努めます。</p> <p>○平成28年4月の「障害者差別解消法」の円滑な施行に向け、法の趣旨・目的などに関する周知・啓発に取り組みます。法の施行後においても、対応要領や国の基本方針に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。</p> <p>○雇用の分野における障害者に対する差別的取り扱いの禁止などを定めた「障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し周知・啓発に努めます。</p>
施策名	すべての障がいのある人への理解の促進
内 容	○すべての障がいのある人の障害特性や、必要な配慮に関する周知を図り、市民の理解の促進を図ります。

主 な 施 策	
施策名	差別解消のための事業主などに対する理解促進
内 容	○地域社会における障がいのある人に対する差別を解消するため、合理的な配慮を徹底するとともに、事業主・商店主・自治会などへ啓発を積極的に行います。
施策名	「障害者週間」などの啓発活動
内 容	○「障害者週間」(12月3日～12月9日) や「障害者雇用支援月間(9月)」など、市民が障害者福祉に関心を持ちやすい時期に、各種啓発活動を展開し障害者理解に関する意識の向上を図ります。
施策名	さまざまな媒体・機会を活用した啓発
内 容	○「広報京たなべ」や市のホームページなどさまざまな媒体を活用し、啓発に努めます。

2. 福祉教育の推進

今後の方向性

○各学校・家庭・地域などにおいて、すべての人が障害者の人権や福祉について学ぶことができる機会を増やし、障がいの有無に関わらず、ともに育つことができる場の設置を図っていきます。

基本的な施策

主 な 施 策	
施策名	学校における福祉教育
内 容	○学校における人権学習・福祉教育の充実を図り、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現をめざします。 ○障がいの有無に関わらず、さまざまな児童・生徒がふれあい、共に活動する機会を積極的に設けて行きます。
施策名	教科等を通じた交流・共同学習の充実
内 容	○教科、総合的な学習の時間や特別活動などにおいて、交流・共同学習や体験学習の充実を図るなど、すべての子どもが障がいについて理解を深めるための学習を進めています。
施策名	生涯学習を通じた人権教育と社会参加の推進
内 容	○障がいのある人を含めたすべての市民の人権について、正しい理解と認識を深めるとともに、社会参加支援につながる多様な学習機会の充実を図ります。

主 な 施 策	
施策名	各奉仕員・ボランティア養成研修事業
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚に障がいのある人への理解の促進と交流を目的に、地域で日常会話程度の手話や要約筆記の技術を習得した人材の養成・研修を図るとともに、手話通訳者・要約筆記者へステップアップする人材の育成に努めていきます。 ○文字による情報の取得が困難な視覚障がいのある人へ情報発信を行うため、点訳や朗読に携わる人材の養成・研修に努めていきます。
施策名	市職員福祉研修の実施
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者福祉や障害者理解の促進を図るため、福祉研修を開催するとともに、各関係機関主催の研修会への参加案内を行います。

3. 障害福祉に関わる団体などへの支援

今後の方向性

- ボランティア団体や障害者関係団体などの活動に対する育成・支援に努めます。

基本的な施策

主 な 施 策	
施策名	市民、事業者、ボランティア、自治会などとの連携推進
内 容	○地域福祉の視点に基づき、市民や事業者、ボランティア、自治会、社会福祉協議会、自立支援協議会、市が互いに連携し、協力しながら、地域における障害者福祉を推進します。
施策名	福祉ボランティア等の活動の促進
内 容	○社会福祉協議会において、各種ボランティアの養成、相談、登録、紹介などによって、福祉ボランティアへの市民理解を促進するとともに、だれでもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。
施策名	障害者関係団体の活動支援
内 容	○障害者福祉について理解を深めるために、障害者関係団体が行う啓発活動を支援します。 ○ボランティア団体や障害者団体の活動に対する育成・支援に努めます。

4. 権利擁護の推進

今後の方向性

○権利擁護、権利行使や福祉サービス利用の援助について、どんなときもだれもが持っている権利が守られるように、広く活動を周知していきます。

○障がいのある人への虐待の防止や養護者への支援などを推進します。

基本的な施策

主 な 施 策

施策名	権利擁護事業の周知
内 容	○判断能力が十分ではない障がいのある人が、地域で適切なサービスが受けられるよう、社会福祉協議会が行う相談や金銭管理サービスなどの権利擁護事業を周知します。
施策名	成年後見制度利用支援事業
内 容	○判断能力が十分ではない障がいのある人が、財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度の周知・理解の促進に努めます。 ○法人後見人の増加をめざした取り組みを進めていきます。
施策名	障害者虐待への対応
内 容	○障害者虐待の発生を未然に防ぐよう、市民や施設への啓発を進めます。 ○障害者虐待通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する情報を周知し、迅速な対応をしていきます。

第2章 地域での生活の支援

1. 在宅福祉サービスの充実

今後の方向性

- 障がいのある人が必要な支援を受けながら、住み慣れた居宅で生活し続けることができるよう、在宅での福祉サービスを充実します。
- 医療的なケアや常時介護が必要な重度の障がいがある人などが、日中活動ができるサービスの確保に努めます。

基本的な施策

主な施策

施策名	訪問系サービスの充実
内 容	<ul style="list-style-type: none">○居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスは、障がいのある人の居宅生活を支える基本となるサービスであるため、サービス量の確保とともに障がいの状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、質の向上を図ります。
施策名	<h4>日中活動系サービスの充実</h4> <ul style="list-style-type: none">○障がいのある人の地域における日中活動の場となる生活介護や就労継続支援、就労移行支援、短期入所などの充実を図ります。○医療的なケアや常時介護が必要な重度の障がいがある人にも、創作・生産活動ができる日中活動の場の確保に努めます。
施策名	<h4>障害児通所支援の充実</h4> <ul style="list-style-type: none">○障がいのある子どもが、身近な地域で障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援などの質の確保及びサービスを提供する事業所の確保に努めます。

主 な 施 策	
施策名	難病患者に対する支援
内 容	○難病（特定疾患）患者数の増加傾向に対して、さまざまな症状に応じて必要な福祉サービスの提供や福祉用具の給付などに努めます。
施策名	補装具費の支給
内 容	○障がいのある人の身体機能を補完、または代替することで日常生活をしやすくするため、補装具費の支給の充実及び普及促進に努めます。
施策名	地域生活支援事業の推進
内 容	○地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保するとともに、その充実を図ります。また、地域生活支援事業は市町村の創意工夫により事業内容を柔軟に設定できることから、障がいのある人のニーズに応じて事業内容を検討し、充実を図ります。
施策名	各種手当の支給
内 容	○特別障害者手当のほか、各種手当を本人または養育者に支給し、在宅で生活する障害者（児）の福祉の増進を図ります。

2. 居住支援の充実

今後の方向性

- 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行・定着を促進します。
- 在宅への移行を進めるだけでなく、障がいのある人それぞれの状況に即した地域生活を支援していくため、グループホームなどの「住まいの場」の充実を図ります。

基本的な施策

主 な 施 策

施策名	居住系サービスの確保
内 容	○障がいのある人の地域生活を支援するため、グループホーム（共同生活援助）の充実を図ります。
施策名	地域移行支援・地域定着支援の推進
内 容	<ul style="list-style-type: none">○地域移行支援・地域定着支援などを活用し、障がいのある人が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援について引き続き取り組みます。○福祉施設入所者や入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を支援します。○精神障がいのある人の社会参加を支援するため、グループワークの充実を図ります。
施策名	地域生活支援拠点の整備
内 容	○障害者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、相談・体験の場・緊急時の受け入れ対応・専門性・地域の体制づくり機能を有した地域生活拠点の整備を進めます。

3. 保健・医療の充実

今後の方向性

- 疾病の予防や早期発見に取り組むとともに、こころと体の健康づくりを支える適切な保健サービスなどの提供に努めます。
- 地域において必要かつ適切な保健・医療サービスを利用できるよう、今後とも体制の整備を図っていきます。

基本的な施策

主 な 施 策

施策名	各種健（検）診の充実
内 容	○妊婦、乳幼児に対する健康診査などを推進し、異常の早期発見、早期治療・療育・訓練へと支援が適切につながっていくように努めるとともに、生活習慣病を予防するための健診やがん検診をはじめとする各種健（検）診の受診を推進し、実施後の指導体制の整備を図ります。
施策名	自立支援医療・福祉医療の給付
内 容	○18歳以上の身体障がいのある人の障がいを軽減または回復させるための手術や治療など、日常生活における適応能力を増進させるために必要な自立支援医療（更生医療）と、18歳未満の児童においては自立支援医療（育成医療）の給付を行います。また、精神障がいのある人においては、自立支援医療（精神通院）を受給できるように京都府と連携を図ります。 ○重度障がいのある人の医療費自己負担金に対する助成を行い、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。

主 な 施 策	
施策名	こころの健康づくりの推進
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関、関係機関との連携を強化し、こころの健康づくりを推進します。 ○こころの健康に関する相談事業の周知を図ります。
施策名	自殺予防対策の推進
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防の相談専用回線による電話相談を継続実施するとともに、相談事業の充実を図ります。 ○ゲートキーパー養成研修会等を開催するなど、自殺予防対策に関する人材の育成を図ります。
施策名	医療機関との連携
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的な医療を必要とする人に適切に対応するため、専門医の把握などに努めるとともに、医療機関や保健所・訪問看護ステーションなどと連携を図ります。 ○適切な医療・リハビリテーションを受けることができるよう情報提供に努めます。

4. 相談体制の充実

今後の方向性

○相談支援事業、障害者相談員等の活動などを充実させることにより、地域の中で障がいのある人を支えていく仕組みを強化します。

基本的な施策

主 な 施 策	
施策名	内 容
相談支援体制の充実	<p>○京田辺市の相談支援センターとして、地域の相談支援の中心的な役割を担う「京田辺市障害者生活支援センターふらっと」の機能を充実するとともに、相談支援を担う人材のスキルアップや連携強化に向けた取り組みを支援し、さまざまな課題に対応した相談が提供できるように努めます。</p> <p>○基幹相談支援センターの設置に向けて準備を進めます。</p>
相談支援事業の実施	<p>○障害福祉サービスを利用する者（児）に対して、支給決定または支給決定変更時においてサービス利用計画の作成や、一定期間ごとのモニタリングを行う計画相談支援を実施します。</p>

主 な 施 策	
施策名	相談支援専門員の強化
内 容	○相談支援員に向けた研修を実施し、さまざまな相談機会において、どの支援員が相談を受けても迅速かつ適切な対応を図ることができるよう、支援員の質の向上を図ります。
施策名	相談員の機能強化
内 容	○障害者の地域における身近な相談支援を充実するために、身体障害者相談員や知的障害者相談員と連携を図っていきます。 ○身体障害者相談員や知的障害者相談員の活動に対して、必要な情報提供を行うなどの支援に努め、相談支援機能の強化を図ります。
施策名	民生委員・児童委員の相談活動の充実
内 容	○市内の各地域において、障がいのある人の相談や個別援助活動を行っている民生委員・児童委員に対して、必要な情報の提供を行うなど、連携を深めます。
施策名	地域自立支援協議会の機能強化
内 容	○地域生活を送る障害者（児）及び家族、それを支援していく関係団体や福祉サービス事業所、関係行政機関等がネットワークを構築し、地域で自立した生活を送り、安心して暮らしていくための支援などを協議・検討する自立支援協議会の活動の一層の活性化を支援します。

5. 「情報へのつながりやすさ」の向上

今後の方向性

- コミュニケーションの手段を確保し、障害特性に応じた情報提供に努めます。

基本的な施策

主 な 施 策	
施策名	意思疎通支援事業の充実
内 容	<ul style="list-style-type: none">○障害者総合支援法に基づき、聴覚や視覚障害などにより、意思疎通が困難な障がいのある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置や点訳・朗読などのボランティア活動を支援します。○手話通訳者・要約筆記者の技術の向上に努めるとともに、派遣範囲の拡大を図ります。
施策名	保健・医療・福祉サービスの情報提供
内 容	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人やその家族への保健・医療・福祉に関する情報提供のため、京都府が作成する「障害者福祉のてびき」の周知を図るとともに、広報紙や市ホームページなどを活用し、必要な情報提供を行います。○視覚障がいのある人に対して、特性に応じた資料の作成に努めます。

主 な 施 策	
施策名	情報機器・備品の設置促進
内 容	○聴覚や視覚に障がいのある人との意思疎通を円滑に行うため、情報・コミュニケーション機器の貸し出しを行うとともに機器の充実を図ります。
施策名	多様な手法による情報提供の充実
内 容	○年齢や障害特性に応じ、さまざまな媒体を使用した情報発信を行います。 ○広報京たなべのCD版の発行や、市ホームページからの情報の得やすさをより向上させることにより、障がいのある人が必要な情報を入手できるよう利便性を高める工夫を進めます。

第3章 ライフステージに応じた環境づくり

1. 保育・教育における支援体制の充実

今後の方向性

- 障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みをするという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援に努めます。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加をめざした取り組みを含め、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム※の構築のため、特別支援教育を推進します。

※インクルーシブ教育システムとは

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発揮させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的のもと、障がいのある人とない人が学校やクラスの内外でともに学んだり、一人ひとりの特性・能力に応じた指導が受けられる仕組み。

基本的な施策

主な施策

施策名	校内体制の整備推進
内 容	<ul style="list-style-type: none">○学校における特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会など校内体制の充実を図り、組織的で計画的な支援を進めます。○通常学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒を対象に、通級指導教室の積極的な利用や、特別支援教室構想等を踏まえ、個人に応じた適切な指導・支援の充実に努めます。

主 な 施 策	
施策名	一貫した支援システムの構築
内 容	<p>○幼稚園・保育所、小・中学校、特別支援学校や関係機関と連携した早期からの就学相談と就学指導を行い、支援ファイルや個別の移行シートなどを活かした、保護者、学校、園、関係機関等が連携した継続的な支援体制の構築をめざします。</p>
施策名	障がいのある子どもに対する教育の充実
内 容	<p>○障がいのある子どもに対する支援については、一人ひとりの障がいの状態や教育ニーズ等に応じた、日常の指導に活用できる「個別指導計画」等を作成し、具体的な教育目標や内容の明確化と適切な評価による指導改善に努めます。</p> <p>○指導方針、内容についての保護者との共通理解を図り、効果的な指導を進めます。</p>
施策名	放課後・長期休業中の居場所づくりの実施
内 容	<p>○放課後等デイサービスなど、日中の支援が必要な子どもを対象としたサービスの充実に努めます。</p> <p>○障がいのある子どもの放課後や夏休みなどの長期休業における居場所及び日中活動の場の確保を図るため、地域生活支援事業における日中一時支援事業を実施します。また、放課後の各小学校区における事業等への参加の検討を図ります。</p> <p>○障がいの有無に関わらず、子どもやその保護者が一緒に集まり、交流を図ることができるような活動や取り組みを支援します。</p>

2. 障がいのある子どもへの療育の充実

今後の方向性

○障がいのある乳幼児及び家族に対する相談支援や、適切な時期に適切な療育を提供できる体制の充実に努めます。

基本的な施策

主 な 施 策	
施策名	早期発見・療育体制の充実
内 容	○子どもの発達の節目において集団健診などを行い、障がいの早期発見に努め、治療、療育につなげます。また、個別支援を取り入れ、よりきめ細かな対応に努めます。
施策名	相談体制の充実
内 容	○乳幼児の発達検査と保護者や家族からの相談、日常生活指導をわかりやすい内容で実施するほか、必要に応じて関係機関の紹介などを行います。 ○家庭児童相談員・児童相談所・保健所や関係機関などとの連携を強化し、子どもの養育、虐待をはじめさまざまな相談に迅速に対応できるよう、体制の充実に努めます。
施策名	発達障害児支援の充実
内 容	○教育・保育・保健・医療・福祉をはじめとする関係機関との連携を図り、発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。
施策名	障がいのある子どもの保護者や家族への支援体制の確立
内 容	○障がいのある子どもの保護者や家族に対して、妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための支援体制の確立に向け、関係各課・機関と連携します。

3. スポーツ・文化芸術活動などによる社会参加の促進

今後の方向性

○障がいのある人がスポーツや文化芸術活動などに参加することで充実感や生きがいを感じるとともに、社会参加を促進し、市民との交流を図ります。

基本的な施策

主 な 施 策	
施策名	内 容
	<p>スポーツ活動の振興</p> <p>○障害者スポーツイベントや大会などの開催・参加を支援し、年齢や障害特性に関わらず、障がいのある人が充実感や生きがいを感じるとともに、市民交流を図ることができるよう機会の提供に努めます。</p> <p>○スポーツイベントや大会などは、各種広報媒体を活用して情報発信を行うとともに、障がいのある人が参加しやすいように移動手段などの支援に努めます。</p> <p>○障害特性を理解した障害者スポーツ指導員を養成するとともに、障害者のニーズに応じた身近なスポーツ教室等を開催するなど、日常的なスポーツ活動を支援します。</p> <p>○社会体育施設では、障がいのある人がスポーツに親しめるようバリアフリー化を図るとともに、用具を充実させ、安全にスポーツに取り組める環境づくりに努めます。</p>

主 な 施 策	
施策名	レクリエーション活動の推進
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人と市民が、ともに参加・交流できる京田辺市障害者スポーツ大会（友遊フェスタ）の開催を支援します。 ○「サマースクール」や「卓球バレー」などの活動に対し、支援体制の充実やボランティアの育成を図ります。
施策名	文化・芸術活動への支援
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の文化・芸術活動の振興に向けて、講座開催や作品出展の情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実に努めます。

4. 総合的な就労支援

今後の方向性

- 市内企業の障害者雇用の啓発に努めるとともに関係機関が連携し、障害者雇用の拡大に努めます。
- 障がいのある人が働きやすい環境づくりをめざします。

基本的な施策

主 な 施 策	
施策名	総合的な就労支援体制の確立
内 容	○福祉、教育、医療などから雇用への一層の推進のため、職場実習・雇用・職場定着までの一貫した支援が行われるよう、関係機関との連携の緊密化を図ります。
施策名	一般就労への移行と定着の促進
内 容	○障がいのある人の雇用に積極的な企業の掘りおこしを行うとともに、障害者を雇用している企業・業者の事例を紹介するなど、障害者雇用に関する理解を深めます。 ○一般就労への定着を促進するために、就労の場において個別の障害特性や課題について理解が深まるよう、就労が継続している例を紹介するなど企業に啓発していきます。 ○福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援・就労継続支援事業所とハローワーク・商工会・企業との連携を強化します。

主 な 施 策	
施策名	広域的な就労ネットワークの充実
内 容	○支援学校や特別支援学級に通う生徒の保護者や教諭だけでなく、ハローワークや商工会、事業所など、就労に関わる関係機関等が連携する広域的な就労ネットワークの一層の強化に努めます。
施策名	日中活動事業所の運営基盤強化への支援
内 容	○「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針を作成し数値目標を定め、福祉施設からの製品の購入について毎年実績を公表します。 ○障害者施設製品の販売促進のため、ホームページによる情報発信や障害者施設製品販売ネットワーク（「ゆう」）の一層の活性化、新商品の開発などの支援を行います。
施策名	差別解消のための事業主や従業員などに対する理解促進
内 容	○障がいのある人に対する差別を解消するため、差別禁止や合理的な配慮について、事業主や従業員などへの積極的な啓発に努めます。

第4章

安心して暮らせる社会の実現

1. 生活環境の整備

今後の方針性

- 安心してまちに出かけられるよう施設・道路のバリアフリー化を進めます。
- 障がいのある人が、地域において自立した暮らしができるように、住宅環境の整備を進めます。

基本的な施策

主な施策	
施策名	公共施設のバリアフリー化の推進
内 容	○公共施設のバリアフリーを進めるにあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や京田辺市バリアフリー基本構想の方針に基づき、ユニバーサルデザインを意識した施設となるよう改修を進めます。
施策名	民間施設の整備
内 容	○障がいのある人をはじめ、すべての人が気軽に利用できるように、京都府福祉のまちづくり条例の基準に合わせた民間施設のバリアフリー化が進むよう、京田辺市福祉のまちづくり推進事業を活用し、整備・改善を支援していきます。

主 な 施 策	
施策名	道路など交通環境の整備
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がいのある人などの歩行の安全を確保し、事故を防止するため、バリアフリー基本構想の法*の基準を遵守して整備を進めます。 ○社会福祉協議会などと連携し、道路における危険箇所などの把握を図っていきます。
施策名	住宅改修の推進
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が住み慣れた自宅で安心して快適な生活を送れるよう、住宅改修の支援を行います。 ○京田辺市重度障害者等日常生活用具給付に関する住宅改修の対象要件の拡大を図ります。

*バリアフリー基本構想の法とは

移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令。

2. 防災・防犯対策の推進

今後の方向性

- 災害等の緊急事態発生時に適切な情報提供と救援が行えるよう体制の整備に努めます。
- 障がいのある人を災害から守るため、避難や避難所での支援などの仕組みづくりを進めます。

基本的な施策

主 な 施 策

施策名	緊急時避難行動支援体制の整備
内 容	<ul style="list-style-type: none">○避難行動要支援者登録制度に基づき、自治会や民生委員・児童委員など自主防災組織と連携し、災害時の避難誘導や安否確認等を円滑に実施するための取り組みを引き続き推進します。○避難困難者に対しても、適切な情報提供や必要な支援が行われるよう地域支援体制等の構築に努めます。
施策名	避難所の整備
内 容	<ul style="list-style-type: none">○避難所を設置するにあたっては、バリアフリーに配慮するとともに、避難所などにおいて障がいのある人が必要な物資を含め、障害特性に応じた支援が受けられるよう、障がいのある人の声を活かし、必要な体制の整備を促進します。○障がいのある人が安全・安心に避難生活を送れるよう福祉避難所の指定を増やすとともに、可能な限り早く元の生活に戻ることができるよう努めます。
施策名	避難先での支援の充実
内 容	<ul style="list-style-type: none">○避難所の運営にあたっては、障害特性に応じた配慮がなされるように市が策定した避難所運営マニュアルに基づく、地域マニュアルの作成を支援します。

主 な 施 策	
施策名	緊急時の通報手段の確保
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○地震や気象警報などの防災情報伝達の手段として、防災メールやFAX番号の登録を推進します。 ○障がいのある人が消防車や救急車を要請する通報手段として、緊急通報装置が活用されるように周知を図ります。
施策名	防災・防犯知識の普及・啓発
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○広報京たなべ・市のホームページへの掲載や講演会などで、障がいのある人への防災・防犯に関する知識・情報の提供や啓発を行います。
施策名	防災・防犯体制の確立
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○区や自治会などを核とした自主防災組織やボランティアの育成に努め、防災訓練や緊急時の対応に備えます。 ○障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、防犯意識の啓発や関係機関・団体と連携し、地域における防犯体制の強化を進めます。

3. 第4期京田辺市障害福祉計画

第4期京田辺市障害福祉計画目次

第1章. 前回計画の実績

- 1. 障害福祉サービス
- 2. 地域生活支援事業

第2章. 今回計画策定に向けて踏まえるべきポイント

- 1. 重度訪問介護の対象拡大
- 2. 共同生活介護の共同生活援助への一元化
- 3. 地域移行支援の対象拡大
- 4. 地域生活支援事業の追加

第3章. 今回計画の見込量と確保方策

- 1. 平成29年度までの成果目標
 - (1) 福祉施設から地域生活への移行促進
 - (2) 精神科病院から地域生活への移行促進
 - (3) 地域生活支援拠点等の整備
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行促進
- 2. 活動指標の見込みと確保の方策
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援
 - (5) 障害児支援
- 3. 地域生活支援事業の見込みと確保の方策
 - (1) 必須事業
 - (2) 任意事業

第1章 前回計画の実績

1. 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

		利用時間（時間）			利用人数（人/月）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	実績値	2,646	2,813	3,131	84	88	96
	計画値	2,772	3,059	3,377	87	96	106
	実施率	95.5%	92.0%	92.7%	96.6%	91.7%	90.6%
重度訪問介護	実績値	285	856	1,202	2	3	4
	計画値	128	128	128	1	1	1
	実施率	222.7%	668.8%	939.1%	200.0%	300.0%	400.0%
行動援護	実績値	345	308	344	18	16	14
	計画値	313	345	376	20	22	24
	実施率	110.2%	89.3%	91.5%	90.0%	72.7%	58.3%
同行援護	実績値	216	271	281	10	12	13
	計画値	1,080	1,200	1,320	18	20	22
	実施率	20.0%	22.6%	21.3%	55.6%	60.0%	59.1%
重度障害者等包括支援	実績値	0	0	0	0	0	0
	計画値	0	0	0	0	0	0
	実施率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※平成 26 年度は 9 月 30 日時点実績からの見込値

◇第3期計画での提供状況◇

- 居宅介護：利用時間及び利用人数ともに増加で推移していますが、実績値が計画値を下回っています。
- 重度訪問介護：利用時間及び利用人数ともに増加で推移し、実施率は2倍以上となっています。
- 行動援護：利用時間については、平成 24 年度は実績値が計画値を上回っていますが、平成 25 年度は減少し、平成 26 年度には再び増加したものの、計画値を下回っています。利用人数は減少傾向で推移し、実績値は計画値を下回っています。
- 同行援護：利用時間については増加で推移していますが、実績値が計画値を大きく下回り、実施率は 20%台で推移しています。利用人数も同様に増加で推移していますが、実績値が計画値を下回り、実施率は 50~60%台で推移しています。
- 重度障害者等包括支援：実績値、計画値ともにありません。

◇サービスの評価と今後の課題◇

平成 24 年度から平成 26 年度にかけて精神障害者保健福祉手帳などの保持者が増加しており、居宅介護の利用者数が増加しています。また、重度訪問介護の利用時間・人数ともに増加していることからも、障がいの程度に関わらず、ホームヘルプサービスのニーズが高まっていることがうかがえます。

今後もサービス利用量は増加すると予測され、サービス提供基盤の整備に努めるとともに、サービスの質の向上に努めることが必要です。

(2) 日中活動系サービス

		利用日数(人日)			利用人数(人/月)		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	実績値	1,722	1,738	1,909	91	93	98
	計画値	1,811	1,870	1,928	93	96	99
	実施率	95.1%	92.9%	99.0%	97.8%	96.9%	99.0%
自立訓練(機能訓練)	実績値	11	8	0	2	2	0
	計画値	3	3	3	1	1	1
	実施率	366.7%	266.7%	0.0%	200.0%	200.0%	0.0%
自立訓練(生活訓練)	実績値	164	55	33	12	4	3
	計画値	190	202	214	16	17	18
	実施率	86.3%	27.2%	15.4%	75.0%	23.5%	16.7%
就労移行支援	実績値	232	159	143	13	10	9
	計画値	204	204	204	13	13	13
	実施率	113.7%	77.9%	70.1%	100.0%	76.9%	69.2%
就労継続支援(A型)	実績値	169	173	220	8	9	11
	計画値	210	231	252	10	11	12
	実施率	80.5%	74.9%	87.3%	80.0%	81.8%	91.7%
就労継続支援(B型)	実績値	1,075	1,392	1,473	75	94	98
	計画値	954	1,086	1,234	58	66	75
	実施率	112.7%	128.2%	119.4%	129.3%	142.4%	130.7%
療養介護	実績値				7	7	7
	計画値				1	1	1
	実施率				700.0%	700.0%	700.0%
短期入所	実績値	142	164	182	33	36	39
	計画値	96	88	88	24	22	22
	実施率	147.9%	186.4%	206.8%	137.5%	163.6%	177.3%

※平成 26 年度は 9 月 30 日時点実績からの見込値

◇第3期計画での提供状況◇

- 生活介護：利用日数及び利用人数とともに、平成24年度からおおむね計画値に応じてサービスが提供され、増加で推移していますが、実施率は90%台で推移しています。
- 自立訓練：機能訓練では、利用日数と利用人数は平成24年度から平成25年度にかけて計画値を上回り、実施率は200%以上となっています。生活訓練では、利用日数及び利用人数とともに減少で推移し、特に平成25年度以降は大幅に計画値を下回り、実施率は30%以下となっています。
- 就労移行支援：利用日数及び利用人数ともに実績値は減少で推移し、平成24年度のみ計画値を上回るものの、平成25年度以降は下回っています。
- 就労継続支援：A型では、利用日数及び利用人数ともに実績値は増加していますが、計画値を下回っています。B型では、利用日数及び利用人数ともに実績値は増加で推移し、計画値を上回っています。
- 療養介護：平成24年度から平成26年度の利用人数の実績値は7人となっています。
- 短期入所：利用日数及び利用人数ともに実績値は増加で推移し、計画値を上回っています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

就労継続支援（A型）や就労継続支援（B型）の利用ニーズが高くなっています。また平成26年度において市内に就労移行支援事業所が開設されたことから、就労移行支援も今後利用者の増加が図れるものと考えられます。

短期入所については、今後も利用ニーズの増加が見込まれることから、ニーズの把握を行い、受け入れ枠の確保を図る必要があります。

また、サービス提供基盤について、市内で確保・提供が難しい場合には、近隣市町との連携を図りながら、サービス量の確保に努めることが必要です。

（3）居住系サービス

		利用人数（人/月）		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 (グループホーム)	実績値	2	1	46
	計画値	2	2	56
	実施率	100.0%	50.0%	80.7%
共同生活介護 (ケアホーム)	実績値	41	43	
	計画値	47	51	
	実施率	87.2%	84.3%	
施設入所支援	実績値	30	32	33
	計画値	32	32	32
	実施率	93.8%	100.0%	103.1%

※平成26年度は9月30日時点実績からの見込値

◇第3期計画での提供状況◇

- 共同生活援助（グループホーム）：平成26年度の実施率は80.7%となっています。
- 共同生活介護（ケアホーム）：増加で推移しているものの計画値を若干下回り、実施率は80%台となっています。
- 施設入所支援：実績値は増加で推移し、平成25年度以降は実施率が100%台となっています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

平成26年にケアホームがグループホームと統合されたことを受け、グループホームの利用者数が増加となっています。アンケート結果でも、特に知的障がいのある人は「専門の職員がいて共同生活ができる施設（ケアホームやグループホームなど）を利用したい」「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」と答えた方の割合が高く、こういったニーズに対応するためにも、グループホームの提供に向けて関係機関と検討を進めていく必要があります。

（4）相談支援

		利用人数（人/年）		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	実績値	1	28	98
	計画値	41	85	141
	実施率	2.4%	32.9%	69.5%
地域移行支援	実績値	0	0	0
	計画値	3	7	11
	実施率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	実績値	0	1	0
	計画値	0	1	2
	実施率	0.0%	100.0%	0.0%

※平成26年度は9月30日時点実績からの見込値

◇第3期計画での提供状況◇

- 計画相談支援：法改正により利用者全員にサービス等利用計画を作成することになったことから、利用人数が平成25年度から大幅に増加しており、実施率も平成24年度には2.4%でしたが、平成26年度には69.5%となっています。
- 地域移行支援：平成24年度から平成26年度にかけて実績値は0人となっています。
- 地域定着支援：平成25年度には実績値が1人となっていますが、それ以外の年度では0人となっています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

計画相談支援については、現在実績値が計画値を下回っていますが、今回計画から障害福祉サービスを利用するすべての人に計画相談支援を導入する必要があり、利用ニーズの大幅な増加が見込まれることから、相談支援事業所の確保を図り、サービス提供体制を整えることが重要です。

(5) 障害児支援

本計画より、活動指標に「障害児支援」が加わり、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援について、それぞれ見込量を算出することになっています。

		利用人数（人/月）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	実績値	46	51	52
放課後等デイサービス	実績値	44	64	71
保育所等訪問支援	実績値	0	0	0
医療型児童発達支援	実績値	2	2	5
障害児相談支援(人/年)	実績値	0	0	51

※平成 26 年度は 9 月 30 日時点実績からの見込値

◇第 3 期計画での提供状況◇

- 児童発達支援：平成 24 年度から毎年増加しています。
- 放課後等デイサービス：児童発達支援と同じく、平成 24 年度から毎年増加していますが、特に利用者数が大幅に伸びています。
- 保育所等訪問支援：平成 24 年度から平成 26 年度にかけて 0 人となっています。
- 医療型児童発達支援：平成 26 年度に利用者が増加しています。
- 障害児相談支援：平成 25 年度までは利用者数が 0 人でしたが、平成 26 年度は 9 月末までで 51 人となっています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

障がいのある児童の運動面・精神面の発達を促し、生活能力の向上をめざす療育指導は重要な支援であり、また今後も放課後等デイサービスへのニーズが高まることが考えられることから、事業所の数の確保や質の高い療育指導の提供を図ることが求められます。

また、適切な療育指導を受けるため、障害児相談支援によるアセスメントも重要な要素となるため、児童発達に関する専門的な知識を備えた相談支援事業所の確保に努める必要があります。

2. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

①相談支援事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業 (箇所数)	実績値	2	2	3
	計画値	2	2	2
	実施率	100.0%	100.0%	150.0%
基幹相談支援センター	実績値	無	無	無
	計画値	無	無	有
	実施率			

※平成 26 年度は 9 月 30 日時点実績からの見込値

◇第3期計画での提供状況◇

- 障害者相談支援事業：平成 26 年度に聴覚に障がいのある人を対象に事業所を新たに設置しています。
- 基幹相談支援センター：平成 26 年度までに開設する予定でしたが、設置には至っていません。

◇サービスの評価と今後の課題◇

障害者相談支援事業の相談件数は年々増加していることや、アンケートにおいて相談窓口の充実が求められていることから、今後とも相談支援のニーズが高まっていくことが予想されます。今後も障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行う必要があります。

市内における相談支援事業所の増加に伴い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター設置の必要性が高まってきています。

②成年後見制度利用支援事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業 (実利用件数)	実績値	0	0	0
	計画値	1	1	1
	実施率	0.0%	0.0%	0.0%

※平成 26 年度は 9 月 30 日時点実績からの見込値

◇第3期計画での提供状況◇

- 成年後見制度利用支援事業：平成 24 年度から平成 26 年度まで実績値は 0 件となっています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

利用はありませんでしたが、障がいのある人等の権利擁護を促進するため制度の理解と周知を図る必要があります。

③コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳利用者(実人数) (人)	実績値	30	30	30
	計画値	32	32	32
	実施率	93.8%	93.8%	93.8%
手話通訳延べ派遣回数 (回)	実績値	532	594	750
	計画値	630	636	642
	実施率	84.4%	93.4%	116.8%
手話通訳延べ派遣人数 (人)	実績値	588	644	800
	計画値	680	686	692
	実施率	86.5%	93.9%	115.6%
要約筆記延べ派遣回数 (回)	実績値	24	31	30
	計画値	54	60	66
	実施率	44.4%	51.7%	45.5%
要約筆記延べ派遣人数 (人)	実績値	71	78	71
	計画値	90	96	102
	実施率	78.9%	81.3%	69.6%

※平成 26 年度は 9 月 30 日時点実績からの見込値

◇第3期計画での提供状況◇

- 手話通訳：利用者数は、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて実績値が横ばいで推移し、ほぼ計画値どおりとなっています。延べ派遣回数は、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて実績値が増加しており、実施率も平成 26 年度には 116.8% となっています。延べ派遣人数についても、延べ派遣回数の実績値が増加するのに従って平成 24 年度から平成 26 年度にかけて実績値が増加しています。
- 要約筆記：延べ派遣回数の実績値は平成 24 年度から平成 25 年度にかけて増加していますが、計画値を下回っています。延べ派遣人数は、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて実績値が増減しながら推移していますが、計画値を下回っています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

手話通訳利用者は対象者が限られていることから横ばいで推移していますが、延べ派遣回数や人数は増加傾向にあることから、一人あたりの利用回数が増えていることがうかがえます。また、要約筆記延べ派遣回数は平成 25 年度で増加しているものの、派遣先の団体や個人が限られており、難聴者など聴覚に障がいのある人との円滑なコミュニケーションのため、事業内容の周知などの情報提供により、さらなる利用の促進を図ることが必要です。

④日常生活用具給付等事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護訓練支援用具 (利用件数)	実績値	5	7	2
	計画値	12	12	13
	実施率	41.7%	58.3%	15.4%
自立生活支援用具 (利用件数)	実績値	13	15	18
	計画値	20	23	26
	実施率	65.0%	65.2%	69.2%
在宅療養等支援用具 (利用件数)	実績値	7	7	14
	計画値	15	15	15
	実施率	46.7%	46.7%	93.3%
情報・意思疎通支援用具 (利用件数)	実績値	24	9	8
	計画値	12	15	15
	実施率	200.0%	60.0%	53.3%
排泄管理支援用具 (利用件数)	実績値	542	573	505
	計画値	530	530	530
	実施率	102.3%	108.1%	95.3%
住宅改修費(利用件数)	実績値	2	6	2
	計画値	2	2	2
	実施率	100.0%	300.0%	100.0%

※平成 26 年度は 9 月 30 日時点実績からの見込値

◇第 3 期計画での提供状況◇

- 介護訓練支援用具：平成 26 年度の実績値が低くなっています、実施率が 15.4% となっています。
- 自立生活支援用具：平成 24 年度から平成 26 年度にかけて増加で推移しており、実施率は約 7 割程度となっています。
- 在宅療養等支援用具：平成 26 年度に前年度比で実績値が 2 倍となり、実施率も 93.3% まで上昇しています。
- 情報・意思疎通支援用具：平成 24 年度には実施率が 200.0% となっていましたが、その後は減少傾向にあります。
- 排泄管理支援用具：平成 24 年度から平成 25 年度まで実施率が 100.0% を超えていましたが、平成 26 年度には 100.0% を下回っています。
- 住宅改修費：平成 25 年度に実績値が増加していますが、平成 26 年度には減少しています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

日常生活用具は、重度障害者の在宅生活を支える福祉用具として、幅広い品目を対象としているため、ニーズが分散し、実施率の増減が激しくなっています。中でも自立生活支援用具や在宅療養等支援用具は増加傾向にあり、これは医療の進歩により在宅生活を送る重度障害者が増加していることによると思われ、以降もこの傾向が続くと考えられます。

今後も重度の障がいのある人で各用具を必要とする人に対し、すべての用具について適切な情報提供や利用しやすいサービスの提供体制を構築する必要があります。

⑤移動支援事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込み箇所数 (箇所)	実績値	35	40	44
	計画値	42	44	46
	実施率	83.3%	90.9%	95.7%
利用者数(実人数)(人)	実績値	148	153	165
	計画値	213	259	311
	実施率	69.5%	59.1%	53.1%
利用時間(時間)	実績値	19,475	21,368	23,000
	計画値	23,646	26,578	29,873
	実施率	82.4%	80.4%	77.0%

※平成 26 年度は 9 月 30 日時点実績からの見込値

◇第 3 期計画での提供状況◇

- 移動支援事業：実施見込み箇所数、利用者数、利用時間とともに増加傾向になっています。実施率については、実施見込み箇所数、利用者数及び利用時間とともに計画値を下回っており、特に利用者数が少なくなっています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

移動支援事業は、障がいのある人の地域における社会参加を促進する事業として重要であり、今後も箇所数、利用者数、利用時間とともに増加すると見込まれることから、サービス提供事業者の確保に努め、移動支援事業の充実を図ることが必要です。

⑥地域活動支援センター事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込み箇所数(箇所)	実績値	1	1	1
	計画値	2	2	2
	実施率	50.0%	50.0%	50.0%
利用者数(実人数) (人)	実績値	25	24	25
	計画値	34	36	37
	実施率	73.5%	66.7%	67.6%
利用時間(時間)	実績値	5,454	4,279	3,000
	計画値	5,520	5,540	5,560
	実施率	98.8%	77.2%	54.0%

※平成 26 年度は 9 月 30 日時点実績からの見込値

◇第3期計画での提供状況◇

●地域活動支援センター事業：実施見込み箇所数は、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて変わりはなく、計画値を下回って推移しています。利用者数も、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて横ばいで推移し、実施率は約 7 割となっています。利用時間については、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて大きく減少しながら推移しており、平成 26 年度の実施率は 54.0% となっています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

地域活動支援センターは、聴覚に障がいのある人を対象としたⅡ型を実施していますが、同センターに併設されている就労継続支援事業所への通所が増加したことにより、利用者数、利用時間ともに減少したものと考えられます。今後も地域活動支援センターでサービスが提供できるよう支援する必要があります。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込み箇所数(箇所)	実績値	6	5	15
	計画値	14	15	16
	実施率	42.9%	33.3%	93.8%
利用者数(実人数)(人)	実績値	53	68	80
	計画値	47	52	58
	実施率	112.8%	130.8%	137.9%
利用日数(人日)	実績値	5,440	7,095	8,320
	計画値	2,570	3,001	3,506
	実施率	211.7%	236.4%	237.3%

※平成 26 年度は 9 月 30 日時点実績からの見込値

◇第3期計画での提供状況◇

- 日中一時支援事業：実施見込み箇所数は、平成 25 年度までは実施率が 30~40% 台で推移していましたが、平成 26 年度に実績値が大きく増加し、実施率も 93.8% となっています。利用者数及び利用日数は、平成 24 年度から実績値は増加で推移し、実施率も利用者数で 100.0%、利用日数では 200.0% を超えています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

日中一時支援事業について、実施見込み箇所数については、利用者のニーズに対応するため、平成 26 年度に事業所指定の要件を見直したことにより箇所数の増加が図れています。しかし、日中一時支援事業の利用者数や利用日数は年々増加していることから、今後とも条件整備されたサービス提供事業者の確保に努め、日中一時支援事業の充実を図ることが必要です。

②訪問入浴サービス事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込み箇所数(箇所)	実績値	3	3	3
	計画値	2	2	2
	実施率	150.0%	150.0%	150.0%
利用者数(実人数)(人)	実績値	4	4	5
	計画値	6	7	8
	実施率	66.7%	57.1%	62.5%
利用回数(回)	実績値	211	169	200
	計画値	600	700	800
	実施率	35.2%	24.1%	25.0%

※平成 26 年度は 9 月 30 日時点実績からの見込値

◇第3期計画での提供状況◇

- 訪問入浴サービス事業:実施見込み箇所数は、実績値が横ばいで推移しているものの、計画値を上回っています。利用者数及び利用回数は、実績値が計画値を下回って推移し、平成26年度の実施率は利用者数で62.5%、利用回数で25.0%となっています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

訪問入浴サービス事業の現在の提供内容は、夏場（7月～9月）は週2回、それ以外の月は週1回と条件が決められています。

今後、一定の利用ニーズが予測されることから、サービスの向上に向け、利用ニーズに応じたサービス提供を図っていくことが必要です。

③その他の任意事業

1) 手話奉仕員養成事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受講者数(人)	実績値	37	36	17
	計画値	62	62	62
	実施率	59.7%	58.1%	27.4%
講座回数(回数)	実績値	41	41	35
	計画値	41	41	41
	実施率	100.0%	100.0%	85.4%

※平成 26 年度は 9 月 30 日時点実績からの見込値

2) 点訳奉仕員養成事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受講者数(人)	実績値	3	3	2
	計画値	8	8	8
	実施率	37.5%	37.5%	25.0%
講座回数(回数)	実績値	10	10	10
	計画値	10	10	10
	実施率	100.0%	100.0%	100.0%

※平成 26 年度は 9 月 30 日時点実績からの見込値

3) - 1 生活訓練事業・精神障害者社会復帰集団指導事業（グループワーク）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(実人数)(人)	実績値	6	4	3
	計画値	8	8	8
	実施率	75.0%	50.0%	37.5%
延べ利用者数(人)	実績値	85	69	63
	計画値	137	137	137
	実施率	62.0%	50.4%	46.0%

※平成 26 年度は 9 月 30 日時点実績からの見込値

3) - 2 生活訓練事業・視覚障害者生活訓練事業

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(実人数)(人)	実績値	0	0	5
	計画値	5	5	5
	実施率	0.0%	0.0%	100.0%
延べ利用者数(人)	実績値	0	0	10
	計画値	25	25	25
	実施率	0.0%	0.0%	40.0%

※平成 26 年度は 9 月 30 日時点実績からの見込値

◇第3期計画での提供状況◇

- 手話奉仕員養成事業：受講者数は、実績値が計画値を下回って推移し、特に平成 26 年度に大幅な減少がみられ、実施率は 27.4% となっています。講座回数は、平成 25 年度まで横ばいで推移していましたが、平成 26 年度は減少し実施率は 85.4% となっています。
- 点訳奉仕員養成事業：受講者数は、計画値に対して実績値が低くなっています。実施率は 20~30% 台で推移しています。講座回数は、実績値は平成 24 年度から平成 26 年度まで変わりなく、実施率も 100.0% で推移しています。
- 精神障害者社会復帰集団指導事業：利用者数（実人数）は、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて実績値が減少しており、平成 26 年度の実施率は 37.5% となっています。延べ利用者数は、実績値が平成 24 年度から平成 25 年度で大きく減少し、その後も微減で推移しており、平成 26 年度の実施率は 46.0% となっています。
- 視覚障害者生活訓練事業：平成 26 年度の利用者数の実績値は 5 人、延べ利用者数の実績値は 10 人となっています。

◇サービスの評価と今後の課題◇

手話奉仕員や点訳奉仕員の講座回数はカリキュラムの変更等により減少していますが、受講者数で点訳奉仕員も含め減少傾向になっていることから、今後は、受講方法の工夫や講座内容の充実を図り、受講者数の増加に努めることが必要です。

生活訓練事業について、精神障害者社会復帰集団指導事業では、利用者数が減少となっています。視覚障害者生活訓練事業では、平成 26 年度のみの利用となっています。今後も生活訓練に関するさまざまな企画を実施し、事業の充実を図ることが必要です。また、地域に潜在している対象者の掘りおこしを行い、事業内容の周知などの情報提供により、利用の促進を図ることが必要です。

第2章

今回計画策定に向けて踏まえるべきポイント

平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」において、「障害者総合支援法」の施行や障害者の範囲が拡大されたほか、障害福祉サービスなどが改正されました。本計画において踏まえるべきポイントについて以下に示します。

1. 重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象者を「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものとする」としており、現行の重度の肢体不自由に加え、重度の知的、精神障がいのある人に拡大しています。

2. 共同生活介護の共同生活援助への一元化

障がいのある人の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進するとともに、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

3. 地域移行支援の対象拡大

地域生活への移行のために支援を必要とする人を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人であって厚生労働省令で定めるものが追加されました。

4. 地域生活支援事業の追加

地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を図るため、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発、② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修、④ 意思疎通支援を行う者の養成が追加されました。

第3章

今回計画の見込量と確保方策

1. 平成 29 年度までの成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

基本指針(国の方針)

- 平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上を地域生活へ移行
- 施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4%以上削減

京田辺市の方針

- 地域生活移行者、施設入所者ともに、国の方針に合わせる

◇成果目標◇

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時点の施設入所者 (A)	34 人	平成 25 年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	5 人	(A) のうち、平成 29 年度までに地域
	14.7%	生活に移行する人の目標値
【目標】施設入所者の削減	2 人	差引減少見込み数 (A) - (B)
5.9%		
平成 29 年度末時点の施設入所者 (B)	32 人	平成 29 年度の利用人員見込み

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進

成果目標については都道府県のみが定めることとされており、本市においては関連する活動指標のみを定めることとします。

基本指針(国の方針)

- 入院後 3か月時点の退院率を 64%以上とする（平成 21 年から 23 年の平均 58.4%）
- 入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とする（平成 21 年から 23 年の平均 87.7%）
- 1 年以上の在院者数を平成 24 年 6月末時点から 18%以上減少

(3) 地域生活支援拠点等の整備

基本指針(国の方針)

- ・障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点などを、各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備

京田辺市の方針

- ・障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点などについて、周辺市町村の状況も鑑みながら、少なくとも1つの拠点を整備することを検討する

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

基本指針(国の方針)

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とする
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加
- ・就労支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする（平成23年度実績27.1%）

京田辺市の方針

- ・福祉施設利用者の一般就労への移行、就労移行支援事業の利用者の増加、就労移行支援事業所の就労移行率の増加とともに、国の方針に合わせる

◇成果目標◇

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労への移行者 (A)	4 人	平成 24 年度の一般就労への移行者数
【目標】 福祉施設から一般就労への移行者数 (B) の 増加	8 人	就労移行支援事業等を通じて平成 29 年度中に一般就労に移行する人数
	2 倍	(B) / (A)
平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利 用者 (C)	17 人	平成 25 年度末時点の就労移行支援事 業の利用者数
【目標】 就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	28 人	就労移行支援事業の平成 29 年度末に における利用者数
	64.7%	(C) / (D)
【目標】 就労移行支援事業所の就労移行率の増加	1箇所	平成 29 年度末までに、就労支援事業 所のうち、就労移行率が 3 割以上の事 業所数が全体の 5 割以上
	100.0%	

2. 活動指標の見込みと確保の方策

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排泄、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出時や移動中の介護など総合的な介護を行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人の外出時における移動支援を行います。
行動援護	行動に著しく困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護を行います。

◇訪問系サービスの見込量◇

月平均利用時間、月平均利用人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	人	100	104	108
	時間	3,320	3,453	3,586
重度訪問介護	人	4	7	10
	時間	1,272	2,374	3,391
同行援護	人	14	15	16
	時間	297	318	340
行動援護	人	15	20	25
	時間	435	463	492
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

◇訪問系サービスの確保策◇

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支えるのに大変重要なサービスです。今後、施設入所者や長期入院者の地域移行による増加が見込まれ、訪問系サービスの居宅介護や同行援護、行動援護で利用ニーズの増加が予測されます。

サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう、情報提供体制の充実を図るとともに、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を見据え、必要な事業所やヘルパーの確保に努めていきます。

また、サービスを提供する事業者が知的障害や精神障害などの障がいの特性を理解し、対応できるように、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけ、質の高いサービスが提供されるように支援します。さらに、京都府や近隣市町との連携を強化し、必要なサービスの提供体制の充実を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設などの施設で日中行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練を提供します。
療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の援助を行います。
短期入所(ショートステイ)	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な人に対して、施設で行う入浴、排泄、食事の介護を行います。

◇日中活動系サービスの見込量◇

月平均利用量、月平均利用人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人	102	106	110
	人日	1,939	2,015	2,091
自立訓練(機能訓練)	人	0	0	0
	人日	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人	3	3	3
	人日	33	33	33
就労移行支援	人	15	21	28
	人日	259	362	483
就労継続支援(A型)	人	16	17	18
	人日	339	360	382
就労継続支援(B型)	人	102	110	115
	人日	1,554	1,615	1,691
療養介護	人	6	6	6
短期入所	人	41	43	45
	人日	201	211	221

◇日中活動系サービスの確保策◇

日中活動系サービスについては、障がいのある人の生活の場として重要な場所です。今後も府や近隣市町と連携しながら、利用者の状況に応じた適切なサービス提供に努めます。また、今後の新規参入を予定するサービス提供事業者に対しても、サービス利用者の動向やサービス内容などに関する情報提供を行い、参入の促進を図ります。

就労支援サービスについては、特別支援学校やハローワークなどの就労支援機関、企業などとの連携のもとに、就労支援策の強化を図ります。特に、成果目標では一般就労への移行者を平成29年度までに8人とすることを掲げているため、市内事業者や民間企業に対しての情報提供や企業への障害者雇用の理解の促進を図り、就労移行に向けた取り組みを進めます。

短期入所については、今後ニーズの増加も見込まれるため、受け入れ体制の充実に向けて事業者に働きかけ、事業者間の連携を図る中で十分な受け入れ枠の確保に努めます。また、緊急時の受け入れ体制を調えるため、専用の空床の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排泄、食事の介護を行います。

◇居住系サービスの見込量◇

月平均利用人数

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	48	50	52
施設入所支援	人	33	33	33

◇居住系サービスの確保策◇

今回計画より、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に統合されます。共同生活援助（グループホーム）については、住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズがあり、今後も整備が必要となることから、広域での調整と地域の理解を深めるとともに、居住基盤の確保に努めます。

また、施設入所支援については、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らしれるよう、既存施設を中心に必要な入所施設の確保に努めます。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画を作成します。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	地域生活へ移行した後の地域への定着を図り、地域で生活している障がいのある人が、そのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

◇相談支援の見込量◇

年利用人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人	350	370	390
地域移行支援	人	1	3	5
地域定着支援	人	0	1	2

◇相談支援の確保策◇

計画相談支援について、障害福祉サービスを利用するすべての人にサービス等利用計画が作成できるよう、相談支援事業者の確保を図るとともに、市民に身近な地域での関係機関と連携を図り、必要なサービス量を確保します。また、利用者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう相談支援員の質の向上を図ります。

さらに、退院・退所可能な施設入所者や一人暮らしに移行する人の地域移行・定着を支援するため、地域移行支援や地域定着支援について成果目標を踏まえながら、必要なサービス量を確保していきます。

(5) 障害児支援

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（利用予定を含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障害児に児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	上記のサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

◇障害児支援の見込量◇

月平均利用量、月平均利用人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人	55	57	59
	人日	197	204	212
放課後等デイサービス	人	76	81	86
	人日	245	262	278
保育所等訪問支援	人	10	10	10
	人日	80	80	80
医療型児童発達支援	人	5	5	6
	人日	35	35	35
障害児相談支援(人/年)	人	70	75	80

◇障害児支援の確保策◇

活動指標に障害児支援が加わったことを受け、障がいのある児童の特性にあったサービスを提供できる基盤の確保を図ることが求められており、必要なサービスを「京田辺市子ども子育て支援事業計画」との関連も踏まえながら進めています。

サービス量について、保育所等訪問支援を除くすべてのサービスで利用ニーズの増加が見込まれており、児童発達支援や医療型児童発達支援については日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練に加えて、必要な治療などを行うことができるよう、サービスの提供を行う事業所の確保に努めます。

また、放課後等デイサービスについて、障がいのある児童の社会参加・交流機能を担う施設であり、市内全体にバランスの取れた整備がなされるように検討していきます。

障害児相談支援について、平成 26 年度に整えた相談支援体制を継続・維持しつつ、増加傾向の利用人数に対応できるように図っていきます。

3. 地域生活支援事業の見込みと確保の方策

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

◇理解促進研修・啓発事業の見込量◇

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	利用の有無	有	有

◇理解促進研修・啓発事業の確保策◇

障害者総合支援法の施行に伴い平成 25 年 4 月から必須事業となり、自立支援協議会において当事者による講演会などを行い、障がいの特性をだれもが理解できるよう取り組みを進めてきましたが、今後も講演会の開催や障害者等とふれあうイベントを開催するなど一層の障害者理解促進のための啓発活動に取り組んでいきます。

②自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）の支援を行います。

◇自発的活動支援事業の見込量◇

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	利用の有無	有	有

◇自発的活動支援事業の確保策◇

本市では、障害者総合支援法の施行に伴い平成 25 年 4 月から必須事業となる以前から、災害対策活動として、地域における防災マニュアルの作成などを支援してきましたが、今後、身近な地域でピアサポートやピアカウンセリングといった障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有し、情報交換のできる交流会活動などを支援します。

③相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

◇相談支援事業の見込量◇

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	箇所	3	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	無	有	有
住宅入居等支援事業	利用の有無	無	無	有

◇相談支援事業の確保策◇

障害者相談支援事業について、新たに障害者区分に難病が加わったため、相談員との連携を強化するとともに、利用希望者への周知に取り組みます。

基幹相談支援センターの設置、住宅入居等支援事業は実績では実施できていません。基幹相談支援センターの設置は、平成 28 年度の設置に向けて準備を進めていきます。また、住宅入居等支援事業についても地域生活への移行・定着のための環境整備を進めていきます。

④成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

◇成年後見制度利用支援事業の見込量◇

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1

◇成年後見制度利用支援事業の確保策◇

成年後見制度の理解と周知に努め、制度の利用を促進し、利用が必要な障がいのある人に対し支援を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

◇成年後見制度法人後見支援事業の見込量◇

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無		無	無 有

◇成年後見制度法人後見支援事業の確保策◇

近隣市町の社会福祉協議会などの法人の動向を注視しながら、市内の法人に法人後見に対する理解と周知を進め、平成 29 年度の実施に向けて取り組みを進めます。

⑥意思疎通支援事業

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	聴覚、音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所に設置します。

◇意思疎通支援事業の見込量◇

年間あたり利用・設置人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	人	800	815	830
手話通訳者設置事業	人	2	3	3

◇意思疎通支援事業の確保策◇

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用者は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、ニーズに対応できるように派遣事業・設置事業の充実に努めます。また、京都府が実施する手話通訳者養成事業や要約筆記者養成事業への参加を呼びかけ、市内に必要な人材が増加するよう人材の確保に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等を給付します。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器を給付します。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。

◇日常生活用具給付等事業の見込量◇

年間あたり利用件数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件	8	8	8
自立生活支援用具	件	19	20	21
在宅療養等支援用具	件	15	16	17
情報・意思疎通支援用具	件	15	15	15
排泄管理支援用具	件	526	548	571
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	2	2

◇日常生活用具給付等事業の確保策◇

障がいのある人が自力で在宅生活が営めるよう、利用者のニーズなどを踏まえ事業内容を検討し、より多くの人がサービスを利用できるように充実を図ります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人の理解と認識を深め、聴覚に障がいのある人の理解者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術の習得をめざす人）の養成研修を行います。

◇手話奉仕員養成研修事業の見込量◇

年間あたり利用人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	18	19	20

◇手話奉仕員養成研修事業の確保策◇

地域で手話による日常会話を希望される、聴覚に障がいのある人に対する理解と認識を深めるための事業の開催について、聴覚障害者協会の協力のもと、さまざまな媒体を活用した広報や近隣市町との連携により受講者の確保に努めます。

⑨移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

◇移動支援事業の見込量◇

年間あたり利用時間、利用人数

サービス名	年間あたり利用時間、利用人数			
	人	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	人	172	179	187
	時間	23,976	24,952	26,067

◇移動支援事業の確保策◇

障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するため、また利用人数、利用量ともに増加することが見込まれることからも、多様なサービス提供事業者の確保を図ります。実施にあたっては情報提供の充実に努め、利用者の多様なニーズに対応できるよう、より一層サービス提供体制の充実を図ります。

⑩地域活動支援センター

サービス名	内容
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

◇地域活動支援センターの見込量◇

年間あたり利用時間、利用人数

サービス名	年間あたり利用時間、利用人数		
	箇所	平成 27 年度	平成 28 年度
	人	1	1
地域活動支援センター	人	26	27
	時間	2,500	2,500
			2,500

◇地域活動支援センターの確保策◇

障がいのある人に創作活動または生産活動の機会、相談支援、機能訓練、社会適応訓練などを提供できるよう、地域活動支援センターの支援に努めます。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を、一時的に確保することにより日常生活の支援を行います。

◇日中一時支援事業の見込量◇

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込み箇所数	箇所	15	16	16
利用者数(実人数)	人	83	86	90
利用日数	人日	8,115	9,030	9,450

◇日中一時支援事業の確保策◇

介護者の休息や就労支援を目的として事業を行う中で、サービス内容の情報を提供していきます。また、増加予想される利用ニーズに対応するため、今後とも条件整備されたサービス提供事業者の確保に努め、事業の充実を図ります。

②訪問入浴サービス事業

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	居宅まで訪問して入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

◇訪問入浴サービス事業の見込量◇

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込み箇所数	箇所	3	3	3
利用者数(実人数)	人	5	6	6
利用回数	回	208	217	226

◇訪問入浴サービス事業の確保策◇

対象者に対して、サービス内容に関する情報提供等を実施するとともに利用ニーズの高まりに対応した事業所の確保に努め、利用者に対するサービスの向上を図ります。

③その他の任意事業

1) 要約筆記奉仕員養成事業

音声による情報入手が困難な聴覚に障がいのある人に話の内容を要約し、文字として伝える要約筆記奉仕員を養成します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受講者数	人	10	10	10
講座回数	回	6	6	6

2) 点訳・朗読奉仕員養成事業

文字による情報入手が困難な視覚に障がいのある人にとって、唯一の文字である点字を理解し、点訳に携わる奉仕員を養成します。また、視覚に障がいのある人の目となって活字を音声に変える音声訳に携わる奉仕員を養成します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
点訳奉仕員受講者数	人	5	5	5
点訳奉仕員講座回数	回	10	10	10
朗読奉仕員受講者数	人	15	15	15
朗読奉仕員講座回数	回	12	12	12

3) 精神障害者社会復帰集団指導事業

回復途上にある精神障がいのある人に対し、社会参加の場を提供し、集団活動を通じて自発性及び社会性を養うとともに、対人関係の改善を図り社会復帰を促進します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(実人数)	人	4	5	6
延べ利用者数	人	72	84	96

4) 視覚障害者生活訓練事業

地域における在宅の視覚障がいのある人に対し、必要な機能訓練及び社会適応訓練等のサービスを実施し、視覚に障がいのある人の社会参加及び地域生活支援の促進を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(実人数)	人	10	10	10
延べ利用者数	人	30	40	40

◇その他の任意事業の確保策◇

その他の任意事業は、事業内容などに関する情報を広報誌や市のホームページをはじめとするさまざまな媒体を活用しながら周知し、受講者や利用者の拡大に努めます。

4. 資 料 編

1. 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会規則

平成 26 年 3 月 28 日
規則第 13 号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成 26 年京田辺市条例第 1 号）第 7 条の規定に基づき、京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2. 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿

任期 平成26年7月1日～平成29年6月30日まで

番号	所属団体・役職	委員名	区分
1	同志社大学名誉教授	岡 本 民 夫	学識経験者
2	市議会議員	水 野 恭 子	市議会
3	京田辺市社会福祉協議会	長谷川 榮 治	関係団体
4	京田辺市民生児童委員協議会	青 木 二三代	関係団体
5	京田辺市障害者生活支援センター ふらっとセンター長	萩 尾 育	関係団体
6	京田辺市ボランティア連絡協議会 会長	中 瀬 晃 子	関係団体
7	京田辺市身体障害者協会 会長	玉 嶋 久 興	関係団体
8	京田辺市介護保険サービス事業所連絡協議会 副会長	米 田 真 純	関係団体
9	自立支援協議会就労支援部会長 (社福)共生福祉会 たなべ緑の風作業所事業所長	前 川 卓 也	関係団体
10	自立支援協議会精神部会長 (株)EL-LISTON 代表取締役	林 剛	関係団体
11	自立支援協議会児童部会長 (有)ライフ・アシスト	井 山 信 久	関係団体
12	京都田辺公共職業安定所 所長	鹿 士 一 郎	関係団体
13	京田辺市商工会 会長	堀 口 孝	関係団体
14	京都府立南山城支援学校	草 野 靖 浩	関係団体
15	京田辺市障害児(者)父母の会	北 川 玲 子	関係団体
16	京田辺市医師会	岡 本 祐 之	関係団体

※敬称略 順不同

第3期京田辺市障害者基本計画及び第4期京田辺市障害福祉計画

発行年月：平成27年3月

発行・編集：京田辺市 健康福祉部 障害福祉課

住 所：〒610-0393 京田辺市田辺80番地

TEL：0774-64-1372 FAX：0774-63-5777

E-mail：shogai@kyotanabe.jp